

平成 30 年度海外農業・貿易投資環境
調査分析委託事業（インド）
報告書

2019年3月22日

MIZUHO みずほ情報総研株式会社

インドの法規制やルール運用は頻繁に変更されるため、弁護士・会計士・その他専門家等にご確認のうえ、お取り扱い下さいますようお願い申し上げます。

目次

第Ⅰ章 調査事業報告書

1 調査事業の概要	- 1 -
1.1 調査事業の背景・目的	- 1 -
1.2 調査の方法	- 1 -
1.2.1 調査地域の概要	- 1 -
1.2.2 調査内容	- 3 -
1.2.3 現地調査	- 4 -
2 インド進出マニュアル	- 5 -
2.1 外食産業進出マニュアル<デリー首都圏>	- 5 -
2.2 加工食品産業マニュアル<カルナタカ州>	- 5 -
2.3 コールドチェーン産業進出マニュアル<ウッタル・プラデシュ州>	- 5 -
3 マスタープランモデル	- 6 -
3.1 アンドラ・プラデシュ州におけるマスタープラン	- 6 -
3.2 マスタープランモデル	- 6 -
3.3 個別専門家の派遣	- 6 -
4 官民ミッションの支援	- 8 -

第Ⅱ章 インド進出マニュアル

1 はじめに	- 9 -
1.1 本マニュアルについて	- 9 -
1.2 本マニュアルの使い方	- 10 -
1.3 インド進出に係るプロセス	- 11 -
1.3.1 インド概要	- 11 -
1.3.2 進出プロセス	- 13 -
1.4 インド進出に係る各種の障壁	- 15 -
2 外食産業進出マニュアル<デリー首都圏>	- 17 -
2.1 インドの外食市場概要	- 17 -
2.1.1 インド全体における外食業の市場規模	- 17 -
2.1.2 インドの外食事情	- 17 -
2.1.3 消費者の動向	- 18 -
2.1.4 日本食レストランの動向	- 19 -
2.2 デリー首都圏（National Capital Region: NCR）の概要	- 20 -
2.2.1 インドの経済概況とデリー首都圏（NCR）	- 20 -
2.2.2 NCR 内主要地域及び都市の概要	- 22 -
2.3 NCR における外食産業の動向	- 24 -

2.3.1 NCR における外食市場	- 24 -
2.3.2 NCR における外食産業の調達・物流状況	- 24 -
2.3.3 NCR における外食産業関連の規制	- 24 -
2.4 NCR における外食事業に関する基本情報	- 25 -
2.4.1 基礎情報	- 25 -
2.4.2 関税、出資制限、労働問題等	- 26 -
2.4.3 日系企業が直面する課題と対応事例	- 28 -
2.4.4 連邦・州政府の補助金及び申請プロセス	- 28 -
2.5 事業開始に向けた手続き	- 28 -
2.5.1 外食産業に係るライセンス	- 29 -
3 食品加工進出マニュアル<カルナタカ州>	- 31 -
3.2 インドの食品加工ビジネスの魅力	- 31 -
3.2.1 インド全体における食品加工業の市場規模と成長要因	- 31 -
3.2.2 インドにおける有望な食品加工ビジネス	- 31 -
3.3 カルナタカ州概要	- 33 -
3.4 カルナタカ州における食品加工ビジネス	- 35 -
3.4.1 食品加工に関するビジネス機会	- 35 -
3.4.2 有望な食品加工ビジネス	- 37 -
3.4.3 ケーススタディ	- 38 -
3.5 事業計画に係る基本情報	- 42 -
3.5.1 基礎データ（人件費等、水道光熱費等）	- 42 -
3.5.2 関税、出資制限	- 43 -
3.5.3 州政府の補助金	- 43 -
3.6 事業開始に向けた手続き等	- 44 -
3.6.1 事業開始のステップ	- 44 -
3.6.2 シングルウィンドウの紹介	- 44 -
4 コールドチェーンビジネス進出マニュアル<ウッタール・プラデシュ州>	- 45 -
4.3 インドにおけるコールドチェーンのニーズ	- 45 -
4.4 ウッタール・プラデシュ州概要	- 47 -
4.4.1 ウッタール・プラデシュ州の位置と経済施策	- 47 -
4.4.2 UP 州の基礎データ	- 48 -
4.5 UP 州におけるコールドチェーンビジネス	- 49 -
4.5.1 農産物に着目したビジネス機会	- 49 -
4.5.2 冷蔵施設に着目したビジネス機会	- 50 -
4.5.3 食品サプライチェーンに着目したビジネス機会	- 51 -
4.5.4 ケーススタディ	- 53 -
4.6 事業計画に係る基本情報	- 57 -

4.6.1 基礎データ（人件費等、水道光熱費等）	- 57 -
4.6.2 関税、出資制限	- 58 -
4.6.3 連邦・州政府の補助金及び申請プロセス	- 58 -
4.6.4 事業開始に向けた手続き	- 60 -
5 補足資料	- 61 -
5.1 FSSAI に係る手続き	- 61 -
5.1.1 Step1 展開する食品事業の特徴に基づく事業区分	- 61 -
5.1.2 Step2 事業区分における事業内容に基づく取得ライセンス	- 62 -
5.1.3 Step3 ライセンス毎の支払い費用	- 65 -
5.1.4 Step4 ライセンス毎に必要な書類のリスト	- 66 -
5.2 食品輸入に係る手続き	- 70 -
5.2.1 食品輸入に向けた手続き	- 70 -
5.2.2 手続き 1：税関システム（ICEGATE）での申請書の提出	- 70 -
5.2.3 手続き 2：FICS への登録、ログイン及び書類のアップロード	- 70 -
5.2.4 手続き 3：書類の精査、試験所による試験費用の支払い、目視検査の予約	- 70 -
5.2.5 手続き 4：目視検査とサンプリングプロセス	- 71 -
5.2.6 手続き 5：試験所における分析	- 72 -
5.2.7 手続き 6：異議なし証明書／不適合証明書の発行	- 72 -
5.2.8 食品輸入にあたり提出を求められる資料	- 72 -
5.3 進出に係る参入障壁	- 74 -
5.3.1 農業分野のヒアリング結果	- 74 -
5.3.2 食品加工分野のヒアリング結果	- 75 -
5.3.3 外食産業分野のヒアリング結果	- 76 -

図表目次

第Ⅰ章 調査事業報告書

表 1 1 訪問目的及び訪問地域	- 4 -
表 2 1 インド進出マニュアルの業種及び対象地域	- 5 -
表 3 1 AP 州政府との協議時期（2018 年）	- 6 -
表 3 2 専門家派遣日程	- 7 -
表 4 1 官民ミッション派遣日程	- 8 -
図 1 1 主要都市及び調査地域	- 2 -

第Ⅱ章 インド進出マニュアル

表 1.3 1 進出形態によるメリット・デメリットの整理	- 13 -
表 1.3 2 会社設立手続き	- 14 -
表 1.4 1 インド進出にあたり課題に係るヒアリング結果	- 15 -
図 1.1 1 調査地域	- 9 -
図 1.3 1 一人当たり GDP ((PPP) 1990-2017 年推移（単位：米ドル）	- 11 -
図 1.3 2 調査地域及び主要都市	- 12 -

表 2.1 1 インドで浸透している大手外食チェーンと成功要因	- 18 -
表 2.1 2 インド人の味覚（傾向）と食習慣の特徴	- 19 -
表 2.2 1 州別 1 人当たり GDP 上位 5 位	- 20 -
表 2.2 2 NCR 構成都市	- 21 -
表 2.2 3 デリー連邦直轄領及びハリヤナ州の概要	- 22 -
表 2.2 4 インド進出日系企業数 上位 5 州	- 22 -
表 2.2 5 ハリヤナ州における日系企業拠点数 上位 5 都市	- 23 -
表 2.2 5 グルガオン概要	- 23 -
表 2.3 1 NCR における外食業界関連の主な規制	- 24 -
表 2.4 1 事業計画に係る基礎データ	- 25 -
表 2.4 2 カテゴリー別の関税撤廃までのスケジュール	- 27 -
表 2.5 1 インド政府によるシングルウィンドウ（Invest India）連絡先	- 29 -
表 2.5 2 必要書類一覧（List of Mandatory Documents）	- 29 -
図 2.1 1 インド全体における外食業の市場規模	- 17 -
図 2.1 2 地域別の料理の特性	- 18 -
図 2.2 1 NCR 全体図	- 20 -
図 2.2 2 NCR 内の高級賃貸用不動産の相場価格	- 23 -

図 2.4 1 関税率の確認方法	- 26 -
表 3.3 1 カルナタカ州の概要	- 34 -
表 3.4 1 フードパークごとの特徴	- 35 -
表 3.4 2 Karnataka 州の食品加工ビジネス機会	- 37 -
表 3.5 1 事業計画に係る基礎データ	- 42 -
表 3.6 1 事業開始に向けた各種の手続き	- 44 -
表 3.6 2 カルナタカ州におけるシングルウィンドウ	- 44 -
図 3.3 1 カルナタカ州の位置	- 33 -
図 3.4 1 フードパークの位置	- 35 -
図 3.4 2 行政区ごとの FSSAI 加工食品関連ライセンス取得数	- 36 -
図 3.4 3 カルナタカ州行政区	- 36 -
図 3.4 4 食品加工関連ビジネスの FSSAI License 取得数	- 37 -
図 3.4 5 1 人当たり GDP (PPP) の比較 (インド・日本)	- 39 -
表 4.3 1 コールドチェーンビジネスを取り巻く現状	- 45 -
表 4.4 1 UP 州の概要	- 48 -
表 4.5 1 UP 州のコールドチェーンビジネス機会	- 49 -
表 4.5 2 既設及び不足冷蔵施設	- 50 -
表 4.6 1 事業計画に係る基礎データ	- 57 -
表 4.6 2 UP 州政府による補助金スキーム	- 58 -
表 4.6 3 MIDH による収穫後管理に係る補助金スキーム	- 58 -
表 4.6 4 MIDH による窒素ガス設備 (CA) 及び設備近代化に係る補助金スキーム	- 59 -
表 4.6 5 MoFPI による補助スキーム	- 59 -
表 4.6 6 APEDA による補助スキーム	- 59 -
表 4.6 7 UP 州におけるシングルウィンドウの連絡先	- 60 -
図 4.4 1 UP 州の位置	- 47 -
図 4.5 1 州別冷蔵設備の需要量 (百万トン) <上位 5 州>	- 50 -
図 4.5 2 食品サプライチェーンにおけるコールドチェーン設備導入ニーズ	- 51 -
図 4.5 3 EC 市場規模の推移 (2018 年以降は推計値)	- 52 -
図 4.5 4 りんごの物流で見るコールドチェーンの例	- 53 -
図 4.5 5 現地倉庫会社の管理状況 1	- 54 -
図 4.5 6 現地倉庫会社の管理状況 2	- 55 -
図 4.5 7 現地小売会社の商品陳列例	- 56 -
図 4.5 8 EC での食品及び外食デリバリーの様子	- 56 -

略語表・用語解説

AKIC	: Amritsar-Kolkata Industrial Corridor	アムリトサル・コルカタ産業回廊
AP	: Andhra Pradesh	アンドラ・プラデシュ
APEDA	: Agricultural & Processed Food Products Export Development Authority	農業加工食品輸出開発局
APEDB	: Andhra Pradesh Economic Development Board	AP 州経済開発庁
APFPS	: Andhra Pradesh Food Processing Society	アンドラ・プラデシュ食品加工局（州政府）
BJP	: Bharatiya Janata Party	野党インド人民党
BMIC	: Bangalore-Mumbai Industrial Corridor	ベンガルール・ムンバイ産業回廊
CBIC	: Chennai-Bangalore Industrial Corridor	チェンナイ・ベンガルール産業回廊
Crore	1Crore=10,000,000	南アジア固有の単位
DDT	: Dividend Distribution Tax	配当分配税
DMIC	: Delhi-Mumbai Industrial Corridor	デリー・ムンバイ産業回廊
EC	: Electronic Commerce	電子商取引
ECB	: External Commercial Borrowing	対外商業借入
EDFC	: Eastern Dedicated Freight Corridor	東部貨物専用回廊
F/S	: Feasibility Study	実現可能性調査
FCI	: Food Corporation of India	インド食料公社（政府系）
FDI	: Foreign Direct Investment	海外直接投資
FIPB	: Foreign Investment Promotion Board	外国投資促進委員会
FSSAI	: Food Safety and Standards Authority of India	食品安全基準管理局
FVC	: Food Value Chain	フードバリューチェーン
GSDP	: Gross state domestic product	州総生産額
IBEF	: Indian Brand Equity Foundation	インド・ブランド・エクイティ財団
IDF	: International Diabetes Federation	国際糖尿病連合
INR	: Indian Rupee	インドルピー（通貨）
LLP	: Limited Liability Partners	有限責任事業組合
Lukh	1Lukh=100,000	南アジア固有の単位
MAT	: Minimum Alternative Tax	最低代替税
MCA	: Ministry of Corporate Affairs	インド企業省
MFP	: Mega Food Park	メガフードパーク
MIDH	: Mission on Integrated Development of Horticulture	園芸統合開発ミッション
MoC	: Memorandum of Corporation	協力覚書
MoAFW	: Ministry of Agriculture & Farmers Welfare	農業農民福祉省
MoFPI	: Ministry of Food Processing Industries	食品加工産業省
NCCD	: National Centre for Cold-chain Development	国立コールドチェーン開発センター
NCR	: National Capital Region	デリー首都圏
NHB	: National Horticulture Board	国立園芸庁
NRAI	: The National Restaurant Association of India	インドレストラン協会
PPP	: Public Private Partnership	官民連携
RBI	: Reserve Bank of India	インド準備銀行
RoC	: Registrar of Companies	企業登録局
UP	: Uttar Pradesh	ウッタール・プラデシュ
WDFC	: Western Dedicated Freight Corridor	西部貨物専用回廊

※為替レート：米ドル=110.44 円、1 インドルピー=1.62 円を適用（みずほ銀行外国為替公示相場より、2018 年 1～12 月の各月最終日の中値の平均値）。

第 I 章 調査事業報告書

1 調査事業の概要

1.1 調査事業の背景・目的

世界の食市場規模は急速に拡大しており、拡大する世界の食市場を取り込み、我が国食産業の海外展開を図っていくことが必要とされている。

このため、我が国の食品関連企業の「強み」を活かし、生産から加工・製造、流通、消費に至るフードバリューチェーン（以下「FVC」という。）構築を各国と協力して進めていくための指針として取りまとめたグローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、食のインフラシステムの輸出による中小企業を含む食産業の海外展開を促進するための具体的取組を進めていく必要がある。

インドは、日本の 10 倍以上の人口、約 9 倍の面積を有し、高い GDP 成長率を維持する巨大市場であり、今後も中間層人口や生産年齢人口の拡大が見込まれる。他方、インドにおける日系食品関連企業¹の進出数は市場規模に比して少なく、これは、法制度・商慣習に関する情報不足や、現地市場のニーズが把握できないことが一因となっていると考えられる。

本委託事業では、インドにおける日系食品関連企業の円滑な事業展開を促進し、インドにおける FVC 構築を推進するため、インド側のニーズにも沿った、日系食品関連企業の対インド投資に資する情報の収集及び分析並びに今後の FVC 構築の指針を提示することを目的とする。

1.2 調査の方法

1.2.1 調査地域の概要

インドは、南アジアにおける最大国として、328 万 7,469 平方キロメートル（2011 年国勢調査）の国土を有し、2017 年、人口は 13.4 億人（世界第 2 位）、GDP は約 2.6 兆ドル（世界第 6 位）となった（世界銀行）。しかし、2000 年以降の急速な経済発展の反面、都市部と農村部の所得格差、電力や交通といったインフラの整備不足が課題となっている。また、インドの経済規模は世界第 6 位となったが、インドの一人当たり GDP（名目為替レート）は日本の約 5.1%程度、一人当たり GDP（PPP）は約 16.1%に留まっている。

本調査事業に係る対象地域（デリー首都圏、カルナタカ州、ウッタル・プラデシュ（UP²）州、アンドラ・プラデシュ（AP³）州（図 1-1）の概要は、(1) ～ (4) の通り。詳細については、第 II 章進出マニュアルを参照。

¹ ここでの日系食品関連企業とは、農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に係る幅広い企業を指し、花き、種苗、農業関連資材、農業機械・食品機械等に関連する企業も含む。

² UP 州：The state of Uttar Pradesh

³ AP 州：The state of Andhra Pradesh

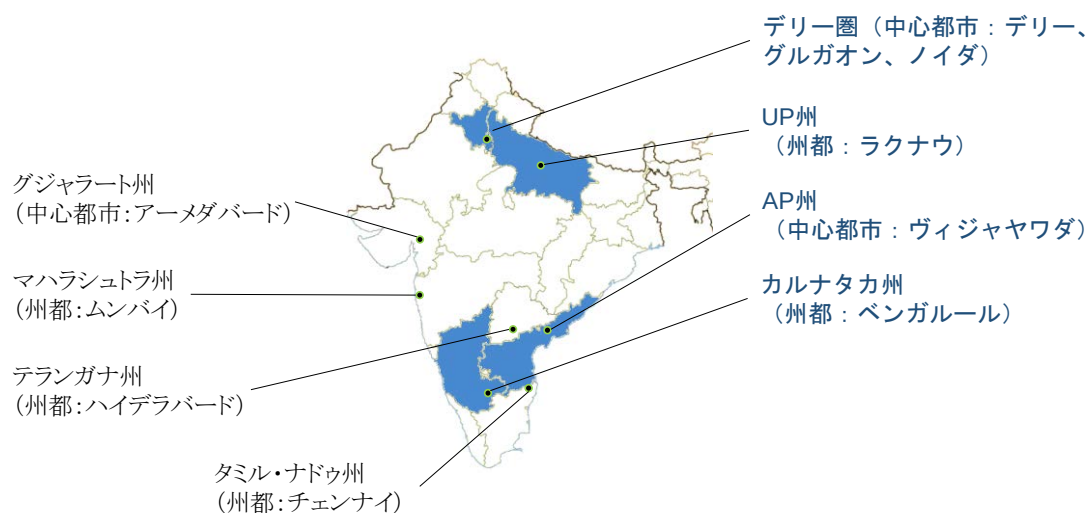


図 1-1 主要都市及び調査地域

（1）デリー首都圏

デリー首都圏（NCR⁴）は、3つの州（ハリヤナ州、UP 州、ラジャスターン州）とデリー連邦直轄領⁵から構成され、デリー連邦直轄領（州都：ニューデリー）を中心とした州横断的な地域計画・開発が行われている地域である。

NCR に含まれる、デリー連邦直轄領（デリー）及びハリヤナ州（グルガオン、ファリーダーバード）の 1 人当たり GDP は、インド国内で最も高い（デリー連邦直轄領 1 位、ハリヤナ州 2 位）。州内総生産は、それぞれインド全体の 4% を占めており、GDP 成長率及び 1 人当たり年間所得は、インド国内平均を大きく上回っている。

（2）カルナタカ州

カルナタカ州は、インドの南部地域に位置し、西はアラビア海、北西はゴア州、北はマハラシュトラ州、北東はテランガナ州、東は AP 州、南東はタミルナドゥ州、南西はケララ州に囲まれている。

カルナタカ州の州内総生産は、国内第 5 位（2016 年度）、GDP 成長率は 7.5%（2016 年度）であり、インド国内において経済規模の大きい州の一つである。

また、同州は、国内 5 位の食料生産地であり、約 30 種類の農産物を生産している。州内には、食品加工関連インフラが豊富に整備されており、食品加工産業集積地となっている。

州都であるベンガルール⁶は、ムンバイ及びチェンナイに繋がる産業回廊のハブとなっており、都市間のアクセスが良好である。

⁴ NCR : National Capital Region

⁵ インド北部の政治・経済の中心地であるデリー連邦直轄領は州に準ずる行政区分（準州）に指定され、連邦の首都機能を有するニューデリー（New Delhi）をはじめとする 9 県で構成される。（株式会社国際協力銀行「インドの投資環境／2017 年 8 月」）

⁶ 2014 年 11 月、カルナタカ州政府は、バンガロールをベンガルールに変更した。

(3) ウットル・プラデシュ州

UP 州の州内総生産は、インド国内 2 位、GDP 成長率は 7.3%である。州内には、タージマハール等の観光地があり、同州にとって観光資源は、重要な収入源となっている。

人口は、インド全体の約 16%に当たる約 2 億人（国内第 1 位）であり、豊富な労働力を有している。また、同州はインド国内において最も農業の盛んな州の一つである。食用穀物の生産量は国内最大であり、インド全体の約 18%を占める。また、野菜の生産量も国内第 1 位である。

近年、UP 州内では、国道、空港、主要都市間を結ぶ鉄道が建設されており、都市間ネットワークが良好であるとともに、開発の進む産業回廊の沿線における産業集積地のハブ化に加え、官民連携（PPP⁷）事業の数が増加している。

(4) アンドラ・プラデシュ州

AP 州は、インド東南部にある州の 1 つであり、州都はハイデラバード⁸である。

AP 州の 2015 年度における州総生産額の成長率は、インドで最も高い。また、一人当たりの収入は、前年比で 15%程度の伸びを示している。港湾や空港の整備も進んでおり、インドの州別ビジネス環境整備ランキングでは、グジャラート州に次いで 1 位である。日系企業は、2018 年 12 月時点で 136 社進出している。

1.2.2 調査内容

インドにおける日系食品関連企業の円滑な事業展開を促進し、インドにおける FVC 構築を推進するため、以下の項目について、調査及び検討を実施し、結果を進出マニュアル及びマスタープランとして取り纏めた。進出マニュアル詳細については、第 II 章進出マニュアルを参照。また、進出マニュアル及びマスタープランの作成に資するよう、官民ミッションのインド派遣を支援した。

(1) 進出マニュアル作成

- ・ 業種及び調査対象とする州・都市の検討
- ・ 日系食品関連企業の投資機会に係る調査
- ・ インドにおける貿易・投資障壁に係る調査

(2) マスタープランモデル作成

- ・ AP 州における食関連産業の課題、社会的課題に係る調査
- ・ 実施すべき施策の検討
- ・ 先端農業技術に係る専門家派遣

(3) 官民ミッションの支援

⁷ PPP : Public Private Partnership

⁸ ハイデラバードが首都となっているが、2018 年現在の実質的な州都機能はヴィジャヤワダにおかれている。ハイデラバードは、2014 年にテランガナ州としてアンドラ・プラデシュ州より分裂。なお、ヴィジャヤワダから車で 1 時間程度の距離に位置するアマラヴァティに新州都が移転予定。

1.2.3 現地調査

表 1-1 に、訪問目的及び訪問地域を記載する。

表 1-1 訪問目的及び訪問地域

調査回数	主な訪問目的	デリー首都圏	カルナタカ州	UP 州	AP 州
第 1 回 <7 月 30 日 ～8 月 7 日>	・連邦政府（食品加工産業省）：本事業に関する意見交換 ・AP 州政府：マスタープラン作成に係るヒアリング ・日系外食企業：マニュアル作成に係るヒアリング ・AP 州メガフードパーク：現場視察 ・官民ミッション派遣支援（4.官民ミッションの支援を参照）	○	—	—	○
第 2 回 <9 月 24 日 ～9 月 28 日>	・カルナタカ州政府：マニュアル作成に係るヒアリング ・インベストインド：マニュアル作成に係るヒアリング ・日本大使館主催の官民対話：プレゼンテーション実施 ・日系食品加工会社：マニュアル作成に係るヒアリング ・日系外食企業：マニュアル作成に係るヒアリング	○	○	—	—
第 3 回 <10 月 25 日～ 11 月 02 日>	・UP 州政府：マニュアル作成に係るヒアリング ・AP 州政府：マスタープラン作成に係る意見交換 ・印系コールドチェーン企業：マニュアル作成に係るヒアリング ・UP 州農業イベント：マニュアル作成に係る情報収集	—	—	○	○
第 4 回 <12 月 10 日～ 12 月 14 日>	・AP 州政府：マスタープラン作成に係る意見交換 ・AP 州農業研究機関：マスタープラン作成に係るヒアリング ・印系食品加工会社：マニュアル作成に係るヒアリング	—	○	—	○
第 5 回 <1 月 28 日～ 2 月 1 日>	・UP 州官民対話：先端農業技術に係るプレゼンテーション（専門家派遣） ・農業系研究機関：先端農業技術に係る意見交換（専門家派遣） ・国立コールドチェーン開発センター：マスタープラン作成に係るヒアリング ・園芸省：マスタープラン作成に係る意見交換 ・印系コールドチェーン企業：先端農業技術に係る意見交換（専門家派遣）	○	—	○	—

2 インド進出マニュアル

ヒアリング調査及び農林水産省（以下、MAFF）との検討の結果、特に日本企業の関心が高いと思われる 3 業種を選定した。また、インド国内において、選定した業種の市場が特に大きいと想定される地域をそれぞれ選定し、進出マニュアルとして取り纏めた（表 2-1）。各対象地域における該当産業の特徴は、2.1～2.3 の通り。詳細は、各進出マニュアル（第 II 章）を参照。

表 2-1 インド進出マニュアルの業種及び対象地域

業種	対象地域
外食産業	デリー首都圏
食品加工産業	カルナタカ州
コールドチェーン産業	ウッタル・プラデシュ州

2.1 外食産業進出マニュアル＜デリー首都圏＞

NCR には、大手外食チェーンをはじめとする多くの外食サービスが展開しており、インド国内において外食産業が最も盛んな地域の一つである。日本人居住者が多く、日本食レストランの軒数は、インド国内で最も多い。インターネットを活用したフードデリバリーサービスも多く普及しており、また、健康を意識したサービス等多様なサービスが展開されている。

2.2 加工食品産業マニュアル＜カルナタカ州＞

カルナタカ州には、数多くの食品加工産業集積地（フードパーク）が整備されており、それらパーク内に、食品加工施設を構えることが可能である。

食品加工業に参入するためには、インド食品安全基準管理局（FSSAI⁹）のライセンスを取得する必要があるが、ライセンスは、カルナタカ州内の行政区で比較するとベンガルール周辺の行政区及び港を有する行政区において多く取得されている。同州における、食品加工関連の種類別ライセンスでは、シリアル、飲料、倉庫、輸送、ベーカリー製品、果物及び野菜、塩、乳製品において特に取得数が多く、これらの業種に対し、投資家の関心が集まっていることが推察される。

2.3 コールドチェーン産業進出マニュアル＜ウッタル・プラデシュ州＞

コールドチェーンのニーズが高いと思われる農産物は、いずれもインド国内における州別の生産量ランキングで、UP 州が上位を占めている（ジャガイモ、乳製品、マンゴーの生産は、UP 州が 1 位）。漁獲量は、全国の 4.7%を占めている。ジャガイモ、乳製品については、十分な市場規模があり、ビジネス機会として魅力的である。現地の価格水準の低さは日系企業参入の課題であるが、物価上昇や高品質な生鮮食品への需要の増加を考慮すると、潜在的なビジネス機会があると考えられる。

⁹ FSSAI : Food Safety and Standards Authority of India

3 マスタープランモデル

インドにおける FVC 各段階において、日本の技術を活用した付加価値向上を実現するため、インド州政府のためのマスタープランモデルの素案（以下、モデル素案）を作成した。

3.1 アンドラ・プラデシュ州におけるマスタープラン

MAFF は、2018 年 2 月に AP 州政府とマスタープラン作成に係る協力覚書（MoC¹⁰）に合意している。本業務では、AP 州政府との複数回の協議を通し、プロジェクトの実現可能性、妥当性を検証し、マスタープランの素案を作成した。AP 州政府との協議時期は下記のとおり。

表 3-1 AP 州政府との協議時期（2018 年）

時期	協議先
6 月	AP 州経済開発局（APEDB）＜来日＞
7 月	食品加工産業省（MoFPI ¹¹ ）＜連邦政府・デリーにて面談＞ AP 州食品加工（APFPS） AP 州経済開発局（APEDB）
10 月	AP 州食品加工賞（APFPS）
12 月	AP 州食品加工賞（APFPS）

3.2 マスタープランモデル

インド各州におけるマスタープラン作成の指針となることを目指し、上述の AP 州におけるマスタープラン素案に基づき、マスタープランモデル素案を作成した。

3.3 個別専門家の派遣

日本の技術を活用した農産物の付加価値向上を追求するため、下記の通り専門家を派遣し、実地調査を実施した。詳細は、第 IV 章出張報告書＜非公開＞を参照。

- 概要：

実施時期：2019 年 1 月 28 日～1 月 30 日

派遣企業：農業コンサルタント会社

調査内容：浸透膜フィルムを使用した先端的な農業技術（アイメック®農法¹²）に関する事業可能性について

- 日程：

派遣日程は、表 3-2 のとおり。

¹⁰ MoC : Memorandum of Cooperation

¹¹ MoFPI : Ministry of Food Processing Industries

¹² アイメック®農法：メビオール株式会社が開発し、医療用として使われているアイメック®フィルムを農業用に転用し、高収量・高品質・高採算性の栽培を可能にした栽培方法。

表 3-2 専門家派遣日程

日程	訪問先	概要
1 月 28 日	UP 州政府（農業生産長官等）	UP 州政府官民対話において、乾燥に強く、汚水を排除できる IMEC 農法の紹介及びサービスの紹介 →ウイルスを抑制する管理技術について関心があるとコメントがあった
1 月 29 日	亜熱帯園芸中央研究所（CISH ¹³ ）	乾燥に強く、汚水を排除できる IMEC 農法の紹介及びサービスの紹介 →当施設でデモンストレーションが可能とコメントがあった。
1 月 30 日	MKC アグロフレッシュ（農業物流会社）	乾燥に強く、汚水を排除できる IMEC 農法の紹介及びサービスの紹介 →先方でコスト試算の確認をその場で実施。全体のコストイメージを共有。インドでは高価格帯のトマト販売は、現状市場イメージが湧かず、イチゴの生産に強い関心を示した。



ICAR 概観

¹³ CISH : Central Institute for Subtropical Horticulture

4 官民ミッションの支援

インド進出マニュアル及びマスタープランのため、MAFF が日系企業と行う農業・食産業関連施設の視察（官民ミッション）について、現場での訪問先や視察内容の調整、現地スタッフの参画等をアレンジし、支援した。初日に AP 州食品加工局（APFPS¹⁴）、AP 州経済発展庁（APEDB¹⁵）を訪問し各社からプレゼンテーションを実施した。2 日目、3 日目は、各社の関心に合わせ視察を実施した。

● 概要

実施時期：2018 年 7 月 31 日～8 月 2 日

参加企業：選果機メーカー、ロジスティクス会社

- 日程 派遣日程は表 4-1 のとおり。8 月 1 日、2 日は目的に応じてそれぞれ行動した。

表 4-1 官民ミッション派遣日程

日程	訪問先	概要
7 月 31 日	AP 州政府	● APEPS、APEDB に対して参加企業から会社紹介を実施。
8 月 1 日	ロジスティクスチーム ● Godavari Mega Aqua Food Park	● 国内唯一の魚介専門のメガフードパークを視察。
	園芸チーム ● Mango Orchard ● Horticulture Commissioner	● マンゴー農園の視察。 ● AP 州園芸長官を表敬訪問し、会社紹介を実施。
8 月 2 日	スリシティ（AP 州工業団地）視察チーム ● ユニチャーム ● 株式会社菊和 ● ISUZU ● チェンナイ総領事館	● AP 州内にある工業団地スリシティを訪問し、現地に進出している日系企業と意見交換を実施。チェンナイ総領事を表敬訪問。
	選果機チーム ● ホタアグリテック、マンゴーパックハウス、エス・エス・エンジニアース	● マンゴーの梱包設備やエンジニアリング会社を視察。



¹⁴ APFPS : Andhra Pradesh Food Processing Society

¹⁵ APEDB : Andhra Pradesh Economic Development Board

第Ⅱ章 インド進出マニュアル

1 はじめに

1.1 本マニュアルについて

インドにおいては、州毎に文化や言語、州政府による規制やルールが異なるほか、人口が1億人を超える州が複数存在するなど、はじめから全土を対象とした投資を行うことは困難である。実際、特定の州や都市を対象としてインドに進出した後、ノウハウ等を蓄積した上で他の地域に横展開していく日系食品関連企業が複数認められる。したがって、日系食品関連企業の最初の進出先となり得る州・都市を複数選定した上で、事業展開の検討に資する具体的な情報を提供することが、対インド投資を促進するに当たって有効と考えられる。このため、農林水産省が保有するインド関係の調査成果等の既存の情報を踏まえつつ、日系食品関連企業がインド進出を検討するに当たって活用できるよう、日系食品関連企業の投資機会に関する調査を実施し、対象地域及び対象分野を限定した日系食品関連企業のインド進出「マニュアル」を作成した。

対象業種の特定にあたっては、インドにおける日系食品関連企業の強みを分析するとともに、対象とする州・都市の市場の特徴等も踏まえるなどして、インド進出を検討する日系食品関連企業の関心に沿ったものとなるよう留意し、外食産業及び食品加工、コールドチェーンビジネスとした。また、日系食品関連企業の最初の進出先として有望な州・都市として、主に大消費地を想定し、NCR、カルナタカ州、ウッタル・プラデシュ州とした。それぞれの調査地域を図 1.1-1 の地図上に青色で示す。

- ・外食産業分野×デリー首都圏（NCR）
- ・食品加工産業分野×カルナタカ州
- ・コールドチェーン産業分野×ウッタル・プラデシュ州

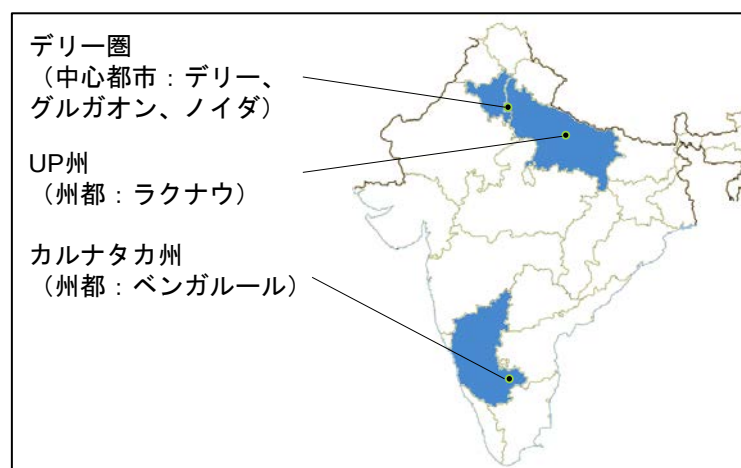


図 1.1-1 調査地域

1.2 本マニュアルの使い方

本マニュアルは、インド進出に関心のある日系企業の経営者層や実務担当者等を読者として想定し取りまとめたものである。

特に、日本国内及び現地におけるフィージビリティ・スタディ（以下、F/S という）を行うために必要となる情報を可能な限り網羅的に提供することを目指している。したがって、企業にとって海外進出に向けた一般的な意思決定のプロセスを、1.海外の情報収集、2.事業計画素案の作成（国内 F/S）、3.現地調査（現地 F/S）、4.事業計画案の決定、5.進出判断・拠点設立、とすると、本マニュアルでは主に、1.海外の情報収集、2.事業計画素案の作成（国内 F/S）3.現地調査（現地 F/S）にフォーカスしている。なお、一般的な海外進出の流れや F/S に係る情報は、JETRO や中小機構等が公開している¹⁶。

本マニュアルは、はじめに、進出マニュアル3種類、補足資料から成り、読者の関心に応じていずれの項目からでもご覧頂ける構成とした。「はじめに」では、インド概要及び現地進出に向けたインド全州共通事項を掲載した。業種・地域別の進出マニュアル3種類には、対象地域に係るマクロな情報、対象としている業界・市場、事業計画に係る基礎情報（人件費・電力費等）等を記載している。補足資料では、インド全州共通の資料として食品事業に係るライセンスや輸入に係る手続きフロー、各種参考・補足データを記載している。

¹⁶ 参考文献：JETRO「初めての海外進出」、中小機構「海外展開の F/S ハンドブック」

1.3 インド進出に係るプロセス

1.3.1 インド概要

インドは、南アジアにおける最大国として、328 万 7,469 平方キロメートル¹⁷（2011 年国勢調査）の国土を有し、2017 年、人口は 13.4 億人（世界第 2 位）、GDP は約 2.6 兆ドル（世界第 6 位）となった（世界銀行）。

しかし、2000 年以降の急速な経済発展の反面、都市部と農村部の所得格差、電力や交通といったインフラの整備不足が課題となっている。また、インドの経済規模は世界第 6 位となったが、インドの一人当たり GDP（名目為替レート）は日本の約 5.1%程度、一人当たり GDP（PPP）は約 16.1%に留まっている。以下にインドを含むアジア諸国の 1 人当たり GDP（PPP）の推移を示す。赤色で示すインドは、ベトナムと同様に推移しており、近年著しい成長を遂げているミャンマーに迫られている状況である。

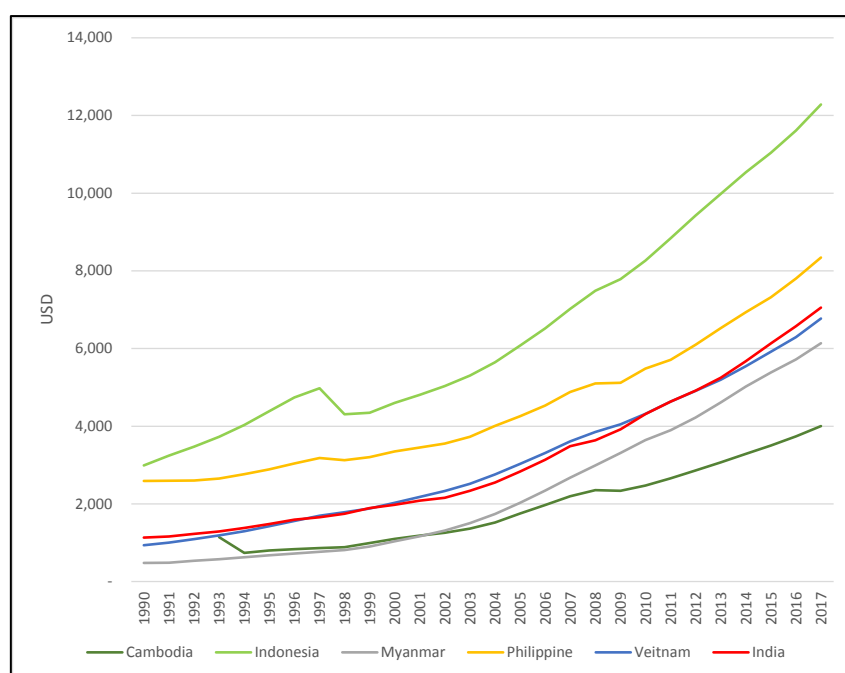


図 1.3-1 一人当たり GDP（PPP）1990-2017 年推移（単位：米ドル）

出典：世界銀行統計資料より作成

¹⁷ パキスタン、中国との係争地を含む。

2011 年の国政調査によれば、人口の多い都市は、ムンバイ（1,244 万人）、デリー（1,103 万人）、ベンガルール（844 万人）、ハイデラバード（673 万人）、アーメダバード（558 万人）、チェンナイ（465 万人）となっている。人口上位都市を前述の調査地域を示した地図に重ねると図 1.3-2 となる。

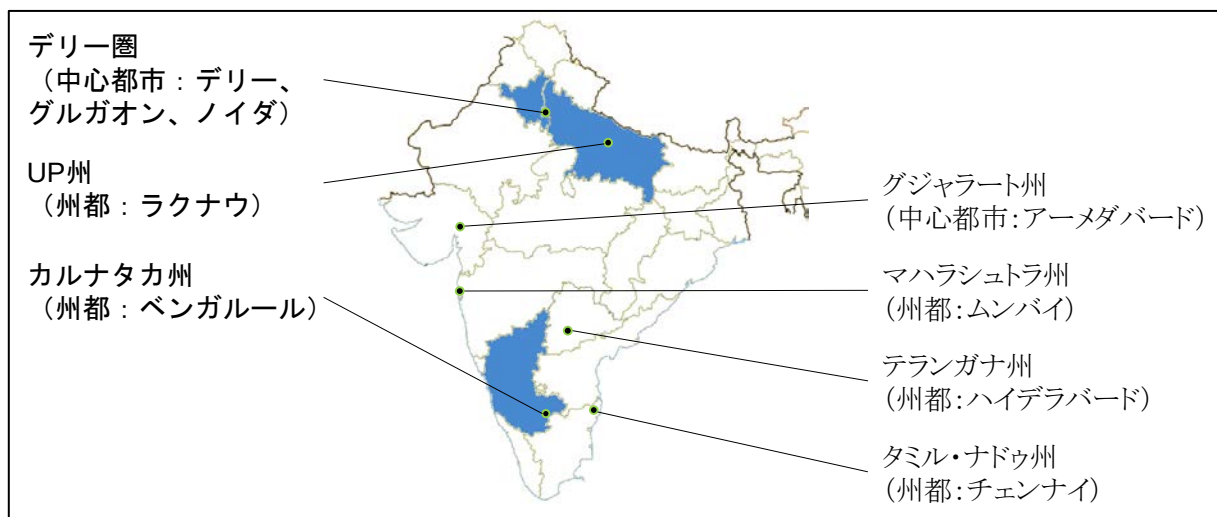


図 1.3-2 調査地域及び主要都市

次に、日印との政治関係は、2012 年に日印国交樹立 60 周年を迎え、2016 年以降、日印両首脳による首脳会談は毎年行われている。

インド国内政治では、2014 年 5 月に下院総選挙が実施され、野党インド人民党（BJP）が単独過半数の 282 議席を獲得して 10 年振りの政権交代を実現した。これまで連立政権が続いてきたインドで、単独過半数を獲得する政権の実現は 30 年振りとなる。下院の任期は 5 年であり、次回選挙は 2019 年 4 月から 5 月の間に予定されている。

1.3.2 進出プロセス

(1) 進出形態の整理

インドへの進出形態は、外国法人としては、支店開設、駐在事務所の設置、プロジェクト・オフィスの設置がある。内国法人としては、現地法人又は Limited Liability Partners(LLP)の設置がある。以下に各形態のメリット・デメリットをまとめる。

表 1.3-1 進出形態によるメリット・デメリットの整理

形態	外国法人			内国法人	
	支店	駐在員事務所	プロジェクト・オフィス	現地法人	Limited Liabilities Partners
メリット	・ 本社の出先機関としての位置付け ・ コンサルサービス、調査活動、技術支援などの事業が可能	・ 本社の出先機関としての位置付け ・ 設立は比較的容易	・ 本社の出先機関としての位置付け ・ 設立／撤退が比較的容易	・ 定款の範囲であれば事業活動の制限なし ・ インド国内での借入可能 ・ ECB（対外商業借入）の利用可能 ・ 原則、払込資本金の範囲までの有限責任	・ 定款の範囲であれば事業活動の制限なし ・ 最低代替税（MAT¹⁸）や配当分配税（DDT¹⁹）の対象外 ・ 原則、払込資本金の範囲までの有限責任
デメリット	・ 内国法人と比較して、高い法人所得率を課税される。 ・ 国内での借入が原則禁止 ・ 責任の所在が本社（例：従業員による訴訟が起きた場合、日本の本社から訴訟への対応必要となる） ・ 定期預金の利用に制約あり（期間 6 か月以内で、期日後 3 か月以内に資金を使い切る必要あり）	・ 駐在員事務所は、営業活動を行うための準備を行う拠点のため営業活動は不可 ・ 活動期間は 3 年、延長は関係当局に最長 3 年まで申請可能 ・ 国内での借入が原則禁止 ・ 責任の所在が本社 ・ 定期預金の利用に制約あり（詳細は支店と同一）	・ 活動期間は 3 年、期間延長については関係当局へ報告が必要 ・ 特定のプロジェクトのみ遂行可能（例：現地政府との契約により、橋を建設するために設立されたプロジェクト・オフィスは、橋の建設事業以外は行えない） ・ 内国法人と比較して、高い法人所得率を課税される。 ・ 定期預金の利用に制約あり（詳細は支店と同一）	・ 法令遵守事項が比較的多い ・ 外国法人形態に比し、撤退に比較的時間を要す	・ 日系企業の事例が少なく、各種手続きに時間を要す可能性あり ・ ECB（対外商業借入）の利用不可 ・ 外国投資促進委員会(FIPB)による承認が必要な活動は不可

出典：各種資料より作成

¹⁸ MAT：Minimum Alternative Tax。インドにおける外国法人に対しては、通常の法人税、又は MAT の規定による会計上の利益のいずれか高い税額が適応される。

¹⁹ DDT：Dividend Distribution Tax。インドから日本を含む外国向けの配当支払いの場合、配当を支払う法人に対し課されるもの。

(2) インドにおける一般的な会社（現地法人）設立のための手続き

インドで一般的な会社（現地法人）を設立する際には、多くの書類を準備する必要がある。手続きの概要は、表 1.3-2 の通り。

表 1.3-2 会社設立手続き

	手続き内容								
会社名の登録確認	インド企業省（Ministry of Corporate Affairs : MCA）のウェブサイト²⁰にて、会社の名称／登録商標の有無を確認する。								
会社名申請	MCA ウェブサイトにて（オンラインサービス（Reserve Unique Name : RUN²¹））、会社名を申請する。 （オンラインの会社登記様式（Simple Form for Incorporating Company : SPICe、フォーム INC 32）による申請も可能。）								
DSC 及び DIN の取得	- 設立会社の取締役候補者のデジタル署名証明書（Digital Signature Certificate : DSC）²²を取得する。 - SPICe にて、取締役候補者の取締役識別番号（Director Identification Number : DIN）を申請する。								
会社設立申請	企業登録局（Registrar Of Companies : RoC）に、SPICe を提出する。 RoC は、ほぼ全州に設置されており、デリー及びハリヤナ州のコンタクト先は、以下の通り。 <table border="1"> <tr> <td>代表者</td><td>Sh. Kamal Harjani</td></tr> <tr> <td>住所</td><td>4th Floor, IFCI Tower, 61, Nehru Place, New Delhi – 110019</td></tr> <tr> <td>電話 / FAX</td><td>011-26235703, 26235708 / 011-26235702</td></tr> <tr> <td>E-mail</td><td>roc.delhi@mca.gov.in</td></tr> </table>	代表者	Sh. Kamal Harjani	住所	4th Floor, IFCI Tower, 61, Nehru Place, New Delhi – 110019	電話 / FAX	011-26235703, 26235708 / 011-26235702	E-mail	roc.delhi@mca.gov.in
代表者	Sh. Kamal Harjani								
住所	4th Floor, IFCI Tower, 61, Nehru Place, New Delhi – 110019								
電話 / FAX	011-26235703, 26235708 / 011-26235702								
E-mail	roc.delhi@mca.gov.in								
定款の提出	SPICe と併せ、電子基本定款（eMoA、フォーム INC33）及び電子付属定款（eAoA、フォーム INC 34）を RoC に提出する。								
MCA による確認	MCA が、SPICe のアップロード状況と料金支払いの状況を確認する。								
書類の修正	RoC が提出書類を検証／精査する。 その結果、指示があれば、申請者は適宜書類の修正・差し替え等を行う。								
会社設立証明書等の発行	- 会社設立証明書が発行される。 - 会社登録時に、会社の納税者番号（Permanent Account Number : PAN）及び源泉徴収者番号（Tax Deduction and Collection Account Number : TAN）が発行される。								
資本金受領等の申告	株式資本を保有する場合： RoC に対し、資本金の受領申告及び登録事務所証明を、設立後 180 日以内の事業開始前に届け出る必要がある。								
注	提出書類には、公証人役場による認証及び日本の外務省による公印証明（アポステイユ）が必須。								

出典：Invest India "Doing Business in India - November 2018"より作成。

²⁰ MCA HP (<http://www.mca.gov.in/mcafoportal/showCheckCompanyName.do>)

²¹ MCA HP (<http://www.mca.gov.in/>) の、MCA Service タブよりアクセス可能。

²² MCA が指定する業者に依頼し、取得する。MCA 指定業者は、企業省 HP の、MCA Service タブより、DSC Service ページ内の"Certifying Authorities"リンクにて参照。

1.4 インド進出に係る各種の障壁

本調査事業では、インド進出を検討するにあたって課題となりうる具体的な事象の予見可能性を高めるため、既にインド進出済み企業に対してヒアリングを実施した。ヒアリングは、面談、電話、メールにて行い、合計 12 社から回答を得た。以下に、ヒアリング結果をまとめる。複数の企業から煩雑な税関・法務・会計手続き等課が指摘された。なお、規制・ルール運用に起因する参入課題となった事例については、後述の参考資料にて課題や対応策を整理した。

表 1.4-1 インド進出にあたり課題に係るヒアリング結果

分野	項目	課題・障壁等（事例）
農業	現地拠点の開設	・手続きが不透明である。 ・行政上手続きの不備によるペナルティーを課せられる。
	輸出入	・輸入植物検疫の条件が厳しい。 ・国際基準と異なる厳しい検疫条件、担当者によって要求が変わる。
	国内税制	・過去の記録の提出を求められる。20 年前の資金の移動を証明できないために、ペナルティーを課せられる。
	国内法務	・他国では必要と思われない証明手続きが多く、手続きが煩雑である。
	物流	・輸入港の実質的な制限。輸入植物検疫所はムンバイとデリーにしかなく、輸入が困難で、入荷までに時間とコストがかかる。
食品加工	現地拠点の開設	・ヘーグ条約（認証不要条約）に加盟していない。日本及び中国から出資したのだが、ヘーグ条約に加盟していない国の企業との合弁に時間を要した。
	現地拠点の開設 工場用地探し	・店舗ごとにライセンスを取得する必要がある。 ・土地を買った後に土地の価格が上昇すると、農民に還元するという法律がある。
	工場用地探し （水・電気等）	・フードパークの契約期間が長い。 ・工業団地のユーティリティーコストの高い。
	工場インフラ	・井戸を掘るにも、無線を使うにも許可が必要。事務が煩雑になる。
	各種規制 （食品表示）	・特定の調味料については従来の「12 ヶ月未満の乳幼児に推奨しない」旨に加え、「妊婦にも推奨しない」旨の表示義務が加わった。いずれも科学的根拠に乏しく、不当な表示規制である。
	税制	・GST の申告手続きをインボイスごとに実施しなければならず、取引顧客を多く抱える企業にとっては申告業務が重荷となっている。
	食品包装	・プラスチック包材の使用が禁止されている。
外食	食材の規制	・醤油の味が合わないのは規制の問題もある。日本の醤油の粘土は 10% 以下だが、インドでは 25% 以上にしないとイケない。
	酒類販売の許可	・4 月前に申請しても承認が降りるのは 5 月。ビール最大手のキングフィッシャーでさえライセンスの許可がおりず 4 月に欠品した。 ・高速道路の出入り口から 500 メートル以内はアルコール販売禁止となった。 ・新規のアルコールライセンスの取得には 1 年かかる。
	輸入食材の調達	・ラベル表記がインド特有。VEG、Non-VEG マークの貼り付けミスがあり商品を廃棄することになる等、輸入商品の販売のコストがかさむ。 ・運ぶ容器の違いで関税が異なる等の事象があった。 ・コールドチェーンがないため魚の新鮮な魚の調達ができない。
	現地出資・送金	・製造業以外の対外商業借入（ECB²³）が組めない。資金調達方法が増資しかない。外食業界で日本からの増資に頼れるのは一部大手だけである²⁴。

²³ ECB : External Commercial Borrowing（対外商業借入）

²⁴2019 年 1 月の RBI の通達によりサービスセクターでの ECB が認められた。

コラム 賄賂を求める手口

- ❑ 警察が酒の検査に入り、ボトルのラベルの有無や剥がれていないかを入念に確認される。
- ❑ 店に来た警察から、客からもらったお土産の日本酒のボトルに輸入用のラベルがないことを指摘される。
- ❑ 酒類提供の時間がライセンスで定められていて、店に来た警察から、酒類のライセンス時間を理由に、店を閉めるよう命令される。
- ❑ 店に来た警察から、営業許可時間外を理由に、雑用すらやめるよう命令される。
- ❑ アルコールライセンスは毎年4月の更新制。担当者から賄賂を要求される。
- ❑ アルコールライセンスの手続き窓口で4時間待たされる。

～ 困った時は、専門家、在インド日本大使館、ジャパンプラス等へ連絡する。 ～

2 外食産業進出マニュアル＜デリー首都圏＞

2.1 インドの外食市場概要

2.1.1 インド全体における外食業の市場規模

インド外食業界の市場規模は、2018年現在で3兆7,100億ルピー（約6兆102億円）であり、2022年には5兆5,200億ルピーに達する見込みである（日本は25兆6,561億円、一般社団法人日本フードサービス協会）。また、インド外食業における5年間（2017～2022年）の年平均成長率は10%と予測されており、韓国（3.6%）や中国（4.4%）と比較すると、インドの外食業市場は、今後も急速に拡大していく見込みである。

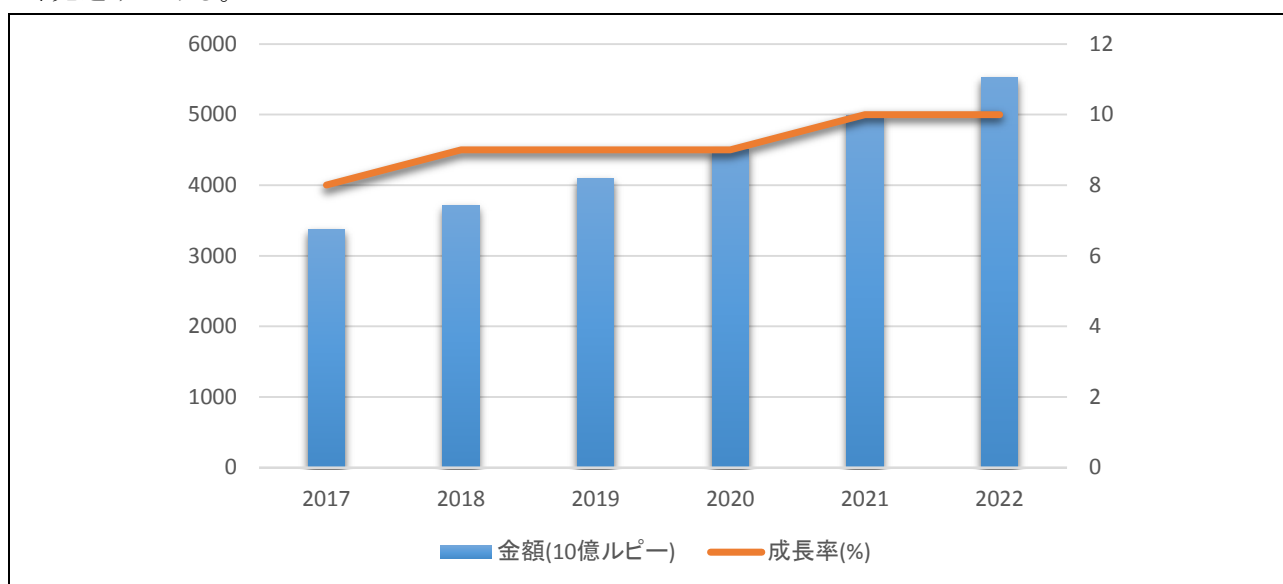


図 2.1-1 インド全体における外食業の市場規模

出典：Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry(FICCI)より作成。

2.1.2 インドの外食事情

インドは、伝統的に、家庭の味を大事にし、出勤時にも自宅から弁当を持参するスタイルが主流であったが、人口の増加、経済成長による所得の向上、都市部への人口流入、働く女性の増加等により、ライフスタイルが変化し、外食の機会が増加している。

外国大手ファストフードチェーンの各社店舗数は、2011年～2018年で大幅に増加している。各社がインド進出に成功している要因としては、主に欧米ライフスタイルのファッション性、インド人の味の好み（スパイスの使用、はっきりとした味等）や食習慣（ベジタリアン／ノンベジタリアン向けのメニュー、炭水化物を好む傾向等）に合わせた工夫等が挙げられる（表 2.1-1）。

また、近年では、インターネットを活用したフードデリバリーサービス（電子商取引（Electronic Commerce: EC））も増加している。代表的なサービスとしては、Zomato (Alibaba 出資)、Swiggy、Foodpanda (Softbank 出資)、UberEats 等が広く認知されている。

表 2.1-1 インドで浸透している大手外食チェーンと成功要因

代表的な外食産業	大手チェーン (本社所在地、店舗数：2011/2012年→2018年)	成功要因と思われる特徴
ファストフード	マクドナルド（米、270→300 店） サブウェイ（米、600 店※） ケンタッキー（米、160→350 店） ドミノピザ（米、500→1,100 店） ピザハット（米、216→350 店） バーガーキング（米、100 店※）	✓ 経済発展に伴うライフスタイルの変化（核家族化、共働きの増加、調理時間の短縮化、欧米のライフスタイルへの憧れ、中間層の購買力増加等） ✓ インドの食習慣に合わせたメニューの採用（ベジタリアン／ノンベジタリアン用、鶏肉の使用等）
カフェ	カフェコーヒーデー（印、1,600 店※） バリスタ（印、150 店※） スターバックス（米、100 店※）	✓ 元来インド人が有する紅茶（チャイ）の習慣 ✓ 世界有数のコーヒー豆生産国 ✓ ライフスタイルの近代化 ✓ 消費者の可処分所得の増加
イタリア料理	—	✓ ファッション性 ✓ 炭水化物の多さ（インド人の食習慣との親和性） ✓ トマトやチーズ味（インド人の味覚との親和性） ✓ ベジタリアン／ノンベジタリアン向けの調理し易さ
中華料理	—	✓ インド人の味覚に合わせたスパイスの使用による馴染みやすさ ✓ インドの食習慣に合わせたメニューの採用（ノンベジタリアン向けに鶏肉や魚介、ベジタリアン向けにパニール（インドのカッテージチーズ）を使用する等） ✓ 炭水化物（焼き飯、焼きそば）の多さ（インド人の食習慣との親和性）

出典：現地ヒアリング及び各社 HP より作成。

※店舗数は 2018 年 1 月時点

2.1.3 消費者の動向

インドでは、地域により食事の内容や味付けが異なるが、はっきりとした味が好まれる傾向がある点は、インド全土で共通する特徴と言える（図 2.1-2）。また、食習慣に関し、伝統文化を重視しつつ、新しい文化を取り入れる傾向が見られる（表 2.1-2）。また、近年の経済成長による消費拡大等により、インドでは肥満や糖尿病が深刻化している。国際糖尿病連合（International Diabetes Federation：IDF）によれば、成人の 8.8%（7,300 万人以上、2017 年）が糖尿病患者であり、患者数は中国に続く世界第 2 位である。このような背景の下、近年健康意識が高まっており、都市部のスーパーマーケット等では低カロリーや、低脂肪、オーガニックを前面に表示した商品が増えている。

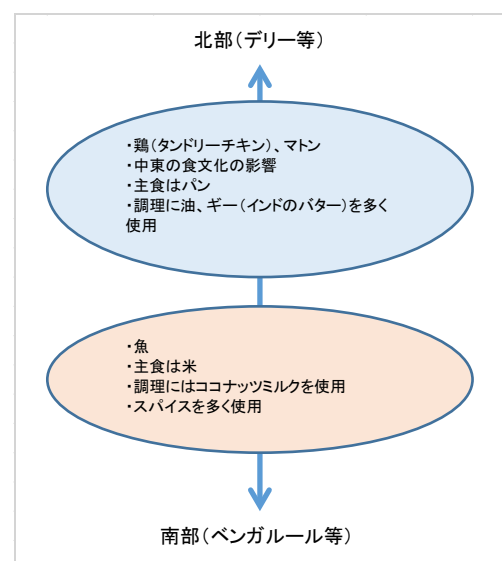
図 2.1-2 地域別の料理の特性
出典：現地ヒアリングより作成

表 2.1-2 インド人の味覚（傾向）と食習慣の特徴

- ✓ 辛い、甘い等、はっきりした味を好む傾向がある。
- ✓ 生クリーム等、極端に甘いものを好む。
- ✓ レストランでは、ソースを大量に使用する。
- ✓ 日本料理では、味が濃く、刺激のある味噌、柚子胡椒、唐辛子、ワサビ等が好まれる。
- ✓ 米は、もちもちとした食感ではなく、インディカ米のようなパラパラとした食感のものが好まれる。
- ✓ インド料理以外では、中華料理、イタリア料理、メキシコ料理が、広く好まれている。
- ✓ 自宅ではチャイ、外出先ではコーヒーショップでコーヒーを飲む等、伝統文化を重視しつつ新しい文化も取り入れる傾向がある。

出典：現地ヒアリング及び各種資料より作成。

2.1.4 日本食レストランの動向

近年、インド全体において、日本食レストランの軒数は増加している。特に、日本人居住者が多く、地価・賃貸料が比較的安価であるデリー首都圏（NCR）に、多くの日本食レストランが集中している。

多くの日本食レストランにおいては、インド人の味覚に合わせた日本料理が提供されている。

2.2 デリー首都圏（National Capital Region : NCR）の概要

2.2.1 インドの経済概況とデリー首都圏（NCR）

2017 年におけるインド全体の GDP は、約 2.6 兆米ドルであり、GDP 成長率は 2017 年 6.7%、2018 年 7.3%である。また、2017 年の 1 人当たり GDP は、1,942 米ドルである²⁵（詳細は、本編を参照）。

国内において 1 人当たり GDP が最も高い、デリー連邦直轄領²⁶及びハリヤナ州の一部は、デリー首都圏（以下、NCR）と呼ばれている（図 2.2-1 及び表 2.2-1）。

NCR は、3 つの州と 1 つの連邦直轄領から構成され、デリー連邦直轄領（州都：ニューデリー）を中心とした州横断的な地域計画・開発が行われている。NCR の構成都市は、表 2.2-2 の通り。

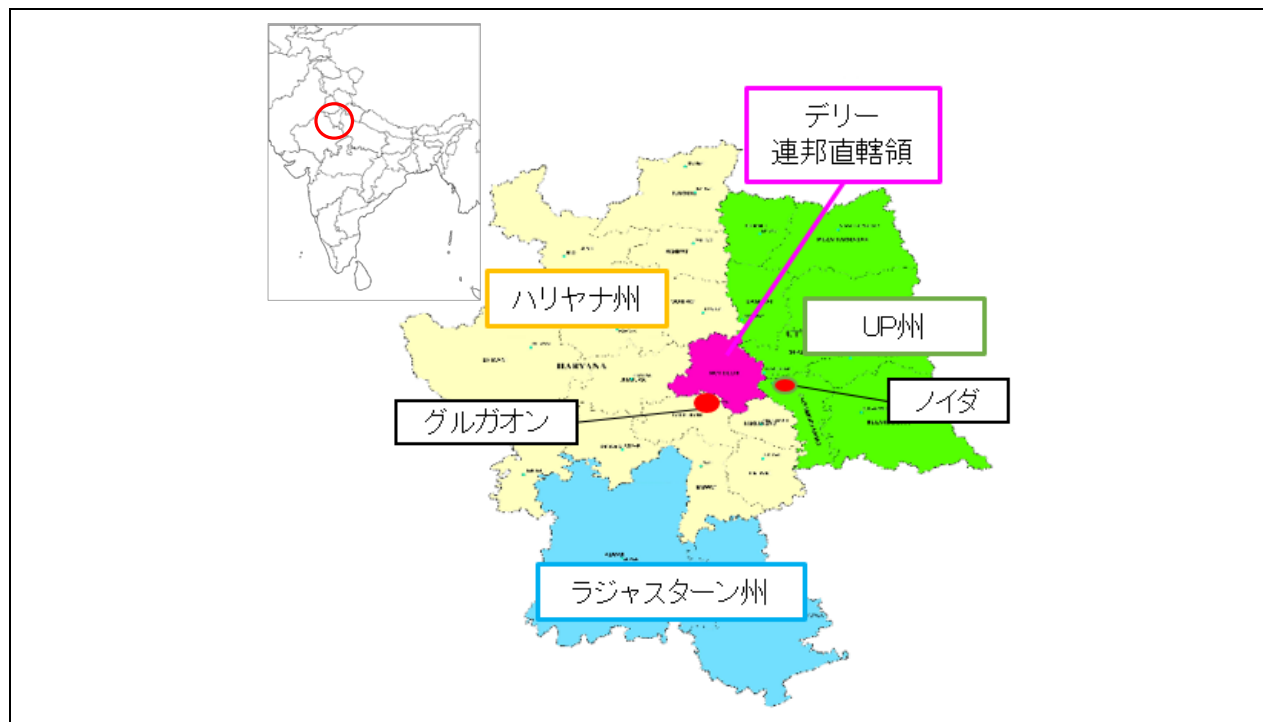


図 2.2-1 NCR 全体図

出典：National Capital Region Planning Board (MINISTRY OF HOUSING AND URBAN AFFAIRS, GOVERNMENT OF INDIA)より作成。

表 2.2-1 州別 1 人当たり GDP 上位 5 位

	州／連邦直轄領	主要都市	1 人当たり GDP (INR)	人口※ (千人)
1	デリー連邦直轄領	デリー	303,073	16,788
2	ハリヤナ州	グルガオン、ファリーダーバード	180,174	25,351
3	プドゥチェリー連邦直轄領	ポンディシェリ	173,687	1,248
4	ウッタラカンド州	デヘラードゥーン	160,795	10,086
5	カルナタカ州	バンガロール	157,474	61,095
	全国	—	103,219	—

出典：Ministry of Finance, India “Economic Survey 2016-2017”より作成。

※2011 年のデータ

²⁵ 世界銀行（GDP、GDP 成長率、1 人当たり GDP）。

²⁶ インド北部の政治・経済の中心地であるデリー連邦直轄領は州に準ずる行政区分（準州）に指定され、連邦の首都機能を有するニューデリー（New Delhi）をはじめとする 9 県で構成される。（株式会社国際協力銀行「インドの投資環境／2017 年 8 月」）

表 2.2-2 NCR 構成都市

州／連邦直轄領	都市	面積 (平方 km)
ハリヤナ	＜13 都市＞ Faridabad (ファリーダーバード), Gurgaon (グルガオン), Mewat, Rohtak, Sonapat, Rewari, Jhajjhar, Panipat, Palwal, Bhiwani (including Charkhi Dadri), Mahendragarh, Jind and Karnal	25,327
ウッタル・プラデシュ (UP)	＜8 都市＞ Meerut, Ghaziabad, Gautam Budh Nagar, Bulandshahr, Baghpat, Hapur, Shamli and Muzaffarnagar	14,826
ラジャスターン	＜2 都市＞ Alwar and Bharatpur	13,447
デリー連邦直轄領	全都市	1,483

出典 : National Capital Region Planning Board (MINISTRY OF HOUSING AND URBAN AFFAIRS,
GOVERNMENT OF INDIA)より作成。

2.2.2 NCR 内主要地域及び都市の概要

(1) デリー連邦直轄領及びハリヤナ州

2.1.2 (1) の通り、インド国内における州別 1 人当たり GDP の第 1 位及び 2 位は、デリー連邦直轄領及びハリヤナ州である。州内総生産は、それぞれインド全体の 4% を占めており、GDP 成長率及び 1 人当たり年間所得は、インド国内平均を大きく上回っている。

表 2.2-3 デリー連邦直轄領及びハリヤナ州の概要

	デリー連邦直轄領	ハリヤナ州									
州都	ニューデリー	チャンディガル（※） 最大都市：ファリーダーバード									
面積	1,483 平方キロメートル (インド総面積の約 0.05%)	44,212 平方キロメートル (インド総面積の約 1.3%)									
人口	1,700 万人 (インド総人口の約 1.4%)	2,500 万人 (インド総人口の約 2%)									
主要言語	ヒンディー語／識字率：86.3% (全国：74.04%)	ヒンディー語、パンジャブ語／識字率：76.6% (全国：74.04%)									
経済	・ 2009 年度総生産 2 兆 1,785 億 1,120 万 INR (インド全体 GDP の 4%) ・ GDP 成長率 (2004～2009 年) 11% (インド全体は 9%) ・ 2009 年度 1 人当たり年間所得 11 万 6,886 INR (国内平均は 4 万 6,492 INR)	・ 2009 年度総生産 2 兆 1,628 億 7,250 万 INR (インド全体 GDP の 4%) ・ GDP 成長率 (2004～2009 年) 10% (インド全体は 9%) ・ 2009 年度 1 人当たり年間所得 7 万 8,781 INR (国内平均は 4 万 6,492 INR)									
国外直接投資 (FDI)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>金額 (百万米ドル)</th><th>インド全体の FDI における割合 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016／17 年度</td><td>5,884</td><td>13.5</td></tr> <tr> <td>2017／18 年度</td><td>7,656</td><td>17.1</td></tr> </tbody> </table> ※Delhi及び UPとHaryana州の一部を含む			金額 (百万米ドル)	インド全体の FDI における割合 (%)	2016／17 年度	5,884	13.5	2017／18 年度	7,656	17.1
	金額 (百万米ドル)	インド全体の FDI における割合 (%)									
2016／17 年度	5,884	13.5									
2017／18 年度	7,656	17.1									

出典：外務省 HP

(※) チャンディガルは、デリー-NCR に含まれない。

デリー連邦直轄領及びハリヤナ州は、日系企業が多く進出する地域である（表 2.2-4）。

また、ハリヤナ州における日系企業の拠点約 600 ヶ所のうち、7 割以上はグルガオンに集中している（表 2.2-5）。また、日系企業以外にも、多くの外資系企業が拠点を構えている。グルガオンの概要については、表 2.2-6 参照。

表 2.2-4 インド進出日系企業数 上位 5 州

	州名	企業数
1	ハリヤナ州	393 社
2	マハーラーシュトラ州	243 社
3	カルナタカ州	224 社
4	タミル・ナド州	201 社
5	デリー連邦直轄領	162 社

出典：在インド日本大使館「インド進出日系企業リスト（2018 年 12 月）」より作成。

表 2.2-5 ハリヤナ州における日系企業拠点数 上位 5 都市

	都市名	拠点数
1	Gurugram (グルガオン)	456 拠点
2	Bawal (バワル)	29 拠点
2	Manesar (マネサール)	29 拠点
4	Faridabad (ファリーダーバード)	28 拠点
5	Rewari (レワリ)	17 拠点

出典：在インド日本大使館「インド進出日系企業リスト（2018 年 12 月）」より作成。

表 2.2-6 グルガオン概要

所属州	ハリヤナ州
面積	1,258 平方キロメートル
人口	1,514,432 人
特徴	デリー中心部から 1 時間程度の郊外にある新興オフィス・住宅街で、オフィスビルや高層マンションが急速に建設されている。 今後、スマートシティとしてさらに開発が進められる計画であり、さらなる発展が見込まれる。

(2) NCR 内の高賃料エリア

ニューデリー、グルガオン、ノイダにおける高価格帯の居住用不動産エリアは下記のとおり。デリーの高級住宅エリアであるディフェンスコロニー（Defense Colony）周辺の平米単価（／月）は、431～474 ルピー（約 664 円～730 円）である。同地域の物件は、150 平米以上の広さを持つ物件が一般的であることから、150 平米（／月）の賃料 64,650 ルピー（約 99,561 円）以上の可処分所得を持つ所得層が居住していると予想される。

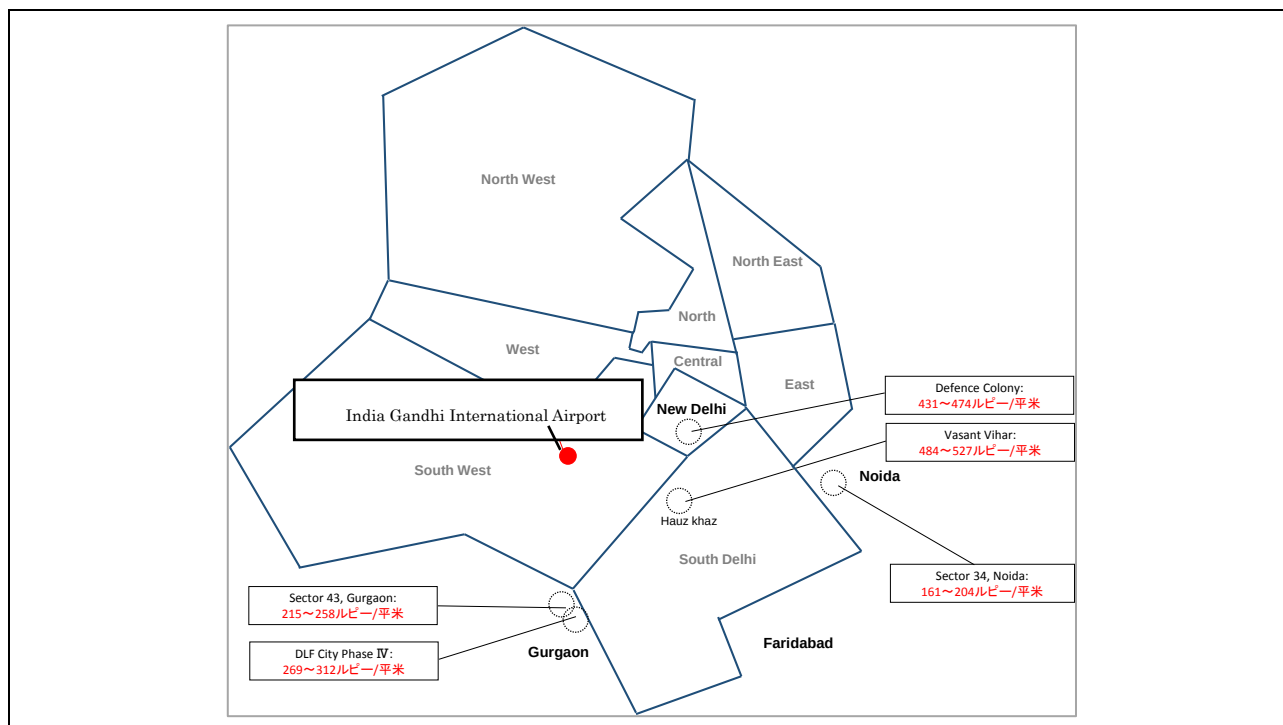


図 2.2-2 NCR 内の高級賃貸用不動産の相場価格

出典：不動産賃貸情報より作成

2.3 NCR における外食産業の動向

2.3.1 NCR における外食市場

NCR には、大手外食チェーンをはじめとする多くの外食サービスが発展しており、インド国内において外食産業が最も盛んな地域の一つである。日本人居住者が多く、日本食レストランの軒数は、インド国内で最も多い。また、前述した通り、インターネットを活用したフードデリバリーサービスも多く普及している。健康を意識したサービス等多様なサービスが展開されている。

【例】サラダ宅配サービス“salad days”

設立：2014年

配達拠点：グルガオン中心部

メニュー、価格帯：サラダ約20種類、250 INR（450円程度）

配送料：15～100 INR

注文法：HP及びFacebookより注文

（※Web サイトより参照）

また、インドはベジタリアンが多いことも特徴の一つであるが、NCR のうち、デリーにおけるベジタリアンの割合は 50%程度である。そのため、多くの外食店においては、ベジタリアン向けのメニューを用意している。

2.3.2 NCR における外食産業の調達・物流状況

NCR に店舗を構える日本食レストランへのヒアリングによれば、インドでは、輸入の際に何らかの問題が発生し、仕入れが滞ることがしばしばあるため、輸入に頼らずインド国産の食材を使用していると意見が複数聞かれた。具体的には、肉（鶏）、魚、野菜、米、お茶等についてはインド国内で調達し、調味料、魚介の一部については輸入している傾向がある。

また、コールドチェーンが未発達であるため、仕入れの食材が限定されるとの意見も聞かれた。

2.3.3 NCR における外食産業関連の規制

ヒアリング結果から、インドでは事前連絡なしにルールや規制が変更されることが頻発することが明らかになっている。また、規制等変更の公表までのプロセスが明確でなく、唐突に発表される場合がある。通常、日本インド商工会において様々情報交換がなされているが、外食分野を対象とした会合は開催されないため、日本人の間でも情報共有が困難な状況にある。

例えば、ムンバイ及び UP 州では、近年、包装容器のプラスチックの使用が禁止となった。今後、デリーにおいても禁止される可能性があるが、プラスチックの使用が禁止されれば、外食業界の場合、ストローや弁当容器等に影響が生じることとなるため、情報入手が課題である。現状、インド政府の HP 等では情報を得ることが困難な場合が多いため、各種 SNS や新聞記事を常に確認する必要がある。

表 2.3-1 NCR における外食業界関連の主な規制

- 高速道路の出入り口から 500 メートル以内は、アルコールの販売が禁止。
- ムンバイ及び UP 州では、プラスチック容器の使用が禁止。今後デリーも禁止される可能性がある。

2.4 NCR における外食事業に関する基本情報

2.4.1 基礎情報

NCR において外食事業を検討する際、事業計画に必要となる基礎的データは、表 2.4-1 のとおり。

表 2.4-1 事業計画に係る基礎データ

項目	価格情報等
人件費	デリーにおける平均賃金 ²⁷ ：583,000 INR／年 ※上記以外に、インド日本商工会及びジェトロ・ニューデリーより、現地日系企業からのヒアリングを元に賃金水準をまとめた「第 12 回賃金実態調査概要」（2018）が公表されている ²⁸ 。
電力費	家庭用及び工業用における電力費は下記のとおり ²⁹ 。 ▶ 家庭用 4kw（400kwh／月）： ・ BYPL ³⁰ 、BRPL ³¹ 、NDPL ³² ：4.29 INR（約 6.9 円） ・ NDMC ³³ ：3.22 INR（約 5.2 円） ▶ 工業用 1,000kw（60%k 稼動で 438,000kwh／月）： ・ BYPL、BRPL、NDPL：6.52 INR（約 10.6 円） ・ NDMC：6.65 INR（約 10.8 円）
社会保障費用	主な社会保障費用は以下のとおり ³⁴ 。 ▶ 事業主負担：12%＋諸管理費等 ▶ 従業員負担（年金基金及び）：12% ※詳細は現地会計事務所等へ確認が必要
水道費用	ハリヤナ州の商業用水道料金は以下のとおり ▶ 初期費用 Connection fee 5,000INR、Connection Security(10 万 INR) ▶ ランニング費用：15INR／kl
税金	法人所得税（内国法人）：30% 2017 年 2 月 1 日に、2017／2018 年度の予算案が発表され、税率変更のあった主な項目として、中小企業向けの法人所得税率が 30%から 25%へと引き下げられた ³⁵ 。

出典：各種情報より作成。

²⁷ 出典：各種給与データを元に算出

²⁸ 出典「第 12 回賃金実態調査概要」（2018）：[https://www.jccii.in/Docs/0412_18_12th_salary_survey\(summary\).pdf](https://www.jccii.in/Docs/0412_18_12th_salary_survey(summary).pdf)

²⁹ 出典：Ministry of Powet "State -Wise"/Utility wise average rate of electricity for domestic & Industrial consumers"

³⁰ BSES Yamuna Power Limited

³¹ Brahmani River Pellets Limited

³² North Delhi Power Limited

³³ New Delhi Municipal Council

³⁴ Ministry of Labour & Employment "Year End Review 2017"

³⁵ 国際協力銀行「インドの投資環境／2017 年 8 月」

2.4.2 関税、出資制限、労働問題等

(1) 関税

食材等を日本からインドに輸入する場合、関税の基本的な確認方法は、図 2.4-1 に示す通りである。

日本政府は、2011 年にインド政府と日印包括的経済連携協定（日印 CEPA）を締結しており、貿易の自由化・円滑化、投資の促進等を図るべく、一部品目において関税の撤廃及び段階的な引き下げが行われている。図 2.4-1 中の Column4（Category）は、表 2.4-2 カテゴリー別の関税撤廃までのスケジュールを参照。

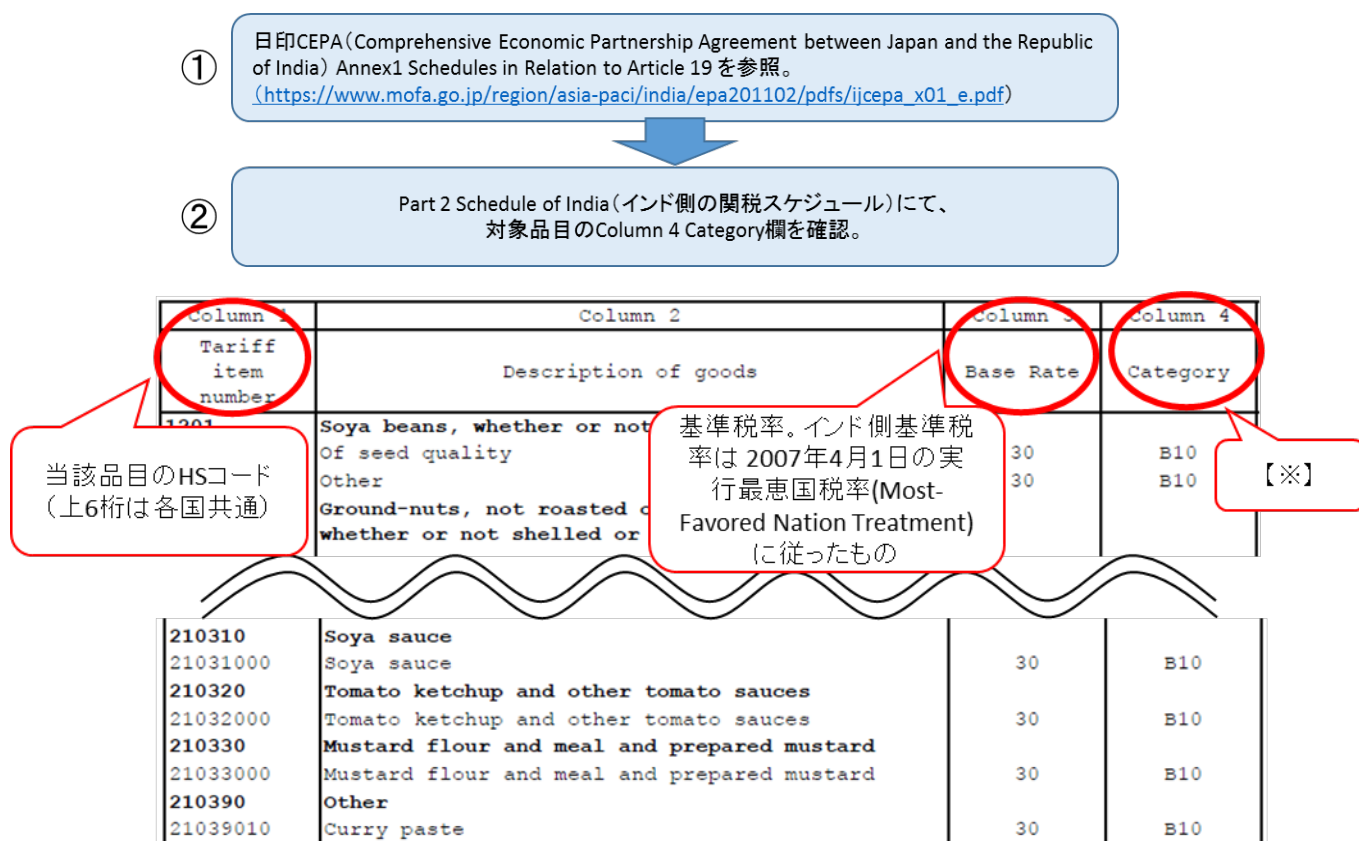


図 2.4-1 関税率の確認方法

表 2.4-2 カテゴリー別の関税撤廃までのスケジュール

【※】 Category	撤廃までのスケジュール	
	X	対象外品目（関税撤廃等の譲許なし） ⇒インド財務省中央物品関税局（Central Board of Indirect Taxes and Customs, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India） “Tariff (as on 01.07.2018)” PART - II Import Tariff にて、税率を確認。
	Bn(数字)	2011 年 08 月 01 日を発効日とし、n+1 年目に関税がゼロとなるよう、段階的に関税率が引き下げられる。
	B10	協定の発効日から「10+1 回」の毎年均等な関税引き下げ、基準税率から「10+1 回」で撤廃。
	A	協定の発効日に関税を撤廃
	Pa	協定の発効日から 10.62% 2012 年から 9.68% 2013 年から 8.75% 2014 年から 7.81% 2015 年から 6.8% 2016 年から 5.94% 2017 年から 5.0%
	Pb	協定の発効日から 11.25% 2012 年から 10.63% 2013 年から 10.0% 2014 年から 9.38% 2015 年から 8.75% 2016 年から 8.13% 2017 年から 7.5% 2018 年から 6.88% 2019 年から 6.25%

(2) 出資制限

インドの海外直接投資（FDI³⁶）政策³⁷において、外食事業に関する外資規制は設けられていない。

2.4.3 日系企業が直面する課題と対応事例

現地ヒアリングによれば、インドに進出している日系企業の多くは、事業の際、以下のとおり、様々な問題に直面している。

【規制】

- 突然規制が変更された（例：高速道路出入口から 500 メートル以内においては、アルコール販売禁止）。
- プラスチック包装容器が使用禁止となる可能性がある（既にムンバイ及び UP 州では禁止となっている）。
- 規制・ルールの変更は、公式ルートでの公表プロセスが不透明であり、情報入手が困難であるため、通常、SNS 経由が情報源となる。
- インド商工会には飲食業分野がなく、情報共有が不可能である。

【仕入れ】

- ラベル表記がインド独特である。例えば、ベジ・ノンベジマークは全商品に貼り付ける必要がある。貼り付けミスがあると、廃棄となってしまう。
- アルコールの輸入ライセンス取得には、手続きに 1 年かかる。その際、賄賂を要求されるケースがある。
- 仕入れを輸入に頼ると、滞るリスクがある（例：コンテナにビーフパウダーが混入しており、港で 2 ヶ月止まった）。
- コールドチェーンが未整備である（工場に冷凍設備があっても冷凍トラックはない等）。
- 魚介類調達で一般的なのは、チェンナイ若しくはムンバイの業者に発注し、発泡スチロールで届くルートであるが、低品質である。

【酒の販売】

- アルコールの販売ライセンスは、毎年 4 月の更新制である。その際、担当者から賄賂を要求されることがある。毎年 4 月前に申請しても、承認が降りるのは 5 月となる。
- 警察の検査が入ると、酒のボトルラベルの確認等が実施される。その際、ラベルがはがれていれば、不備としてペナルティが課される可能性がある。
- 警官により対応が異なる。例えば、酒の提供時間と店の営業時間を混同している警官がいる。酒提供のライセンスには、23 時からと 24 時までの 2 種類があるが、店に警察が来て、酒のライセンス時間を理由に、店を閉めるように言われることがある。また、営業ではなく雑用をすることすら認めない警官もいる。
- 2018 年には、ビール最大手起業でさえライセンスの許可がおりず、4 月に欠品となった。また、州毎にルールが異なる。

2.4.4 連邦・州政府の補助金及び申請プロセス

外食産業に関する連邦・州政府からの補助金は、特に設けられていない。

2.5 事業開始に向けた手続き

グルガオンにて、外食ビジネスを立ち上げる場合、会社設立等、外食ビジネスライセンスの取得を行

³⁶ FDI : Foreign Direct Investment

³⁷ Department of Industry Policy and Promotion, Ministry of Commerce and Industry “Consolidated FDI POLICY 2017”

う必要がある。

会社設立については、本編 1.4 を参照。

なお、インド政府には、シングルウィンドウが設けられており、各種問い合わせが可能である。

表 2.5-1 インド政府によるシングルウィンドウ（Invest India）連絡先

政府／州	機関名	連絡先
政府	Invest India	Japan Desk 【Website】 https://www.investindia.gov.in/ja/country/japan-desk （※日本語ページ） 【E mail】 contact@investindia.org.in 【Phone】+91-11-23048155 Vigyan Bhavan Annexe, Maulana Azad Road, New Delhi 110001

2.5.1 外食産業に係るライセンス

インドにおいて外食事業を立ち上げる際、取得が必要なライセンスは、インドレストラン協会（NRAI³⁸）のホームページにて公表されている。ただし、必要書類が多く手続きが煩雑であるため、多くの日本企業は、現地コンサルタント会社を通じて手続きを行っている。

表 2.5-2 必要書類一覧（List of Mandatory Documents）

ライセンス分類	発行機関	備考
Food Safety License （食料安全ライセンス）	Food Safety and Standard Authority of India : FSSAI （インド食品安全基準局）	FSSAI への登録が必須である。 （詳細は、補足資料参照。）
Health / Trade License （健康/貿易ライセンス）	Municipal Corporation （州政府）	州政府毎に異なる。
Eating House License （外食店ライセンス）	Police Commissioner（警視総監）	安全のため、最寄りの警察署に報告する必要がある。
Liquor License （酒類ライセンス）	Excise Commissioner	
Approval of Restaurants （レストランの承認/再承認）	Department of Tourism of Government of India / Delhi Government	
Playing of Music in restaurants License （レストラン内での音楽演奏ライセンス）	Phonographic Performance Limited / Indian Performing Right Society	騒音を 80dB 内に制御することが目的。NRAI は、当該法律を廃止するよう政府と議論している。
Environment Clearance for Grease Trap/ETP (Water Pollution Act) （グリース・トラップ/排水処理場における環境認可（水質汚染法））	State Pollution Control Committee	特に廃油の管理をすることが求められ、必須である。
Environment Clearance for Generator Sets (Air Pollution Act) （発電設備の環境認可（大気汚染法））	State Pollution Control Committee	不要となるケースもある。

³⁸ NRAI : The National Restaurant Association of India:

ライセンス分類	発行機関	備考
NOC from Fire Department (消防局からの無異議証明書)	Fire Department.	ディーゼル発電機を利用する場合は必須である。
Weights and Measures (度量衡)	Legal Metrology Department	レストランに関係しない場合は不要。
Lift License (エレベーターライセンス)	Concerned authority Electrical Inspector. Office of the Labour Commissioner	エレベーター設置予定であれば、必要である。
Employees State Insurance (従業員国家保険)	Labour Commissioner	20 人以上を雇用する場合は、要求される。
Insurance required to be taken. Public Liability Product Liability Fire Policy Building & Asset (取得が求められる保険。一般賠償責任保険、製造物責任保険、火災証券、建物及び資産)	Any insurance company	事業者のリスク低減手段との位置づけ。
Shop and Establishment Act (店舗及び施設法)	As prescribed in the Act and as applicable to the state	
Signage License (看板ライセンス)	Municipal Committee / Corporation of the City	州によっては、必要である。

出典：Invest India へのヒアリング及び提供資料より作成。

3 食品加工進出マニュアル＜カルナタカ州＞

3.2 インドの食品加工ビジネスの魅力

3.2.1 インド全体における食品加工業の市場規模と成長要因

インドは、順調に経済成長を続けており、年間世帯消費額は、2030年までに世界第5位となる見込みである。食品関連市場についても、年々拡大しており、インド公的投資促進機関（Invest India⁴¹）によれば、2020年までに、食品及び小売市場は4,820億米ドル（約53.2兆円）、酪農産業は1,400億米ドル（約15.5兆円）に達すると予想されている。食品加工業界については、2020年までに新たに300億米ドル（約3.3兆円）の投資が見込まれている。

インド政府は、国内の食品小売セクターの成長を促進するため、財政優遇策等のインセンティブを設けている。また、MoFPIを通じ、食品加工産業への投資を促進するべく、様々な措置を講じている。

2008年には、メガフードパーク計画が策定され、同計画の下、国内42ヶ所におけるメガフードパークの設立計画が承認され、2019年現在で12ヶ所が稼働している⁴²。

インド国内では、近年の経済成長や都市化を受け、所得の向上、ライフスタイルの変化、観光客の増加、品質への意識向上等により、加工食品の消費量が増大している。

3.2.2 インドにおける有望な食品加工ビジネス

インド政府は、食品加工ビジネスについて、6つの分野（果物・野菜、乳製品、家きん、スパイス、食料穀物、水産加工）への投資を促進している⁴³。

(1) 果物及び野菜

インドの果物及び野菜の生産量は、世界第2位（年間2億5,900万トン）であるが、加工率は2%に留まっている。

果物及び野菜の加工においては、廃棄の減量化、コールドチェーン及び加工用インフラ設備の未整備、加工食品の包装技術、農場における保管システム及び技術の不足が課題となっており、これら課題に対応するビジネスの可能性が考えられる。

(2) 乳製品

インドの乳製品市場は、世界最大かつ最も急速に成長しており、ミルクの生産量は、2020年までに、現在の1億6,370万トンから2億トンに達する見込みである⁴⁴。こうした、乳製品を利用した加工食品に関連するビジネスも考えられる。

⁴¹ Invest India (<https://www.investindia.gov.in/sector/food-processing>)

⁴² Invest India (<https://www.investindia.gov.in/sector/food-processing>)

⁴³ MoFPI (<https://foodprocessingindia.co.in/>)

⁴⁴ MoFPI (<https://foodprocessingindia.co.in/>)

(3) 家きん⁴⁵

インドの家畜数は、世界最大規模であり、年間約 740 万トンの肉及び約 830 億個の卵を生産している。肉の加工率が 21%である一方、家きんの加工率は 6%に留まる。インドにおける家きん産業は、垂直統合されているケースが多く、欧米の水準に見合った効率的な生産が行われている。

(4) スパイス

インドにおけるスパイスの生産、消費、輸出量は、何れも世界最大である。インド産のスパイスは、豊かな香り、味、食感に特徴があり、世界的に知られている。ニンニク、チリ、コショウ、コリアンダー、カルダモン、クミン、フェンネル、ターメリック、ジンジャー等、約 75 品種が生産されている。

近年、インド国内では、食料安全の観点からスパイスの有機農法が注目されている。

(5) 食料穀物

インドにおける食料穀物の生産量は、世界第 2 位である。多くの穀物及び豆類は国内で消費されるが、バスマティ米は輸出もされている。生産量の約 5%が廃棄されているため、廃棄率の低減が必要である。また、穀物及び加工品の需要を増加させるためにも、インフラ設備、処理施設、研究開発等の需要が見込まれる。

(6) 水産加工

インドは、長い沿岸（7,517km）、豊富な河川や運河、汽水域など、海洋と内陸の両方の漁業に適した豊富な地理的資源を有しており、漁獲量は世界第 2 位（約 1,140 万トン）、輸出市場は 100 万トン当たり 47 億米ドルである。水産加工率は 23%に留まるため、高付加価値な加工製品を国内及び輸出向けに製造するという点において、ビジネス機会が考えられる。

⁴⁵ 鶏、うずら、きじ、ほろほろ鳥、だちょう、七面鳥、あひる、がちょう、その他かも目（農林水産省 <http://www.maff.go.jp/aqs/hou/exkakin3.html>）

3.3 カルナタカ州概要

カルナタカ州は、インドの南部地域に位置し、西はアラビア海、北西はゴア州、北はマハラシュトラ州、北東はテランガナ州、東はアンドラ・プラデシュ州、南東はタミルナードゥ州、南西はケララ州に囲まれている。ベンガルール⁴⁶・ムンバイ産業回廊（Bengaluru-Mumbai Industrial Corridor : BMIC）及び、チェンナイ・ベンガルール産業回廊（Chennai-Bengaluru Industrial Corridor : CBIC）を有し、経済発展のハブとしての機能を有している。

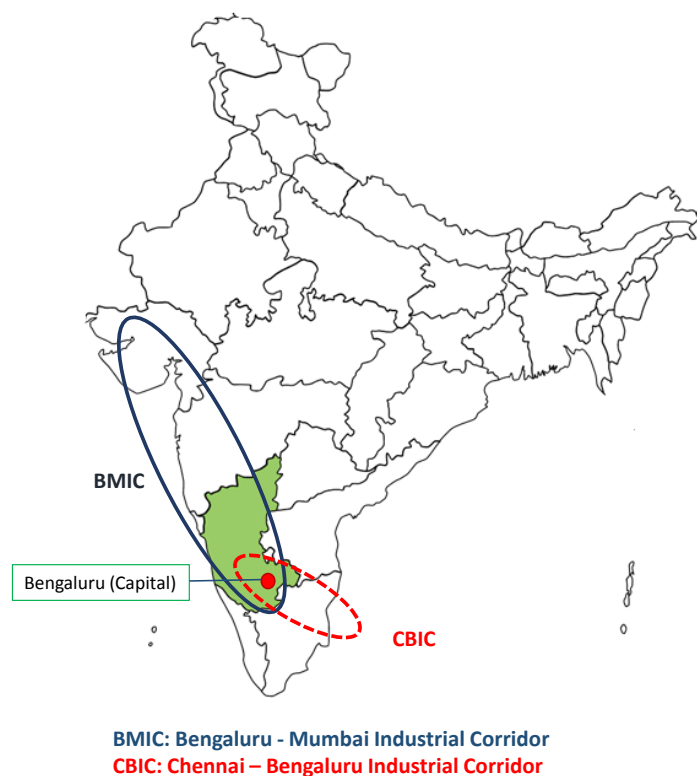


図 3.3-1 カルナタカ州の位置

⁴⁶ 2014 年 11 月、カルナタカ州政府は、バンガロールをベンガルールに変更した。

カルナタカ州の州内総生産は、国内第 5 位（1,619 億米ドル、2016/2017 年）、経済成長率は 7.5%（2016/2017 年）であり、インド国内において経済規模の大きい州の一つである。

また、同州は、国内 5 位の食料生産地であり、約 30 種類の農産物を生産している。州内には、メガフードパーク（2 ヶ所）、アグロフードパーク（7 ヶ所）、スパイスパーク（1 ヶ所）、農産物輸出特区（3 ヶ所）、調査研究施設（7 ヶ所）、冷凍倉庫（98 ヶ所、容量：計 29.7 万トン）等の食品加工関連インフラが整備されており、食品加工業集積地となっている。

また、州都であるベンガルールは、ムンバイ及びチェンナイに繋がる産業回廊（BMIC 及び CBIC）のハブとなっており、都市間のアクセスが良好である。

その他、カルナタカ州の概要は表 3.3-1 を参照。

表 3.3-1 カルナタカ州の概要

項目	内容											
州都	ベンガルール											
面積	191,791 平方キロメートル（インド総面積の約 5.8%）											
人口	61.09 百万人（インド総人口の約 5%）											
主要言語	カンナダ語／識字率：74.5%（全国：74%）											
2016/17 年度 SGDP （州内総生産）	国内5位 1,132,393 千万 INR（約18.3兆円）											
一人当たり年間所得	国内 10 位 2,251 米ドル（約 24.9 万円）											
州内経済成長率 （2016/17）	7.5%											
国外直接投資（FDI）	<table><tr><td></td><td>金額 （百万米ドル）</td><td>インド全体の FDI における割合（%）</td></tr><tr><td>2016/17 年度</td><td>2,132</td><td>4.9</td></tr><tr><td>2017/18 年度</td><td>8,575</td><td>19.1</td></tr></table>				金額 （百万米ドル）	インド全体の FDI における割合（%）	2016/17 年度	2,132	4.9	2017/18 年度	8,575	19.1
	金額 （百万米ドル）	インド全体の FDI における割合（%）										
2016/17 年度	2,132	4.9										
2017/18 年度	8,575	19.1										
港湾	11 ヶ所。主要港はニューマンガロール（New Mangalore）											
国際空港	ベンガルール（Bengaluru）、マンガロール（Mangalore）。国内線は5空港											

3.4 カルナタカ州における食品加工ビジネス

3.4.1 食品加工に関するビジネス機会

カルナタカ州には、数多くの食品産業集積地（フードパーク）が整備されており、それらパーク内に、食品加工施設を構えることが可能である（図 3.4-1 及び表 3.4-1）。

食品加工業に参入するためには、FSSAI のライセンスを取得する必要があるが、FSSAI からのライセンスは、行政区で比較するとベンガルール周辺の行政区及び港を有する行政区において多く取得されている。（図 3.4-2 及び図 3.4-3）。同州における、食品加工関連の種類別ライセンスでは、シリアル、飲料、倉庫、輸送、ベーカリー製品、果物及び野菜、塩、乳製品において特に取得数が多く、これらの業種に対し、投資家の関心が集まっていることが推察される（図 3.4-4）。

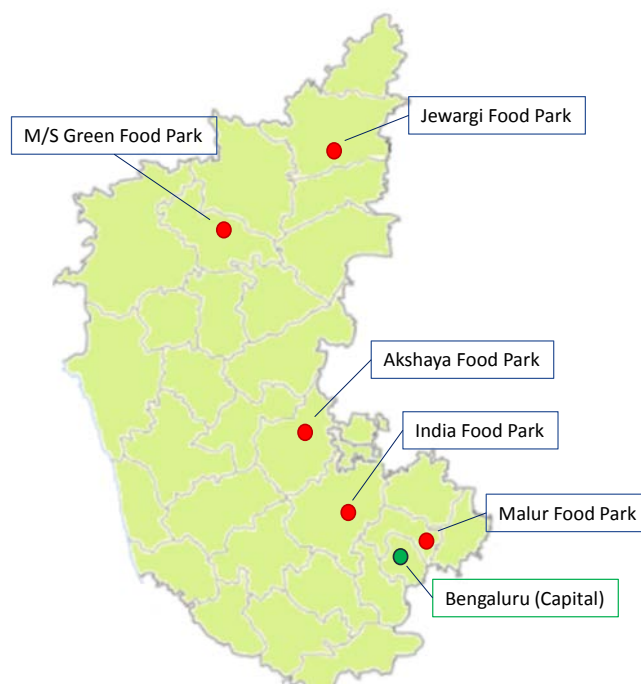


図 3.4-1 フードパークの位置

出典：Ministry of Food Processing Industries, Investment Environment & Opportunities in Food Processing: Karnataka"

表 3.4-1 フードパークごとの特徴

フードパークの名称	所在地	タイプ（複数／単品生産）	総敷地面積（ha）
India Food Park	Tumkur	主要産物果物及び野菜	100
Akshaya Food Park	Hiriyur	有機穀物、タマネギの脱水、離乳食、有機雑穀類、有機スパイスなど	106
M/S Green Food Park	Bagalkot	フルーツジュース、乳製品、トウモロコシ、落花生、豆類、ベーカリーなど	100
Jewargi Food park	Jewargi	穀物、豆類	105
Innova Food Park	Malur	コーヒー製品、動物用栄養食品、香辛料、オレンジ	87

出典：Ministry of Food Processing Industries, Investment Environment & Opportunities in Food Processing: Karnataka"

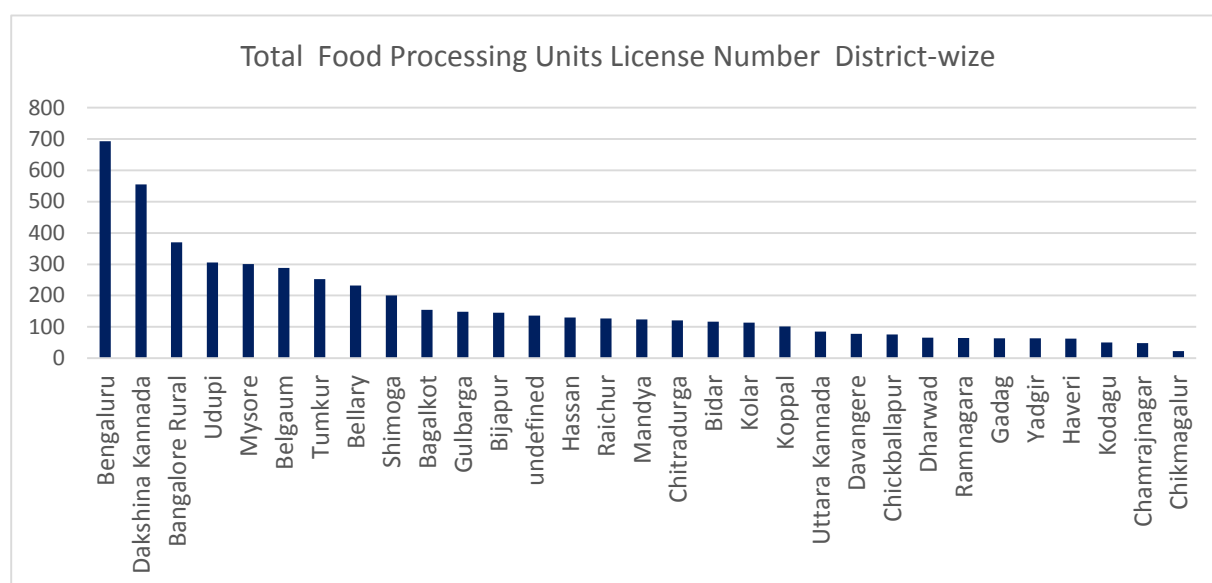


図 3.4-2 行政区ごとの FSSAI 加工食品関連ライセンス取得数

出典：Ministry of Food Processing Industries



図 3.4-3 カルナタカ州行政区

出典 : Ministry of Food Processing Industries, Investment Environment & Opportunities in Food Processing: Karnataka"

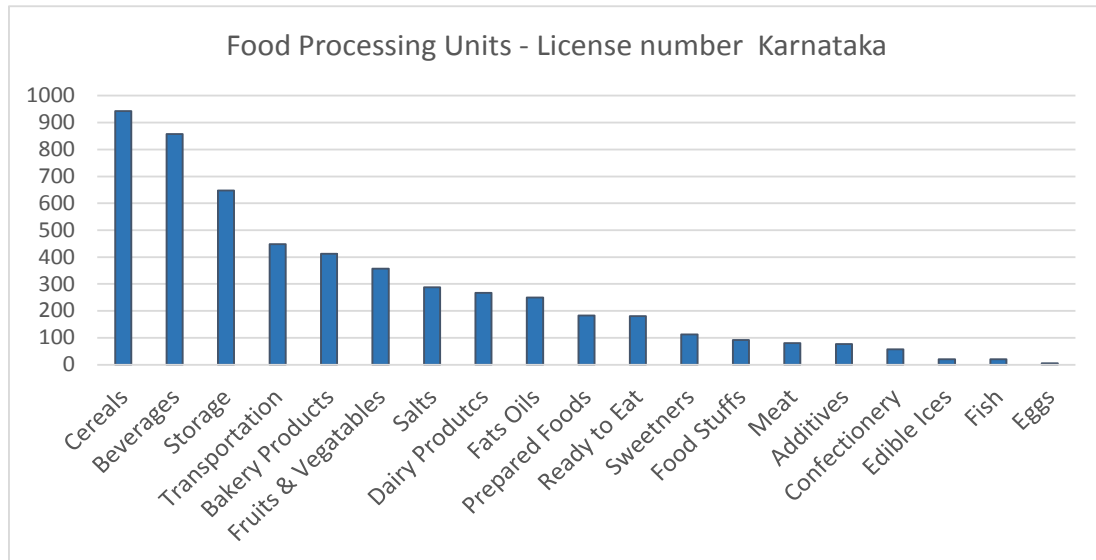


図 3.4-4 食品加工関連ビジネスの FSSAI License 取得数

出典：Ministry of Food Processing Industries

3.4.2 有望な食品加工ビジネス

カルナタカ州政府が推奨する食品加工関連ビジネスを以下に示す。

表 3.4-2 Karnataka 州の食品加工ビジネス機会

ビジネス機会	内容	背景
①タマネギ冷蔵庫	新鮮なタマネギの冷蔵庫	オフシーズンと収穫シーズンの価格差は6-7倍。
②トウモロコシ加工	湿式粉碎によるトウモロコシのデンプン	カルナタカ州は、トウモロコシの主要生産州である。
③ピーナッツバター	ピーナッツからピーナッツバターを生産	ピーナッツの主要生産州として、新たな生産機会を生み出す。
④瓶詰め工場	フルーツドリンクに焦点を当てた瓶詰め工場	主要な果物生産州として、飲料製造及びボトリングは、潜在的なビジネス機会が高い。
⑤ジャム&ゼリー	ジャムとゼリーの製造	主要な果物生産州として、ジャム&ゼリーの製造及び包装は、潜在的なビジネス機会が高い。
⑥フルーツIQF (Individual Quick Froze 個別急速冷凍)	フリーズドライフルーツ加工設備	主要な果物生産州であると同時に、凍結乾燥フルーツは高付加価値を生み出す。
⑦麦芽化施設	雑穀類(米、小麦以外)からの麦芽化	州は雑穀類のトップ生産州であり、麦芽化は高付加価値を生み出すオプションである。
⑧牛用飼料	トウモロコシ、雑穀、脱油カスからの牛用飼料	とうもろこしの主要生産州であり、牛用飼料は、付加価値を生み出すオプションである。
⑨食肉処理場	小さな反芻動物の近代的処理場	羊肉と豚のトップ生産州であり、販売ネットワークが必要である。

出典：Ministry of Food Processing Industries, "World Food India 2017, Karnataka"

3.4.3 ケーススタディ

(1) 日系企業が直面した課題

インドに進出する食品加工及び外食サービス業の日系企業（複数社）にヒアリングを実施した結果、以下の課題が判明した。

その１：物流・インフラ関連

□ 自社製品の物流（コールドチェーン）：

加工食品の種類によっては、最終消費者まで至る全ての過程で温度管理が必須となる。どこか一箇所でも途切れたら商品価値を失ってしまう。大都市間を繋ぐ大型物流プレイヤーは、以前と比べて格段に増えている。現在では 3、4 社から見積もりを取ってコスト削減を図るとともに、実際に商品を動かすことで商品の状態を確認している。一方で、小規模都市を繋ぐ物流会社の数は、少なく、小規模間の物流は、コストが上昇するのが一般である。E-Commerce の普及は目覚しいが、ラストマイル、すなわち最後に自宅まで届けるところが脆弱であることがある。実際に自社製品を購入し、冷たいまままで届くか実証を行っている。過去の例では、実証の結果、常温で家に届けられてしまったことがあった。

□ 自社製品の物流：

時間をかけて取引先を選別し、関係構築を行い、地域毎に物流の強い会社と契約してきた。現在では、全部で 100 以上の取引先を有している。物流コストの売上に占める割合は、日本国内と比べると 3～5 倍となっており、物流コストの削減は大きな課題である。

□ インフラ：

電力が安定しない。自家発電を導入したが、その発電が起動するまで時間がかかり、瞬時停止が発生してしまう。この問題を解決するために、UPS（無停電電源装置）⁴⁸も導入することで安定電力を確保している。結果、設備コストは大きくなっている。

□ インフラ：

水の安定供給の可否について事前の確認が必要。地下水を利用する場合や、入居先の工業団地との契約に則って水供給が行われる場合などがある。工業団地の場合、水不足の時期などは使用制限があると聞いている。

その２：規制関連

□ ラベル表記：

ラベル表記はインド独特のもの。例えば、ベジ・ノンベジマークは全商品に貼り付ける必要がある。ラベルの貼り付けミスがあると、廃棄となる。

□ プラスチック包装容器の使用禁止：

プラスチック包装容器を使用した製造が禁止となる可能性。カルナタカ州でもプラスチック規制が導入されている。マハラシュトラ州の規制は特に厳しく、事業者への直接的な影響も懸念される。他地域で製造した自社商品が、同州において販売される可能性もあり、規制の動向に注目している企業が多い。

出典：現地ヒアリング結果

⁴⁸ 停電の際にも電気を供給し続ける装置。

(2) 食品価格が安い市場におけるビジネス

インドの一人当たり GDP は、2017 年時点で 1,940 米ドル（世界銀行）であり、日本の 5%程度である。日本から輸入した完成品や、原料を加工し販売することは、価格競争力の面から難しい。ただし、醤油等の少量かつ日本でしか調達できない原料を使用するケースは想定される。

また、インドと日本の GDP 購買力平価（PPP⁴⁸）を比較すると、2017 年時点でインド（7,056 米ドル）は、日本（43,279 米ドル）の約 16%であり、日本とインドの差は大きい。そのため、一部高級品等を除けば、インド国内での原料調達を前提としたビジネスが現実的である。

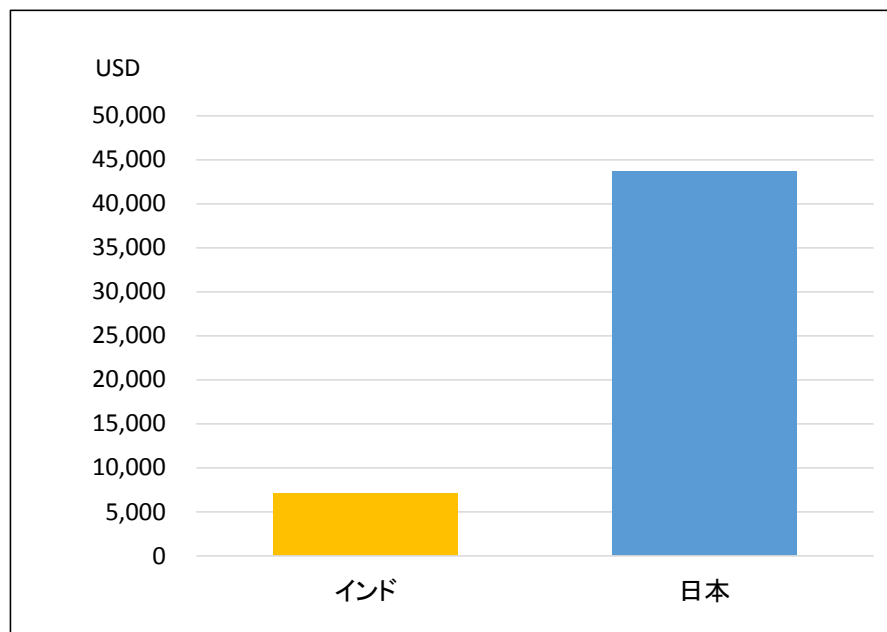


図 3.4-5 1人当たり GDP (PPP) の比較（インド・日本）

出典：世界銀行より作成

⁴⁸ PPP：purchasing power parity

(3) 現地食品会社の事例 ～食品加工会社のスタートアップ～

□ 事業概要：

- ・ 2016 年創業。本社はベンガルール。オフィスはシェアオフィスを使用。
- ・ カレー味のペーストの瓶詰めを生産・販売。サンドイッチの具材、パスタソースの素、揚げ物にかけるソースとして使用できる。
- ・ 創業当初は、ファーストフード業界向けの食品及び飲料サービスを行ったが、事業拡大は容易ではないと感じ現在の事業へ転換した。
- ・ 資金調達ができれば事業拡大をしたい。零細企業だが、日系企業との連携も検討可能。



共用スペース

□ 商品開発：

- ・ 味付けはインド風のみ。外国料理の風味や技術が一部に用いられることはあっても、全体の味付けはインド風にする必要があると考えている。
- ・ 商品開発は、パン文化の広がりに合わせてサンドイッチペーストの開発等の斬新さ、健康、インド風、の三つの視点から考えている
- ・ 味の開発のため 2 人のシェフを雇用。2 人とも大手インターナショナルブランドのホテルでの調理経験を持つ。

□ サプライチェーン

- ・ 主な販路はスーパーマーケット等の小売店販売。新しいタイプの食品なので実際に試食してもらうことで顧客を増やしていく。EC サイト（ビックバスケットで配送エリアはベンガルールのみ）も使用。IT 技術者はいるので、独自のオンラインショップを開設したいと考えている。
- ・ EC への販売手数料は 20%程度。大手小売店で 22%～25%。大手小売店の手数料は割高になるが、大手は都市間の自社物流網を構築しているので、インド全土で販売できる。
- ・ 小規模小売店の販売手数料は 20%～25%で大手より安い。但し、自社で物流網を持たないため、ベンガルール外で販売をする場合は、別途輸送会社に常温で 3%～5%、冷蔵で約 6～8%の手数料を追加で払う必要がある。



商品例

□ マーケティング

- ・ 顧客向けキャンペーンとして、顧客のソーシャルメディア（フェイスブック等）上に食べた感想等を載せることを条件に、試供品の提供を行っている。

(4) 大規模給食センターの事例 ～アクシャ・パトラ給食センター～

□ 事業概要：

- ・アクシャ・パトラ※（Akshaya Patra）はヒンズー教系の NGO 団体。インド全国で 14,000 校 170 万人以上の生徒へ給食を提供している。（※アクシャ：食べ物が無くならない、パトラ：容器という意味）
- ・政府系インド食料公社（Food Corporation of India: FCI）による補助金 6 割、寄付金 4 割で運営されている。

□ 調達・製造

- ・平日 1：30AM から野菜のカット等下準備を開始し、4：30AM から調理を開始。
- ・コメの貯蔵タンクは 2 つに分かれている。それぞれ政府支給の学校給食向けのコメ用と、民間スーパーマーケット向けのイドゥリ⁵⁰（450 パケット、1 パケット=1kg 程度）用である。
- ・小麦とコメのみ政府から支給されている。
- ・原料調達先は約 240 社。
- ・料理メニューは 30 種あり。
- ・調理能力はライス 7t/日、ダル（豆）スープ 4t/日。
- ・食品の調理能力：コメ 500 食分を 20 分、サンバルスープ 3,000 食分を 50 分で調理可能
- ・チャパティ製造（焼き）機は 1,500～2,000 食/日を製造可能。アクシャ・パトラが活動しているデリーの寺院には、60,000 食/日を提供できる大型設備あり（デリーの寺院と給食センターの関係は）。
- ・メニューは州政府の合意が必要。政府の要望に応じてプロテイン、鉄、ビタミン等の量を管理している。冬はホットミルクに生姜を加えたものを支給。
- ・工場内では、調理現場での動線確保や調理器具の管理方法にトヨタの改善メソッドを取り入れて業務改善を実施。

□ 配送

- ・州内 580 の学校に 75,000 人分提供している。
- ・28 の配送ルートを持っている。配送トラックにはそれぞれスポンサー企業の広告を掲載している。（調査時には、日系電機メーカーの広告を見かけた）。



工場外観



調理風景



配送風景

⁵⁰ 発酵させたコメ粉を使用した蒸しパンのようなもの。

3.5 事業計画に係る基本情報

3.5.1 基礎データ（人件費等、水道光熱費等）

事業計画に必要な基礎データは表 3.5-1 のとおり。

表 3.5-1 事業計画に係る基礎データ

項目	価格情報等
人件費	ベンガルールにおける平均賃金 ⁵¹ ：620,000INR／年 ※その他参考情報として、インド日本商工会及びジェトロ・ニューデリーより、現地日系企業からのヒアリングを元に賃金水準をまとめた「第 12 回賃金実態調査概要」（2018）が公表されている ⁵² 。
電力費	家庭用及び工業用における電力費は下記のとおり ⁵³ 。 ➤ 家庭用 4kw（400kwh／月）： ・大都市：4.77 INR（約 7.7 円） ・農村部：4.50 INR（約 7.3 円） ➤ 工業用 1,000kw（60%稼働で 438,000kwh/月）： ・大都市：4.77 INR（約 7.7 円） ・農村部：4.31 INR（約 7.0 円）
社会保障費用	主な社会保障費用は以下のとおり ⁵⁴ 。 ➤ 事業主負担：12%＋諸管理費等 ➤ 従業員負担（年金基金）：12% ※詳細は現地会計事務所等へ確認が必要
水道費用	参考：ハリヤナ州の工業用水道料金は以下のとおり ➤ 初期費用 Connection fee 5,000INR、Connection Security(8 万 INR／1 エーカー以下、12 万 INR／1 エーカーより大きい) ➤ 15INR／kl
工業団地賃料	MoFPI Investor Portal に掲載されている工業団地賃料は以下のとおり。 ➤ Integrated Food Park Private Limited (Tumkur 地区)：222.30／Sq.mt～244.60 INR／Sq.mt ➤ Sri. H S Basavaraju Tarihal Industrial (Dharwad 地区)：16.23／Sq.mt～1235.00INR／Sq.mt
税金	法人所得税：30% ※2017 年 2 月 1 日に、2017/2018 年度の予算案が発表され、税率変更のあった主な項目として、中小企業向けの法人所得税率が 30%から 25%へと引き下げられた ⁵⁵ 。

出典：各種情報より作成

⁵¹ 出典：各種給与データを元に算出

⁵² 出典「第 12 回賃金実態調査概要」（2018）：[https://www.jccii.in/Docs/0412_18_12th_salary_survey\(summary\).pdf](https://www.jccii.in/Docs/0412_18_12th_salary_survey(summary).pdf)

⁵³ 出典：Ministry of Power “State-Wise”/Utility wise average rate of electricity for domestic & Industrial consumers”

⁵⁴ Ministry of Labour & Employment “Year End Review 2017”

⁵⁵ 国際協力銀行「インドの投資環境／2017 年 8 月」

3.5.2 関税、出資制限

(1) 関税

インドにおける関税率算出に係るプロセスは、本編を参照。

(2) 出資制限

インドの FDI 政策⁵⁶において、食品加工業を含む一般の製造業への外国投資に関する制限は、設けられていない。

製造業者は、電子商取引（Electric Commerce、以下 EC）を含む卸売・小売を通じ、インドにおいて製造された製品を、政府の承認なしに販売することが認められている。

また、貿易分野に関する FDI 政策の規定に関わらず、インドで製造・生産された食品の EC を含む小売取引に対し、政府からの承認に基づく直接投資が認められている。

ただし、食品に関する EC ビジネスへの参入を検討する場合には、FSSAI の承認が必要となる可能性もあり、最新の情報を確認する必要がある。

3.5.3 州政府の補助金

州政府による補助金制度は以下のとおり。

投資促進に係る補助金 (Investment Promotion Subsidy)	投資促進補助率は、場所や事業者の区分に関わらず固定資産の 35%。但し、中小企業は 650 万 INR を上限とする。
廃液処理施設建設のための補助金 (Subsidy for setting up Effluent Treatment Plant)	補助率は、初期投資の 75%で上限金額 1,000 万 INR。但し、中小企業は 500 万 INR を上限とする。 フードパーク、スパイスパーク、シーフードパークにおける共用設備として建設する場合は、建設場所や事業者を問わず上限金額を 2,000 万 INR とする。
金利補助 (Interest Subsidy)	借入金利補助率は、年率 6%で、補助期間は 7 年間。補助は政府が認める金融機関を通して実施される。補助事業者は過去に元金、利子の支払い不履行がないことが条件となる。
国立研究所より認定された技術移転に係る補助金 (Subsidy for technology adoption from Recognized National Labs)	補助率は、50%なので上限金額を 100 万 INR とする。中小企業が対象。

出典：Karnataka Agribusiness & Food Processing Policy 2015

⁵⁶ Department of Industry Policy and Promotion, Ministry of Commerce and Industry “Consolidated FDI POLICY 2017”

3.6 事業開始に向けた手続き等

3.6.1 事業開始のステップ

カルナタカ州において食品加工ビジネスを始める場合、一般的には、①会社設立、②食品ビジネスライセンスの取得、③製品検査報告、④ラベルデザイン、⑤製品の承認取得、を行う必要がある。

各手続きにおける参照先は、表の通り。

表 3.6-1 事業開始に向けた各種の手続き

手続き	参照先
①会社設立	➤ Ministry of Corporate Affairs（企業庁）“Steps to Register a new company” (http://www.mca.gov.in/MinistryV2/incorporation_company.html) ➤ 本マニュアル「本編」 ➤ JETRO 「インド 外国企業の会社設立手続き、必要書類」 (https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/invest_09.html) 「インド レストランを開業する場合の手続き」 (https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-001054.html)
②食品ビジネスライセンス取得	➤ Food Safety and Standards Authority of India（FSSAI）“Licensing and Registration System ver3.0” (https://foodlicensing.fssai.gov.in/index.aspx) ※Central License、State License、Registration の判断は、本マニュアルの 3. 補足資料を参照。
③製品検査報告	➤ FSSAI notified Labs (https://www.fssai.gov.in/home/food-testing/fssai-notified-labs.html)
④ラベルデザイン	➤ “the Food Safety and Standards (Packaging and labelling) Regulations, 2011”
⑤製品認証取得	➤ FSSAI Food Products Approval

3.6.2 シングルウィンドウの紹介

インド政府及びカルナタカ州には、シングルウィンドウが設けられており各種問い合わせが可能である。

表 3.6-2 カルナタカ州におけるシングルウィンドウ

政府／州	機関名	連絡先
連邦政府	Invest India	Japan Desk 【Website】 https://www.investindia.gov.in/ja/country/japan-desk （※日本語ページ） 【E mail】 contact@investindia.org.in 【Phone】 +91-11-23048155 Vigyan Bhavan Annexe, Maulana Azad Road, New Delhi 110001
州政府	Government of Karnataka State	Karnataka One 【Website】 https://www.karnatakaone.gov.in/Info/Public/ContactUs 【E mail】 onehelpdesk@karnataka.gov.in

4 コールドチェーンビジネス進出マニュアル<ウッタール・プラデシュ州>

4.3 インドにおけるコールドチェーンのニーズ

近年、経済成長とともにインドにおける物流市場は活況となっている。インド・ブランド・エクイティ基金（Indian Brand Equity Foundation: IBEF）によれば、物流産業の市場規模は、2016 年度 1,600 億米ドル（約 17.6 兆円）から 2020 年度までに 2,150 億米ドル（23.7 兆円）まで拡大すると予測される。

物流市場拡大の流れは、コールドチェーンへのニーズを高めている。食品加工産業省（Ministry of Food Processing Industries: MoFPI）は、コールドチェーンビジネスを取り巻く現状を、生鮮食品の生産量、生鮮食品の廃棄量、フードロスの処理費用、コールドチェーンのニーズ、冷蔵施設の受入れ能力の観点から説明している。

表 4.3-1 コールドチェーンビジネスを取り巻く現状

トピック	説明
生鮮食品の生産量	コールドチェーンが潜在的に必要と考えられる生鮮食品が毎年 4 億トン（施設園芸、乳製品、肉、家禽、魚の合計）以上生産されている。
生鮮食品の廃棄量	インドにおける主要な生鮮食品の廃棄率は下記のとおりであり、フードロス削減への期待は高い。 ➤ 果物：4.6-15.9% ➤ 内陸魚：5.2%、海産魚：10.5% ➤ 肉：2.7%、鶏肉類：6.7%
農産物・食品の年間損失額	農産物及び食品廃棄による年間損失額は下記のとおり。 ➤ 農産物の損失推定額/年は 9,265 億 INR（約 1.5 兆円）。 ➤ 食品（果物や野菜、肉、魚、牛乳）の損失推定額/年は 5,047 億 INR（約 8,176 億円）。
コールドチェーンのニーズ	➤ 単なる倉庫の設置ではなく、チェーンとして倉庫と倉庫をつなぐインフラ整備。 ➤ 従来の単一商品の保管庫ではなく、多目的冷蔵庫の設置。 ➤ 農業生産現場への冷蔵設備の導入。 ➤ CA 貯蔵（主に野菜や果実の貯蔵）設備の導入。 ➤ 温度設定可能な熟成室の導入。 ➤ 近代的な梱包作業所・設備の導入。 ➤ IQF（個別瞬間冷凍）技術の導入。 ➤ 小売店舗における冷蔵設備の近代化。 ➤ リーファーコンテナ（大型の冷蔵冷凍用）設備の導入。
冷蔵施設の受入れ能力	国立施設園芸委員会（National Horticulture Board、2014 年）の基礎調査による、インドの冷蔵貯蔵能力及び設備稼働状況は下記のとおり。 ➤ 冷蔵貯蔵能力の推計量：3,180 万トン。 ➤ インドにおける冷蔵倉庫の全体平均稼働率は 75%であり、コールドチェーン事業の需要の高さを示している。

出典：Ministry of Food Processing Industries "Make in India" (2016)

インドでは、食品のサプライチェーンにおけるフードロスを削減するため、生産から消費までの十分かつ効率的なコールドチェーン・インフラ設備が全州で必要である。こうした状況から、インドにおけるコールドチェーン分野の投資機会は大きい。また、インドの冷蔵施設の 92% は民間部門が運用しているため、民間企業による参入余地が十分にある。

政府主導の事業としては、インド主要空港における生鮮食品を含むあらゆる種類の品目を扱うことができる統合型貨物複合施設（Integrated cargo complex）の建設が検討されている。

4.4 ウットル・プラデシュ州概要

4.4.1 ウットル・プラデシュ州の位置と経済施策

近年、UP 州ではインフラ分野の成長が見られる。UP 州内では、48 の国道と 6 つの空港が整備され、主要都市間を結ぶ鉄道が敷設されている。都市間ネットワークも良好であるとともに、産業集積地のハブ化に加え、官民連携事業の数が増加している。これらの開発は、UP 州をまたがる形でそれぞれ進行中である。東側には、東部貨物専用回廊（Eastern Dedicated Freight Corridor: EDFC）開発を核としたアムリトサル・コルカタ産業回廊（Amritsar Kolkata Industrial Corridor: AKIC）開発、西側には、西部貨物専用回廊（Western Dedicated Freight Corridor: WDFC）開発を核としたデリー・ムンバイ産業回廊（Delhi Mumbai Industrial Corridor: DMIC）開発が進んでいる。

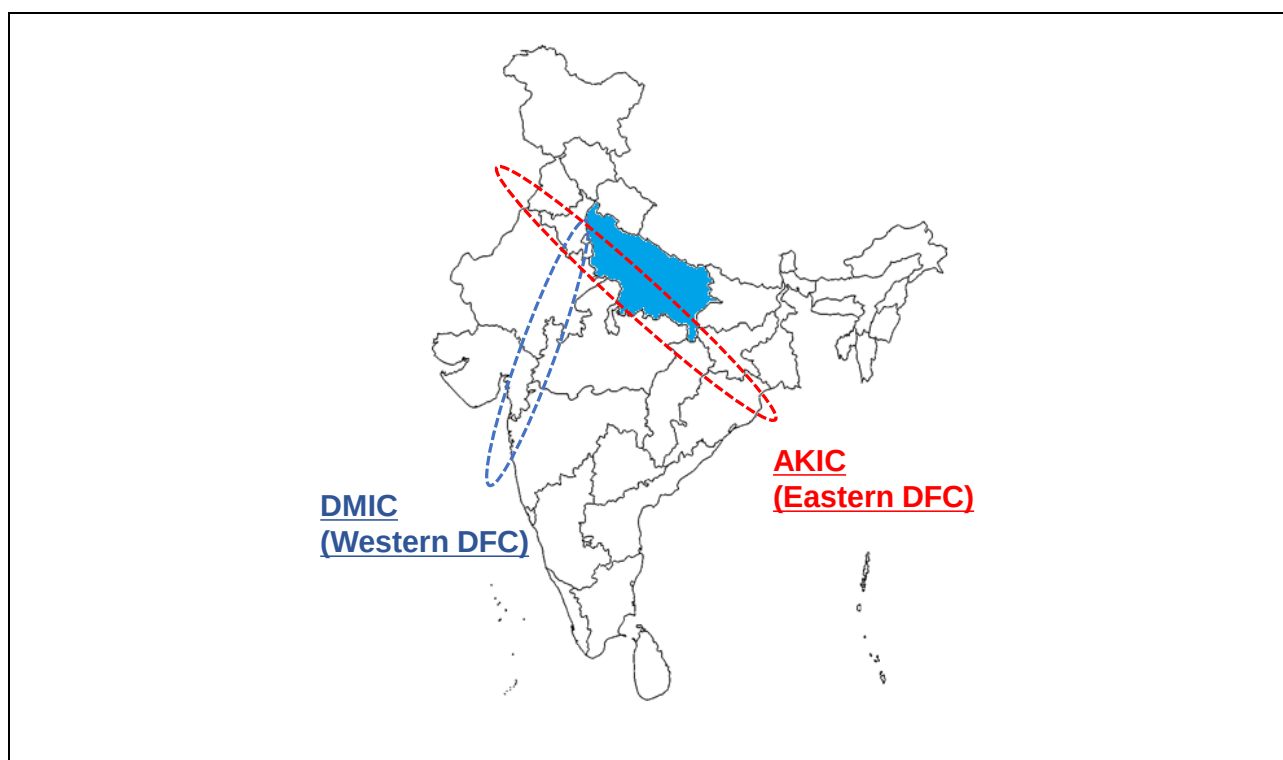


図 4.4-1 UP 州の位置

EDFC 及び AKIC : EDFC はコルカタ近郊からデリー近郊を結び付ける貨物専用鉄道である。AKIC は、EDFC 沿線の西部地域と東部地域を結び付ける産業回廊である。AKIC では、既に複数分野の産業集積を目指す都市開発、統合型製造業クラスターや物流拠点の開発が推進している。また、UP 州政府は、新たな工業地帯を開発し州内の貨物物流市場を拡大するため、未開発の鉄道駅とそれに連携する物流インフラ開発を計画している。

WDFC 及び DMIC : WDFC はノイダ圏（Greater Noida）ダドリ（Dadri）からムンバイ（Mumbai）のジャワハルラール・ネルー（Jawaharlal Nehru）港まで続く貨物専用鉄道であり、内陸部から港までの移動時間短縮により経済活動の促進に貢献すると期待されている。DMIC は、UP 州の北西部 12 の行政

区にまたがる産業回廊である。ダドリ（Dadri）では、マルチモーダル物流ハブ⁵⁷の建設とともに複数分野の産業集積を目指す都市開発が進行中である。同じくノイダ圏ボラキ（Boraki）でもマルチモーダル物流ハブ建設事業が推進している。DMIC では、UP 州の北西部（デリーから東に約 70km）に位置するミールート・ムザハルナガル（Meerut Muzaffarnagar）工業地帯のような工業地帯の開発も期待される。

4.4.2 UP 州の基礎データ

UP 州の州内総生産は、インド国内 2 位（全 29 州中）で 1,714 億米ドル（約 18.9 兆円）、経済成長率は 7.3%である。州内には、観光地として有名なタージマハールやヒンズー教の聖地として有名なバラナシ（Varanasi）があり、年間を通して国内外から多くの観光客や信者が訪れている。そのため、同州にとって観光資源は、重要な収入源となっている。人口は、インド全体の約 16%に当たる約 2 億人（国内第 1 位）であり、豊富な労働力を有している。また、同州はインド国内において最も農業の盛んな州の一つである。食用穀物（米、小麦、トウモロコシ、キビ、グラム（家畜飼料用豆類）、エンドウ豆、レンズ豆）の生産量は国内最大であり、インド全体の約 18%、4,900 万トン（2016 年度）を占める。また、野菜の生産量も国内第 1 位（2,640 万トン、2016 年度）である。

表 4.4-1 UP 州の概要

項目	内容			
州都	ラクナウ（Lucknow）			
面積	240,928 平方キロメートル（インド総面積の約 7.3%）			
人口	2 億人（インド総人口の約 16%）			
主要言語	ヒンディー語／識字率：70%（全国：74%）			
2016／17 年度 州内総生産（SGDP）	国内2位 12.5兆 INR（20.3兆円）			
1 人あたり年間所得	729USD（約 80,510 円）国内 30 位			
州内経済成長率（2016／17）	7.3%			
海外からの対印直接投資（FDI）			(Million USD)	(対印 直接投資／%)
		2016／17 年度	8	0.02%
		2017／18 年度	90	0.20%
インフラ	48 の国道、鉄道。バラナシ（Ganga 川沿い）の大規模港の建設。			
国際空港	ラクナウ（Lucknow）、バラナシ（Varanasi）			

出典：州政府ホームページ、外務省等より作成

⁵⁷ 道路・空路・海（水）路・鉄道等、複数の輸送手段を連携させた物流拠点

4.5 UP 州におけるコールドチェーンビジネス

4.5.1 農産物に着目したビジネス機会

コールドチェーンのニーズが高いと思われる農産物を表 4.5-1 に示す⁵⁸。いずれの産物もインド国内における州別の生産量ランキングで、UP 州が上位を占めており、ジャガイモ、乳性品、マンゴーは、UP 州の生産が 1 位である。漁獲量は、全国の 4.7%を占めている。生産量は、乳製品が 2,778 万トン、ジャガイモが 1,400 万トンで、市場規模の大きさはビジネス機会として魅力的である。現地の低い価格水準は日系企業参入の課題であるが、物価上昇や高品質な生鮮食品への需要の増加を考慮すると、潜在的なビジネス機会があると考えられる。

表 4.5-1 UP 州のコールドチェーンビジネス機会

農産物	生産量／ランキング	具体的なニーズ
ジャガイモ	1,400万トン／1位	加工段階のジャガイモ貯蔵のための新しい技術や、既存のコールドチェーンのアップグレード。
肉	2,016万トン／11位	肉と肉加工品のための近代的な食肉処理場とコールドチェーン。
乳製品 (牛乳)	2,778万トン／1位	高付加価値な乳製品の加工工場、農場における牛乳を冷却するための低コスト技術及び、断熱車両の導入。
バナナ	199万トン／6位	近代的な梱包作業所・設備及び熟成室。
マンゴー	430万トン／1位	温度調節可能な熟成室、冷蔵/CA貯蔵庫(Controlled Atmosphere Storage)、マンゴーパープ(ピューレ)用コールドチェーンの導入。
魚介類	生産量シェア4.7%	冷蔵機能のついた輸送(冷凍バン)、冷房インフラ、個別冷凍技術(IQF ⁵⁹)、直冷式冷凍庫、間冷(噴射)式冷凍機。

出典：Ministry of Food Processing Industries "Make in India" (2016)、Ministry of Agriculture & Farmers Welfare Department of Animal Husbandry "Dairying & Fisheries Annual Report 2016-17"より作成

また、農業加工食品輸出開発庁(Agricultural & Processed Food Products Export Development Authority: APEDA)によれば、インドからの花卉輸出市場は約 2.1 万トン、50.7 億インドルピー(約 82.2 億円)であり、金額ベースでは 2014 年度からの 3 年間で約 10.0%拡大している。輸出先上位 3 ヶ国は、アメリカ、ドイツ、イギリスとなっている。なお、UP 州における花卉の生産量はインド国内で 7 位である⁶⁰。花卉の市場規模は、上記のジャガイモやマンゴー等の市場と比較して大きくはないが、花卉は高付加価値農産物である点、湿度管理も含めた高度なコールドチェーンが必要である点から、今後のコールドチェーン需要の成長が期待できる産物である。

⁵⁸ Ministry of Food Processing Industries "Make in India" (2016)

⁵⁹ IQF: Individual Quick Freezing の略。商品を個別に小分けして凍結できる技術

⁶⁰ Ministry of Agriculture & Farmers Welfare Department of Animal Husbandry "Dairying & Fisheries Annual Report 2016-17"

4.5.2 冷蔵施設に着目したビジネス機会

インドで使用されている冷蔵施設のうち、75%はジャガイモ用である（残り 25%は多目的）。2015 年の国立コールドチェーン開発センター（National Centre for Cold-chain Development: NCCD）によれば、インド国内における冷蔵施設容量の約 60%は、UP 州及び西ベンガル州に集中している。また、UP 州におけるコールドチェーンに対する総需要は約 2,500 万トンと他州を大きく上回っている。（図 4.5-1）。

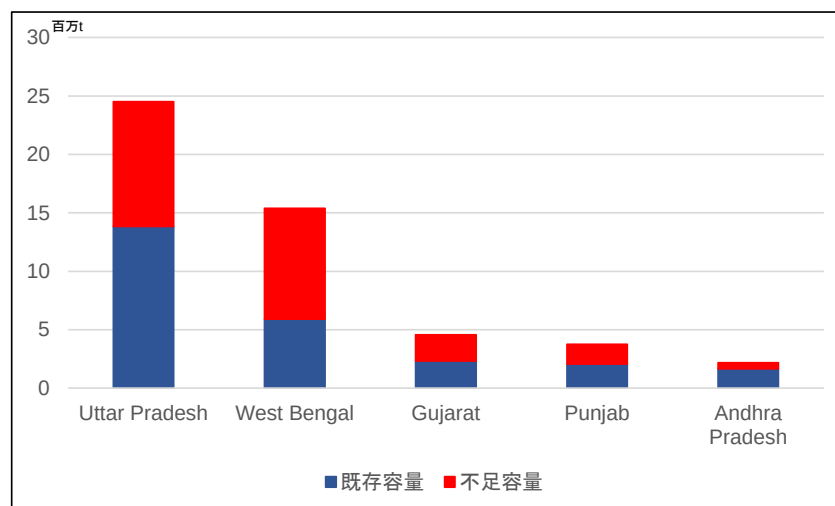


図 4.5-1 州別冷蔵設備の需要量（百万トン）＜上位 5 州＞

出典：NCCD Overview on Cold-chain Development (2015)

UP 州には、2,215 箇所（合計約 1,400 万トン）の冷蔵施設が整備されており、その数及び容量は国内最大である。しかしながら、同州で取り扱う要冷蔵の農産物量全体を踏まえると、集乳所にて約 1,100 万トン、配送拠点にて約 11 万トンの設備が不足している状況である（表 4.5-2）。また、多くの既存施設では、老朽化による非効率性が課題となっている。そのため、これらの施設管理者からは、省エネ効果のある施設への更新による、エネルギーコストの削減を望む声も上がっている。

表 4.5-2 既設及び不足冷蔵施設

	既設冷蔵施設		不足冷蔵施設		不足その他施設	
			集乳所	配送拠点	熟成 ユニット	包装 ユニット
上位州名	数	t	t	t	t	数
ウッタル・プラデシュ	2,215	13,835,743	10,565,506	109,631	10,691	8,206
西ベンガル	507	5,913,222	9,409,081	71,848	7,007	5,378
グジャラート	625	2,323,175	2,174,886	64,590	6,299	4,835
パンジャブ	619	2,063,007	1,667,984	25,424	2,479	1,903
アンドラ・プラデシュ	419	1,652,737	489,195	41,730	4,070	3,124

出典：NCCD Overview on Cold-chain Development (2015)

4.5.3 食品サプライチェーンに着目したビジネス機会

インドにおける小売の商流は、主にモダントレード、トラディショナルトレード、電子商取引（Electronic Commerce: EC）に分類できる。ヒアリングの結果、各商流の食品サプライチェーンにおいて、コールドチェーンに関する改善ニーズが確認された。

モダントレードとは、近代的な商流であり、生産者から、食品メーカー、卸売店、大規模小売店を経て、消費者に食品が届く。このうち、卸売店及び小売店においては、冷蔵設備を使用しているものの、機材が旧式、また、温度管理及びトレーサビリティシステムの構築が不十分等の理由により、改善ニーズが見られる。一方、トラディショナルトレードは、伝統的な市場から複数の卸業者や問屋を経て、キラナ又はパパママショップと呼ばれる家族経営の零細小売店につながる商流である。屋外に広がる市場、零細な卸会社や店舗では、いまだ冷蔵設備の導入が遅れており、新規での冷蔵設備の導入ニーズは高い。

EC による物流は近年になって構築されたが、その物流量は急拡大を見せている。大手 EC 会社は資本力があり新型の食品冷蔵倉庫を既に保有しており、高品質かつ大量の商品提供を可能にしている。一方、小規模な個人商店等でも EC の利用は拡大しているが、あくまで発注や決済をオンライン化したのみで、商品の輸送は既存の物流チャンネルに依存している。したがって、いずれの食品サプライチェーンにおいてもコールドチェーンの導入や改善のニーズがあると言える。

ヒアリング結果を元に、サプライチェーンにおける冷蔵設備のニーズがあると思われる箇所を図 4.5-2 に示す。

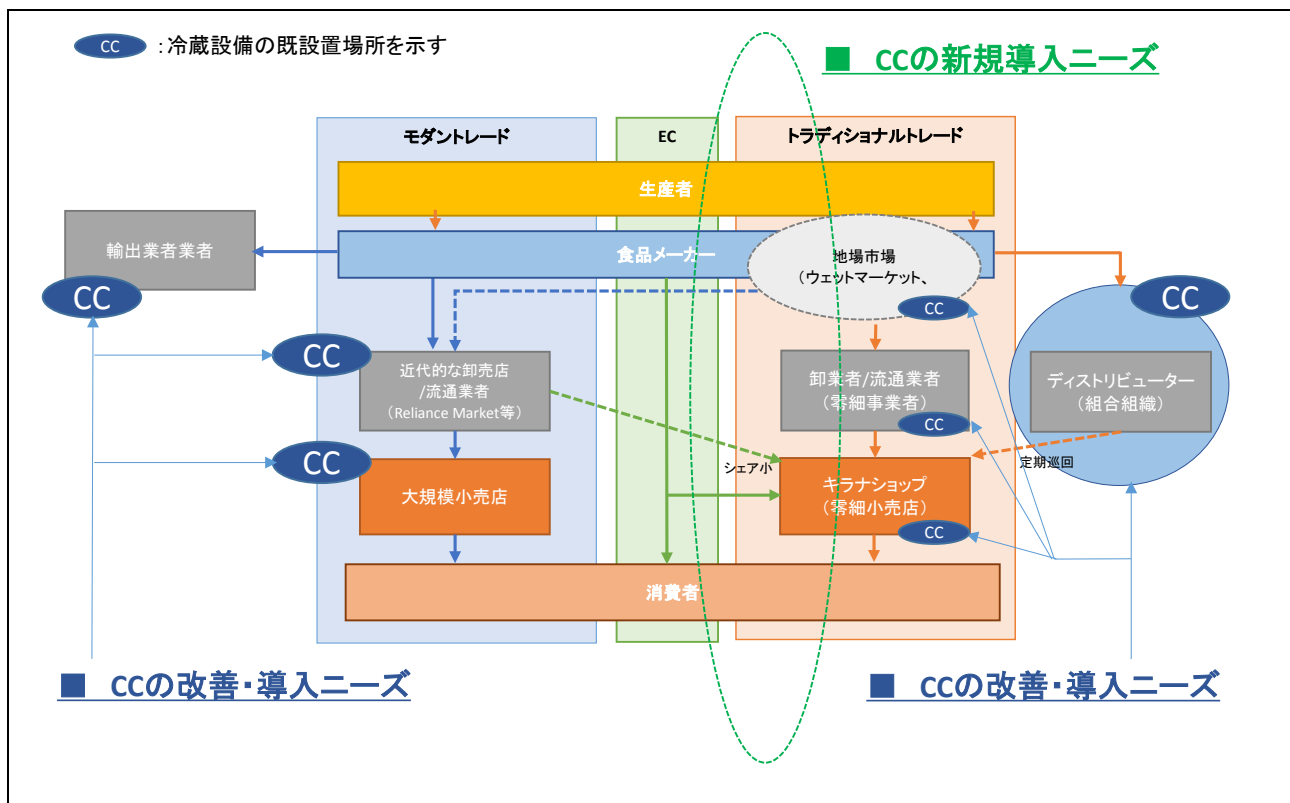


図 4.5-2 食品サプライチェーンにおけるコールドチェーン設備導入ニーズ

出典：各種情報、ヒアリングにより作成

青文字で示したコールドチェーンの改善・導入ニーズとは、モダントレードや組合（乳業組合等）のように冷蔵設備を保有するものの、使用している機材が旧式、温度管理及びトレーサビリティシステムの構築が不十分等の理由により改善・導入ニーズがあると想定されるプレイヤーを示している。一方で、緑文字で示すコールドチェーンの新規導入ニーズは、生産者から集荷場、伝統的な地場市場、卸業者、小売店を中心に冷蔵設備を導入していないプレイヤーを示している。消費者（家庭）における冷蔵庫等の普及は、所得向上とともに都市部を中心に広がりを見せている。また、EC についても特に小規模な小売店による取引では、配送に係るコールドチェーン化のニーズがある。

コラム ～EC の活況～

IBEF によれば、EC 市場規模は、2017 年の 385 億米ドル（約 4.3 兆円）から、2026 年に 2,000 億米ドル（約 22 兆円）と拡大する見込みである（図 4.5-3）⁶¹。また、デリー、ムンバイ、バンガロールといった最主要都市に次ぐ都市において、既存の店舗では限られたブランドや商品にしかアクセスできなかった者による EC 利用が拡大していると報告されている。こうした傾向は食品分野でも同様である。

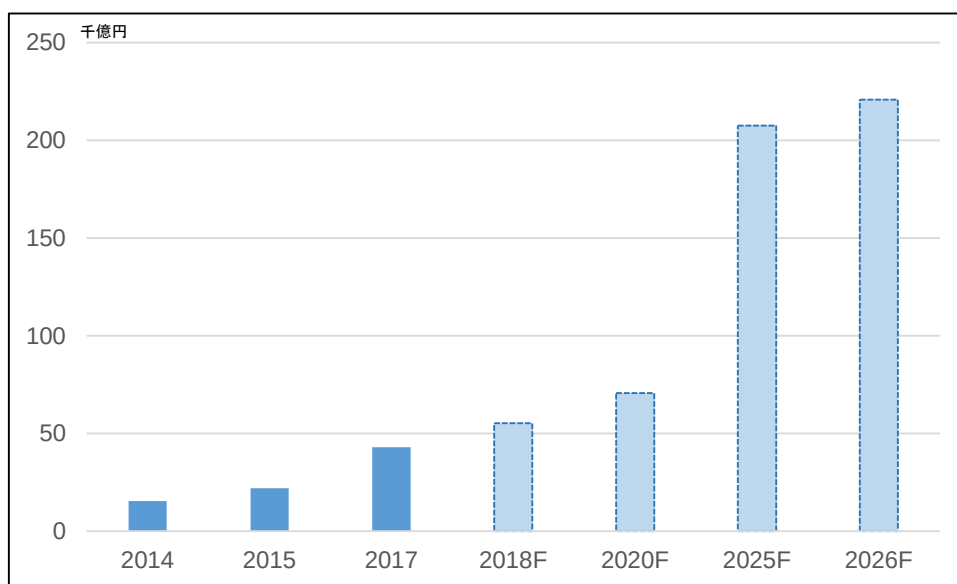


図 4.5-3 EC 市場規模の推移（2018 年以降は推計値）

出典：IBEF “E-commerce Industry” October 2018

⁶¹ IBEF “E-commerce Industry” October 2018

4.5.4 ケーススタディ

現地ヒアリングを元にコールドチェーンに係る事例を紹介する。

(1) 生産から小売にいたるりんごのバリューチェーンの事例 ～大手青果卸業者～

- 調達：農家からの調達価格は、固定価格と市場連動価格での買取りを行っている。
- 物流：物流ネットワークの構築にも力を入れており、自社で抱えている物流部門（車両保有）に加え、物流会社との提携、個人事業主（大手青果卸業者が、個人事業主の車両購入時のローン設定における保証人となっている）との強い関係を有することで、強固な物流ネットワークを構築している。
- 販売：安く商品を調達し、冷蔵庫や熟成室を利用して出荷のタイミングの最適化を計り、大手の小売会社に市場価格で売却している。国内メジャー5社を売り先として確保している。
- コールドチェーンニーズ：りんごのバリューチェーン上では、生産地及び集荷拠点における冷蔵保管庫の設置ニーズが高い。



図 4.5-4 りんごの物流で見るコールドチェーンの例

出典：現地調査により作成

(2) 現地倉庫会社の事例 1 ～ノイダ圏にある大型冷蔵設備を備えた物流センター～

- 物流センターの運営会社は、1,000 トン～3,500 トン規模の倉庫関連プロジェクトを、現状 20 以上保有している。
- 倉庫はオランダ系エンジニアリング会社によって建設。冷蔵室の温度、湿度管理に加え、室内の二酸化炭素濃度を窒素の供給量により自動調整している。
- 冷蔵設備に対する補助金は、中央政府からプロジェクトコストの 25%又は 1.25 百万ドル（約 1.4 億円）を上限として支給される。州政府からの支援は、電力使用量への補助金、農業関連プロジェクトへの補助金などが用意されている。
- りんごとマンゴー用の韓国製新型選果機を導入している。
- 箱詰めは労働集約的に人海戦術での作業が行われていた。
- 温度、湿度、顧客データ等を確認できるスマートフォン用のアプリケーションを活用している。

① 先端設備



② 労働集約型



③ 電源設備等



※取り扱いのある農産物は時期によりりんご、マンゴー、バナナ等青果が中心。

④ 管理用アプリケーション
倉庫別に、温度、湿度、位置情報、発注者情報等がスマートフォン上で確認可能。

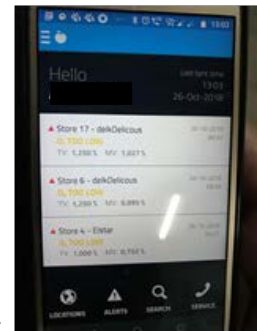


図 4.5-5 現地倉庫会社の管理状況 1

出典：現地調査により作成

(3) 現地倉庫会社の事例 2 ～旧式のじゃがいも保管庫～

- 州都ラクナウから南へ約 100km 離れた農村地帯にある旧式のじゃがいも保管庫。主に種イモを保管している。
- 保管料金は 4 月から 10 月までの 1 シーズンで、2.4 インドルピー (約 4 円)/kg。
- 旧型の設備を使用しているため、電力使用料が総運営費の 8 割を占めている。日系電機メーカーへのヒアリングでは、こうした旧式設備の入れ替えだけで電力費は相当削減できるとのこと。
- 類似の倉庫は州内外に数多くあり最新設備への代替ニーズがあると期待される。
- 同施設では、太陽光パネル施設業者から屋根へのパネル設置提案を数多く受けていた。パネル設置へ州政府の補助金が整備されていることから、導入インセンティブは強い。インド南東部 アンドラ・プラデシュ州 (The state of Andhra Pradesh) では、太陽光パネルを活用した農業用冷蔵保管庫に対して、投資額の 75%が補助金として付与された事例もある。



図 4.5-6 現地倉庫会社の管理状況 2

出典：現地調査により作成

(4) 小売事業者の事例 ～店頭での陳列（冷蔵／非冷蔵）～

類似の商品であっても、冷蔵、非冷蔵で価格差がみられ、今後、小売店における冷蔵施設のニーズが高まることが期待される。

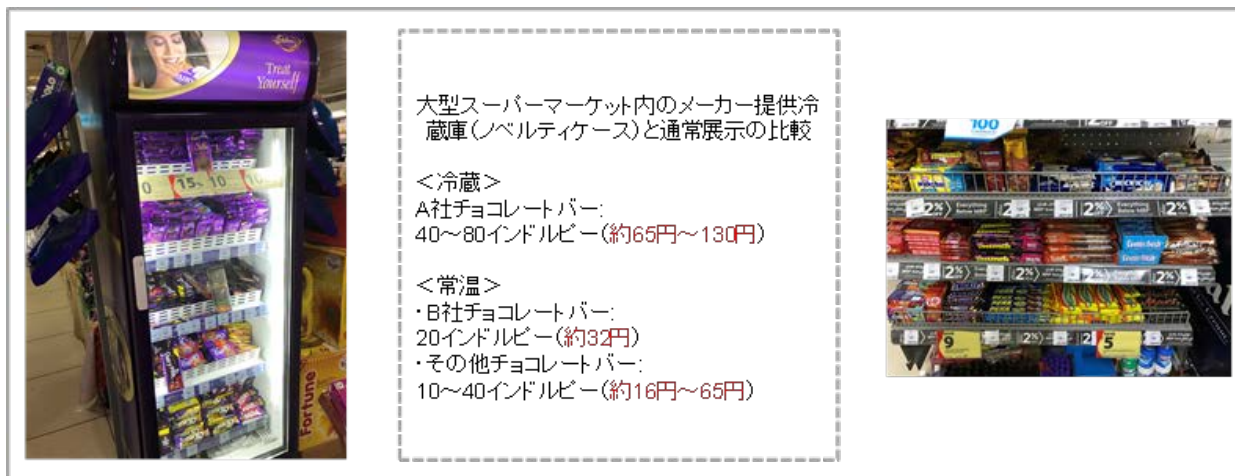


図 4.5-7 現地小売会社の商品陳列例

出典：現地調査により作成

(5) 冷蔵又は温度管理可能な設備を備えた物流 ～食品デリバリー／外食デリバリー～

家庭に届けるラストワンマイルのクールドチェーン化はいまだ十分ではない。冷蔵、保温などの機能を有した車両、保冷材や断熱性の小型輸送容器等の需要の伸びが今後想定される（図 4.5-8）。主要なデリバリー会社は以下のとおり。

- 食品デリバリー：Bigbasket、Grofers、Amazon Pantry、Flipkart
- 外食デリバリー：Zomato、Swiggy、Foodpanda、Uber Eats、InnerChef



図 4.5-8 EC での食品及び外食デリバリーの様子

出典：現地調査により作成

4.6 事業計画に係る基本情報

4.6.1 基礎データ（人件費等、水道光熱費等）

事業計画に必要となる基礎データは表 4.6-1 のとおり。UP 州における人件費は、デリー圏に位置するノイダとそれ以外の都市で大きな開きがある。ノイダにおける平均賃金は、497,000 インドルピー／年であり、州都ラクナウの約 1.7 倍の水準である。

表 4.6-1 事業計画に係る基礎データ

項目	価格情報等		
人件費		ノイダ（INR／年）	ラクナウ（INR／年）
	平均賃金 ⁶²	497,000	300,000
	最低賃金 ⁶³	160,800	106,800
	※その他参考情報として、インド日本商工会及びジェトロ・ニューデリーより、現地日系企業からのヒアリングを元に賃金水準をまとめた「第 12 回賃金実態調査概要」（2018）が公表されている ⁶⁴ 。		
電力費	家庭用及び工業用における電力費は以下のとおり ⁶⁵ 。 ➤ 家庭用 4kw（400kwh/月）： ・大都市：4.37 INR（約 7.1 円） ・農村部：1.24 INR（約 2.0 円） ➤ 工業用 1,000kw（60%稼働で 438,000kwh/月）： ・大都市：5.75 INR（約 9.3 円） ・農村部：4.90 INR（約 7.9 円）		
社会保障費用	主な社会保障費用は以下のとおり ⁶⁶ 。 ➤ 事業主負担：12%＋諸管理費等 ➤ 従業員負担（年金基金）：12% ※詳細は現地会計事務所等へ確認が必要		
工業団地賃料	MoFPI Investor Portal に掲載されている工業団地賃料は以下のとおり。 ➤ Integrated Food Park Private Limited（Tumkur 地区）： 222.30～244.60 INR／m ² ➤ Sri. H S Basavaraju Tarihal Industrial（Dharwad 地区）： 16.23～1235.00 INR／m ²		
輸送費	参考データ：下記条件での輸送費は約 17,000INR（※）である。 輸送区間：ラクナウ～デリー（497km） 輸送手段：常温トラック 輸送時間：31 時間 荷物重量：1 トン 荷物サイズ：18 フィート×7 フィート×8 フィート ※民間会社の参考レート。詳細は業者との交渉による		
税金	法人所得税：30% 2017 年 2 月 1 日に、2017／2018 年度の予算案が発表され、税率変更のあった主な項目として、中小企業向けの法人所得税率が 30%から 25%へと引き下げられた ⁶⁷ 。		

出典：各種情報から作成

⁶² 出典：各種給与データを元に算出

⁶³ 出典：Ministry of Labour & Employment “VDA Minimum Wages order dated 28/9/2018”より、日収を基に年間 300 日で計算

⁶⁴ 出典「第 12 回賃金実態調査概要」（2018）：[https://www.jccii.in/Docs/0412_18_12th_salary_survey\(summary\).pdf](https://www.jccii.in/Docs/0412_18_12th_salary_survey(summary).pdf)

⁶⁵ 出典：Ministry of Powet “State -Wise”/Utility wise average rate of electricity for domestic & Industrial consumers”

⁶⁶ Ministry of Labour & Employment “Year End Review 2017”

⁶⁷ 国際協力銀行「インドの投資環境／2017 年 8 月」

4.6.2 関税、出資制限

(1) 関税

インドにおける関税率算出に係るプロセスは、本編を参照。

(2) 出資制限

インドの FDI 政策⁶⁸において、コールドチェーン設備及び倉庫の設置に係る外国投資に関する制限は、設けられていない。

4.6.3 連邦・州政府の補助金及び申請プロセス

(1) UP 州政府による補助金スキーム

州政府の食品加工産業政策より、補助金関係箇所を以下に抜粋する。

表 4.6-2 UP 州政府による補助金スキーム

項目	内容
4 章 3 項：食品加工パーク、メガフードパーク、コールドチェーン設備の開発	ゾーン・クラスターに基づくインフラ施設の設立のため、Uttar Pradesh State Industrial Development Corporation Ltd. (UPSIDC) は民間セクターと協力しての地域にメガフードパークを設立する予定。メガフードパークは、梱包、輸出、研究のための施設を持つ。同時に、メガフードパーク及びコールドチェーンのインフラ施設が州の適切な地域で開発されることに重点を置く。開発には食品加工セクターのメガプロジェクトとして 5 億 INR（約 8 億円）以上が投資される。
7 章 2 項：Reefer Vehicles（リーファーコンテナ車） & Mobile Pre-Cooling vans（冷蔵者）購入のための金利補助制度	冷凍車の購入の場合、金融機関から借入金利 0.7%、期間 5 年間、又は実際の利率のいずれか小さい方で行われる。上限金額は 500 万 INR（約 800 万円）。

出典：The Uttar Pradesh Food Processing Industry Policy-2017 より抜粋

(2) 連邦政府による補助金スキーム

コールドチェーンに係る補助金スキームは、園芸統合開発ミッション（MIDH⁶⁹）、農業食品産業省（MoFPI⁷⁰）、農業加工食品輸出庁（APEDA⁷¹）から提供されている。以下に各省庁からの補助スキームを抜粋する。

表 4.6-3 MIDH による収穫後管理に係る補助金スキーム

設備名等	補助金額及び補助率
予冷施設	250 万 INR／ユニット（受け入れ能力：6 トン）の 35%まで
冷蔵室	150 万 INR／ユニット（貯蔵容量：30 トン）の 35%まで
冷蔵施設（タイプ 1:大規模な 1 室）	8,000INR／トン（容量 ～5,000 トン） 7,600INR／トン（容量 5,001～6,500 トン） 7,200INR／トン（容量 6,501～8,000 トン） 6,800INR／トン（容量 8,001～10,000 トン）

⁶⁸ Department of Industry Policy and Promotion, Ministry of Commerce and Industry “Consolidated FDI POLICY 2017”

⁶⁹ MIDH：Mission on Integrated Development of Horticulture の略

⁷⁰ MoFPI：Ministry of Food Processing Industry の略

⁷¹ APEDA：Agricultural and Processed Food Products Export Development Authority の略

設備名等	補助金額及び補助率
冷蔵施設（タイプ 2：温度設定が可能な 6 室以上の施設）	10,000 INR／トン（容量～5,000 トン） 9,500INR／トン（容量 5,001～6,500 トン） 9,000INR／トン（容量 6,500～8,000 トン） 8,500INR／トン（容量 8,001～10,000 トン）
冷蔵車	260 万 INR／トン（積載重量 4 トン～9 トン） 300 万 INR／トン（積載重量 9 トン～15 トン）
熟成室	10 万 INR／トン（容量 300 トンが上限）
低燃料冷蔵室	50 万 INR（容量 8 トン）の 50%まで
低コストたまねぎ倉庫	17.5 万 INR（容量 25 トン）の 50%まで
複合型コールドチェーン設備	6,000 万 INR（2 つ以上の設備を有したプロジェクト）

出典：National Center for Cold-chain Development, "Awareness Program on Cold-Chain Schemes"

表 4.6-4 MIDH による窒素ガス設備（CA）及び設備近代化に係る補助金スキーム

設備名等	補助金額及び補助率
窒素ガス（CA）発生装置	1,200 万 INR／ユニット（最大 2 台まで）の 35%まで
CA 出入り口	25 万 INR／ドア（最大 20 ドアまで）の 35%まで
CA テント	価格により変動（最大 5 テントまで）の 35%まで
ドック・レベラー（荷物昇降機）	70 万 INR／ユニット（最大 5 台まで）の 35%まで
冷蔵設備の近代化	50%（最大 1,000 万 INR）
断熱材の近代化	50%（最大 1,000 万 INR）
リーファー・コンテナ	最大 60 万 INR／9 トン（20 フィートコンテナ）の 35%まで
新規技術を活用したプロジェクト。（蒸気、太陽光等）	1 プロジェクトにつき最大 350 万まで 100%の補助率。

出典：National Center for Cold-chain Development, "Awareness Program on Cold-Chain Schemes"

表 4.6-5 MoFPI による補助スキーム

設備名等	補助率
ストレージ設備： 梱包設備、予冷設備、熟成室、輸送施設を含む	合計金額の 35%補助（北東州、ヒマラヤ州、島嶼部は 50%）
食品加工設備： 加工設備と関連した冷凍設備、急速冷凍を含む	合計金額の 50%補助（北東州、ヒマラヤ州、島嶼部は 75%）

出典：National Center for Cold-chain Development, "Awareness Program on Cold-Chain Schemes"

表 4.6-6 APEDA による補助スキーム

補助対象	補助内容
APEDA 及び他省との共通インフラとして導入される設備	総事業費の 90%が APEDA から、10%が他省から拠出される。但し、土地取得費用は本スキームの対象外。
予冷設備及び冷蔵室の整備	合計金額の 40%補助。上限金額は 250 万 INR。
急速冷蔵設備、湿度管理設備の導入、窒素ガス（CA）コントロール室等、特殊なストレージの導入	合計金額の 40%補助。上限金額は 250 万 INR。

出典：National Center for Cold-chain Development, "Awareness Program on Cold-Chain Schemes"

4.6.4 事業開始に向けた手続き

UP 州にて、コールドチェーンに係るビジネスを立ち上げる場合、会社設立等、各種ライセンスの取得を行う必要がある。会社設立については、本編 1.4 を参照。なお、インド政府及び州政府には、シングルウィンドウが設けられており各種問い合わせが可能である。

表 4.6-7 UP 州におけるシングルウィンドウの連絡先

政府／州	機関名	連絡先
政府	Invest India	Japan Desk 【Website】 https://www.investindia.gov.in/ja/country/japan-desk （※日本語ページ） 【E mail】 contact@investindia.org.in 【Phone】 +91-11-23048155 Vigyan Bhavan Annexe, Maulana Azad Road, New Delhi 110001
州政府	Government of Uttar Pradesh	Udyog Bandhu 【Website】 http://udyogbandhu.com/topics.aspx?mid=UdyogBandhu 【E mail】 info@udyogbandhu.com

出典：Invest India 及び UP 州政府ホームページより作成

5 補足資料

5.1 FSSAI に係る手続き

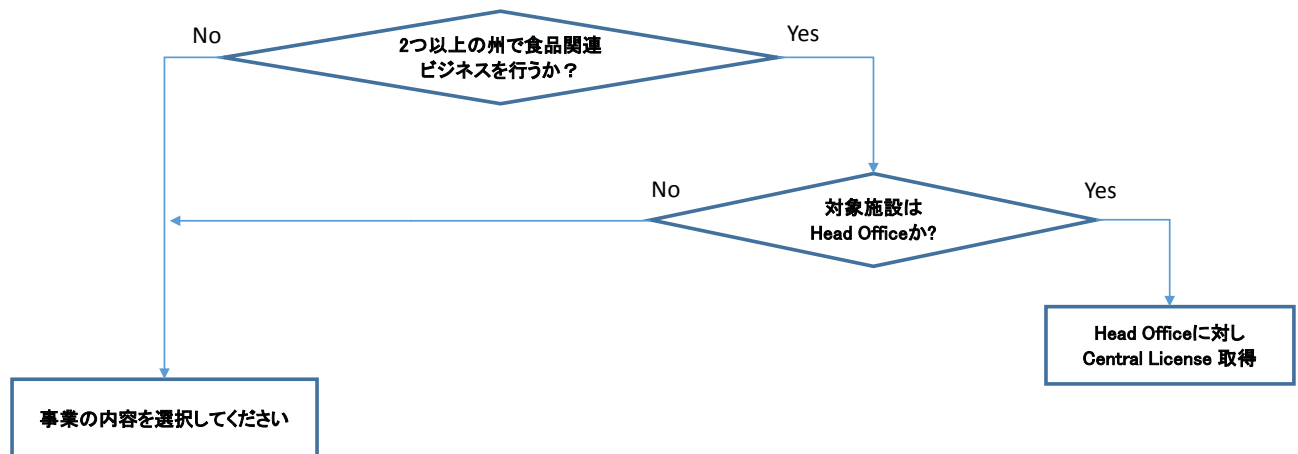
Licensing and Registration System について

FSSAI「How to Apply」を参照し、食品関連産業に新たに参入する企業が取得すべきライセンスを判断するフローを以下に示す。

参入する食品関連事業の種類、規模、実施場所等に応じて Central License、State License、Registration のいずれかを選択する必要がある。

Step	食品関連事業のライセンス手続き
Step 1	展開する食品事業の特徴に基づく事業区分
Step 2	事業区分における事業内容に基づく取得ライセンス
Step 3	ライセンス毎の支払い費用
Step 4	ライセンス毎に必要な書類のリスト

5.1.1 Step1 展開する食品事業の特徴に基づく事業区分



番号	事業区分
対象①	Manufacturer 製造業者
対象②	Other Business その他ビジネス
対象③	Importer 輸入業者
対象④	Premises in Central Government 中央政府機関の施設で行う事業
対象⑤	Premises in Air / Seaport 空港又は港湾施設で行う事業

5.1.2 Step2 事業区分における事業内容に基づく取得ライセンス

対象① Manufacturer

Manufacturer	製造業者(仮訳)	取得ライセンス別の条件		
		a. Central	b. State	c. Registration
Dairy units including milk chilling units equipped to handle or process	処理又は加工するためのミルク冷凍ユニットを含む乳製品ユニット	50,000[l/day]を超える液体ミルク又は年間 2,500[metric ton]を超える固形ミルク	500 超～50,000[l/day]の液体ミルク又は年間 2.5 超～2,500[metric ton]の固形ミルク	500[day]以下の液体ミルク又は年間 2.5[metric ton]以下の固形ミルク
Vegetable oil processing units and units producing vegetable oil by the process of solvent extraction and refineries including oil expeller unit	植物油加工ユニットと溶媒抽出及び搾油ユニットを含む精製による植物油の生産	2,500[metric ton]を超える量	2[metric ton] まで、かつ売上 12[lakh]を上回る	年間売上 12[lakh]以下
Slaughtering units	屠殺（とさつ）ユニット	大形動物 1 日当たり 50 頭を超える 小形動物 1 日当たり 150 頭を超える 鳥類 1 日当たり 1,000 羽を超える	大形動物 1 日当たり (3～ 50 頭) 小形動物 1 日当たり (4～150 頭) 鳥類 1 日当たり (51 ～ 1,000 羽)	大形動物 1 日当たり (2 頭以下) 小形動物 1 日当たり (3 頭以下) 鳥類 1 日当たり (50 羽以下)
Meat processing units	食肉加工ユニット	1 日当たり 500kg を超える量又は年間 150[metric ton]を超える量	1 日当たり 500kg までの量又は年間 150[metric ton]までの量	年間売上 12[lakh]以下
All food processing units including relabellers & repackers	再ラベル、再包装を含む全ての食品加工ユニット	1 日当たり 2[metric ton]を超える量。ただし穀物、穀類、豆類粉碎ユニットを除く。	(100 ～1,000kg) の加工食品。全ての穀物、穀類、豆類粉碎ユニットを含む。	年間売上 12[lakh]以下であり、その食品生産能力は 1 日当たり 100kg/ltr 以下
Proprietary foods ⁷³	規格が標準化されていない食品	全てが対象		
100% Export Oriented Units	100%輸出指向ユニット	全てが対象		

⁷³ Proprietary Food とは、FSS 規則（2011 年）において規格が標準化されていない食品を意味する。但し、新規食品、特別用途食品、特別医療目的用食品、機能性食品、栄養補助食品、健康補助食品及び当局の通達による食品等は含まれない。（農林水産省: <https://www.shokuhin-kikaku.info/view.html?country=IND&hid=1>）

対象② Other Business

Other Business	Other Business (仮訳)	取得ライセンス別の条件		
		a. Central	b. State	c. Registration
Storage(Expect Controlled Atmosphere and Cold)	倉庫（気温管理、冷蔵を除く）	50,000[metric ton]を上回る容量	50,000[metric ton]以下の容量	年間 12 [lakhs]以下の売上
Storage(Cold / Refrigerated)	倉庫（冷蔵）	10,000[metric ton]を上回る容量	10,000[metric ton]以下の容量	年間 12 [lakhs]以下の売上
Storage(Controlled Atmosphere + Cold)	倉庫（気温管理＋冷蔵）	1,000[metric ton]を上回る容量	1,000[metric ton]以下の容量	年間 12 [lakhs]以下の売上
Wholesaler	卸売業者	年間 30 [crores]を上回る売上	年間 30 [crores]以下の売上	年間 12 [lakhs]以下の売上
Retailer	小売業者	年間 20 [crores]を上回る売上	年間 20 [crores]以下の売上	年間 12 [lakhs]以下の売上
Distributor	配送業者	年間 20 [crores]を上回る売上	年間 20 [crores]以下の売上	年間 12 [lakhs]以下の売上
Supplier	食材供給事業者	年間 20 [crores]を上回る売上	年間 20 [crores]以下の売上	年間 12 [lakhs]以下の売上
Caterer	料理の仕出し屋	年間 20 [crores]を上回る売上	年間 20 [crores]以下の売上	年間 12 [lakhs]以下の売上
Hotel	ホテル	5 つ星以上	3 つ星以上で 5 つ星未満、若しくは 3 つ星以下で年間売上が 12[lakhs]を上回る	年間 12 [lakhs]以下の売上
Restaurant	レストラン	年間 20 [crores]を上回る売上	年間 20 [crores]以下の売上	年間 12 [lakhs]以下の売上
Transporter	輸送業者	100 台を上回る車両／ワゴン、又は 30[crores]を上回る売上	100 台以下の車両／ワゴン、又は 30[crores]以下の売上	年間 12 [lakhs]以下の売上
Marketer	市場売買業者	年間 20 [crores]を上回る売上	年間 20 [crores]以下の売上	年間 12 [lakhs]以下の売上
Dhaba, Boarding houses serving food, Banquet halls with food catering arrangements, Home based Canteens/ Dabba Wallas, Permanent/ Temporary stall Holder, Food stalls/ Arrangements in Religious gatherings/fairs etc., Fish/Meat/Poultry shop/Seller or any other food vending establishment	道路わきの食堂、食事を提供する寄宿舍、食事ケータリングの手配を伴う宴会場、家庭の食堂／弁当の配送・回収システム／一時的な屋台所有者、食品屋台／宗教的な集会や見本市などの手配。魚、肉、家禽販売店/売り手又はその他の食品販売施設		年間 12[lakhs]を上回る売上	年間 12 [lakhs]以下の売上
Club/Canteen	クラブ／社員、学生食堂		年間 12[lakhs]を上回る売上	年間 12 [lakhs]以下の売上
Hawker(Itinerant / mobile food vendor)	巡回／移動式食品販売業者			全て対象
Petty Retailer of snacks/tea shops	スナック／ティーショップの小売事業者			全て対象

対象③ 食品輸入業者

Importer	輸入業者（仮訳）	取得ライセンス別の条件		
		a. Central	b. State	c. Registration
Importers importing food items including food ingredients and additives for commercial use	商業用の食品原料及び食品添加剤を含む食品の輸入業者	全てが対象		

対象④ 中央政府の施設

	事業の内容	事業の実施場所・内容	取得ライセンス		
			a. Central	b. State	c. Registration
Food Catering services in establishments and units under Central Government Agencies like Defence etc.	国防総省などの中央政府機関の下にある施設やユニットでの食品ケータリングサービス	国防総省における食品ケータリングサービス Kandla, Tuticorin, Vishakhapatnam, Kolkata, Mamagaoa Cochin, Mumbai, Chennai, JNPT にある港湾、若しくは Kolkata, Tiruchy, Mumbai, Delhi, Chennai, Amritsar, Cochin, Begaluru, Hyderabad, Trivendrum, Ahmedabad にある空港を除いた港湾及び空港での食品ケータリング・サービス	Central		
Storage	倉庫	中央政府機関の施設	Central	State	
Wholesaler	卸売				
Retailer	小売				
Distributor	配送				

対象⑤ 中央政府管理下の空港、港湾

	事業の内容	事業の実施場所・内容	取得ライセンス		
			a. Central	b. State	c. Registration
Food Catering services in establishments and units under Central Government Agencies like Air and Airport, Seaport etc.	航空・空港、港湾などの中央政府機関の下にある施設やユニットでの食品ケータリングサービス	Kandla, Tuticorin, Vishakhapatnam, Kolkata, Mamagaoa Cochin, Mumbai, Chennai, JNPT にある港湾、若しくは Kolkata, Tiruchy, Mumbai, Delhi, Chennai, Amritsar, Cochin, Begaluru, Hyderabad, Trivendrum, Ahmedabad にある空港での食品ケータリング・サービス	Central		
Storage	倉庫	Kandla, Tuticorin, Vishakhapatnam, Kolkata, Mamagaoa Cochin, Mumbai, Chennai, JNPT にある港湾、若しくは Kolkata, Tiruchy, Mumbai, Delhi, Chennai, Amritsar, Cochin, Begaluru, Hyderabad, Trivendrum, Ahmedabad にある空港	Central		
Wholesaler	卸売				
Retailer	小売				
Distributor	配送				

5.1.3 Step3 ライセンス毎の支払い費用

a. Central License取得に関わる費用体系

ライセンスの種類	INR/Year
New License	7,500
Renewal License	7,500
Modification License	7,500
Duplicate License	応募ライセンスフィーの10%

Ref: FSSAI home page

b. Registrationに関わる費用体系

ライセンスの種類	INR/Year
New Registration Certificate	100
Renewal Registration Certificate	100
Duplicate of Registration Certificate	申請証明書登録費用の10%

Ref: FSSAI home page

c. State License取得に関わる費用体系

対象条件	INR/Year
1[metric ton/day]を超える生産量	5,000
10,001～50,000 [little/day]のミルク、 又は年間 501～2,500[metric ton]の固体ミルク	3,000
1[metric ton] を下回る生産量	3,000
501～10,000 [little/day]のミルク、 又は年間 2.5～500[metric ton]の固体ミルク	
4つ星までのホテル	500
レストラン／寄宿舍、クラブ等、食べ物を提供する全ての食品サービス提供者、食堂（学校、大学、オフィス、機関）、ケータリング業者、食品ケータリングの手配を伴う宴会場、Dabbawallas のような食品販売業者及びその他の食品ビジネスオペレータ	2,000

Ref: FSSAI home page

5.1.4 Step4 ライセンス毎に必要な書類のリスト

a. Central License 取得に必要な書類

番号		書類の内容(仮訳)
1	Form-B Duly completed and signed (In Duplicate) by the Proprietor/Partner or the Authorized Signatory	Form-B 運営者／パートナー又は承認を受けた署名者による作成と署名（複製）
2	Blueprint/Layout plan of the processing unit showing the dimensions in metres/square metres and operation-wise area allocation(mandatory for manufacturing and processing units only)	m/m ² 単位の寸法を示す加工設備の設計図とレイアウト計画（製造及び加工設備にのみ必要）
3	List of Director/Partners/Proprietor/Executive Members of Society. Trust with full address and contract details(mandatory for companies only)	役員／パートナー/所有者/執行役員のリスト。完全な住所と契約の詳細を預ける（企業のものに必須）
4	Name and List of Equipments and Machinery along with number, installed capacity and horse power used(mandatory for manufacturing and processing units only)	設備・機械の名称リスト、導入数、導入された設備の能力、必要な出力（使用された設備、設備及び馬力）（製造及び処理ユニットにのみ必要）
5	Phot I.D and address proof issued by Government authority of Proprietor/Partner/Director(s)/Authorized Signatory	所有者/パートナー／役員/公認署名者の政府機関によって発行された写真 I.D 及び住所証明
6	List of food category desired to be manufactured.(In case of manufacturers)	製造を希望する食品カテゴリーのリスト（製造者の場合）
7	Authority letter with name and address pf responsible person nominated by the manufacturer along with alternative responsible person indicating the powers vested with them viz assisting the officers in inspections, collection of samples, packing & dispatch.(for manufacturers/processers)	製造業者が指名した権限が与えられた責任者及び、それに付随する代理責任者で、検査、検体採取、梱包及び発送の補助を行う人員の名前及び住所が記載された委任状（製造業者／加工業者）
8	Analysis report(chemical & Bacteriological) of water to be used as ingredient in food a recognized/public health laboratory to confirm the portability(mandatory only for manufacturing and processing units only)	可搬性を確認するための認定公衆衛生研究所による食品の成分として使用される水の分析報告書（化学的及び細菌学的）（製造及び加工ユニットのみに必須）
9	Proof of possession of premises.(sale deed/Rent agreement/Electricity bill, etc.) (optional)	土地所有権証明書（売却証書/賃貸借契約書/電気代など）（オプション）
10	Partnership Deed/Affidavit of Proprietorship /Memorandum & Articles if Association towards the constitution of the firm. (optional)- For MoA – Three pages need to be uploaded (First page – Certification of incorporation, Second page – Authorization of food business activity and Third page – list of directors with address)	パートナーシップの証書/所有権の宣誓書／会社の構成に関わる覚書や定款（オプション） - MoA 基本定款の場合 -以下 3 ページをアップロードする必要がある（第 1 ページ - 設立証明書、第 2 ページ - 食品事業の認可、第 3 ページ - 取締役リスト）
11	Copy of certificate obtained under Coop Act 1861/Multi State Coop Act – 2002 in case of Cooperatives	共同組合の場合、Coop Act 1861/Multi State Coop Act – 2002 のもとで取得した証明書の写し
12	NOC & Copy of License from Manufacturer(mandatory for relabelers and repackers only)	NOC(No Objection Certificate)及び、製造業者からのライセンスコピー（再ラベリングと再包装を行う者のみに必須）
13	Food Safety Management System plan or certificate (if any)	食品安全管理システム計画又は証明書（もしあれば）
14	Source of milk or procurement plan for milk including location of milk collection centres etc. In case of Milk and Milk Products processing units.(wherever applicable)	ミルク収集センターの所在地を含むミルクの調達元又は調達計画等。ミルク及びミルク製品加工ユニットの場合（該当する場合）
15	Source of raw material for meat and meat processing plants.(wherever applicable)	肉及び肉加工設備の原材料の供給源（該当する場合）

番号		書類の内容(仮訳)
		合)
16	Pesticide residues report of water in case of units manufacturing packaged drinking water, packaged Mineral water and/or carbonated water from recognized/ public health laboratory	認定された公衆衛生研究所によるパッケージングされた飲料水、包装されたミネラルウォーター、及び／又は炭酸水を製造するユニットに対する残留農薬報告書
17	Recall plan wherever applicable, with details on whom the product is distributed.(optional)	該当する場合はいつでも対応する製品の詳細配布先に対するリコール・プラン (オプション)
18	NOCs from Municipality or local body.(optional)	自治体又は地方自治体の NOC (No Objection Certificate) (オプション)
19	Ministry of Commerce Certificate for 100% EOU	商務省(Ministry of Commerce) 100% EOU(Export Oriented Unit) の証明書
20	Supporting documentary proof for Turnover	売上高の証拠裏付けを補足する書類
21	NOC/PA document issued by FSSAI (In case of multiple documents, merge them into one document and the upload)	FSSAI が発行する NOC/PA 文書 (複数の文書からなる場合は、それらを1つの文書に統合してアップロードする)
22	IE CODE document issued by DGFT	DGFT (Directorate General of Foreign Trade) 商工省商務局・外国貿易部発行の IE Code(Import Export Code,10桁の Unique 番号)文書
23	From XI: Nomination of Persons by a Company along with the Board Resolution.	Form XI の提出：取締役会決議と共に会社が指名する人物の指名。
24	Certificate provided by Ministry of Tourism (HRACC). (Mandatory of Hotel Only)	観光省 (Ministry of Tourism) からの証明書 (HRACC : Hotel & Restaurant Approval and Classification Committee)。 (ホテルのみ必須)
25	For Transporters – Supporting documentary proof for Turnover or self declaration of number of vehicles (mandatory for Transporter Only)	運送業者の場合 – 売上高又は車両台数の自己申告に関する証拠の裏付け補足資料 (運送業者の場合は必須)
26	Declaration Form	宣誓書

➤ Form-B for License https://foodlicensing.fssai.gov.in/pdf/form_b.pdf

Ref: FSSAI home page

b. State License 取得に必要な書類

番号		書類の内容(仮訳)
1	Form-B Duly completed and signed (In Duplicate)by the Proprietor/Partner or the Authorized Signatory	Form-B 運営者／パートナー又は承認を受けた署名者による作成と署名 (複製)
2	Blueprint/Layout plan of the processing unit showing the dimensions in metres/square metres and operation-wise area allocation(mandatory for manufacturing and processing units only)	m/m ² 単位の寸法を示す加工設備の設計図とレイアウト計画 (製造及び加工設備にのみ必要)
3	List of Director/Partners/Proprietor/Executive Members of Society.Trust with full address and contract details(mandatory for companies only)	役員／パートナー／所有者／執行役員のリスト。完全な住所と契約の詳細を預ける (企業にのみ必須)
4	Name and List of Equipments and Machinery along with number, installed capacity and horse power used(mandatory for manufacturing and processing units only)	設備及び機械の名称リスト、導入数、導入された設備の能力、必要な出力 (使用された設備、設備及び馬力) (製造及び処理ユニットにのみ必要)
5	Phot I.D and address proof issued by Government authority of Proprietor/Partner/Director(s)/Authorized Signatory	所有者／パートナー／役員／公認署名者の政府機関によって発行された写真 I.D 及び住所証明
6	List of food category desired to be manufactured.(In case of manufacturers)	製造を希望する食品カテゴリーのリスト (製造者の場合)
7	Authority letter with name and address pf responsible	製造業者が指名した権限が与えられた責任者及

番号		書類の内容(仮訳)
	person nominated by the manufacturer along with alternative responsible person indicating the powers vested with them viz assisting the officers in inspections, collection of samples, packing & dispatch.(for manufacturers/processors)	び、それに付随する代理責任者で、検査、検体採取、梱包及び発送の補助を行う人員の名前及び住所が記載された委任状（製造業者／加工業者）
8	Analysis report(chemical & Bacteriological) of water to be used as ingredient in food a recognized/public health laboratory to confirm the portability(mandatory only for manufacturing and processing units only)	可搬性を確認するための認定公衆衛生研究所による食品の成分として使用される水の分析報告書（化学的及び細菌学的）（製造及び加工ユニットのみに必須）
9	Proof of possession of premises.(sale deed/Rent agreement/Electricity bill, etc.) (optional)	土地所有権証明書（売却証書／賃貸借契約書／電気代など）（オプション）
10	Partnership Deed/Affidavit of Proprietorship /Memorandum & Articles of Association towards the constitution of the firm. (optional)- For MoA – Three pages need to be uploaded (First page – Certification of incorporation, Second page – Authorization of food business activity and Third page – list of directors with address)	パートナーシップの証書／所有権の宣誓書／会社の構成に関わる覚書や定款（オプション） - MoA 基本定款の場合 - 以下 3 ページをアップロードする必要がある（第 1 ページ - 設立証明書、第 2 ページ - 食品事業の認可、第 3 ページ - 取締役リスト）
11	Copy of certificate obtained under Coop Act 1861/Multi State Coop Act – 2002 in case of Cooperatives	共同組合の場合、Coop Act 1861 / Multi State Coop Act – 2002 の下で取得した証明書の写し
12	NOC & Copy of License from Manufacturer(mandatory for relabelers and repackers only)	NOC(No Objection Certificate)及び、製造業者からのライセンスコピー（再ラベリングと再包装を行う者のみに必須）
13	Food Safety Management System plan or certificate (if any)	食品安全管理システム計画又は証明書（もしあれば）
14	Source of milk or procurement plan for milk including location of milk collection centres etc. In case of Milk and Milk Products processing units.(wherever applicable)	ミルク収集センターの所在地を含むミルクの調達元又は調達計画等。ミルク及びミルク製品加工ユニットの場合（該当する場合）
15	Source of raw material for meat and meat processing plants.(wherever applicable)	肉及び肉加工設備の原材料の供給源（該当する場合）
16	Pesticide residues report of water in case of units manufacturing packaged drinking water, packaged Mineral water and/or carbonated water from recognized/ public health laboratory	認定された公衆衛生研究所によるパッケージングされた飲料水、包装されたミネラルウォーター、及び／又は炭酸水を製造するユニットに対する残留農薬報告書
17	Recall plan wherever applicable, with details on whom the product is distributed.(optional)	該当する場合はいつでも対応する製品の詳細配布先に対するリコール・プラン（オプション）
18	NOCs from Municipality or local body.(optional)	自治体又は地方自治体の NOC (No Objection Certificate)（オプション）
19	Ministry of Commerce Certificate for 100% EOU	商務省(Ministry of Commerce) 100% EOU(Export Oriented Unit) の証明書
20	Form XI: Nomination of Persons by a Company along with the Board Resolution.	Form XI の提出：取締役会決議と共に会社が指名する人物の指名。
21	Certificate provided by Ministry of Tourism (HRACC). (Mandatory of Hotel Only)	観光省 (Ministry of Tourism) からの証明書（HRACC : Hotel & Restaurant Approval and Classification Committee）。（ホテルのみ必須）
22	For Transporters – Supporting documentary proof for Turnover or self declaration of number of vehicles (mandatory for Transporter Only)	運送業者の場合 - 売上高又は車両台数の自己申告に関する証拠の裏付け補足資料（運送業者の場合は必須）
23	Declaration Form	宣誓書 (Delhi 及び Himachal Pradesh のみ)

➤ Form-B for License https://foodlicensing.fssai.gov.in/pdf/form_b.pdf

Ref: FSSAI home page

c. Registration に必要な書類

番号		書類の内容(仮訳)
1		Form-A 運営者／パートナー又は承認を受けた署名者による作成と署名 (複製)
2	Photo of food business operator	食品事業者の写真
3	Documents for identity proof like Ration Card, Voter ID Card, PAN Card, Driving License, Passport, Aadhar Card, Senior citizen card, Department issued ID	Ration Card、Voter ID Card、PAN Card、運転免許証、パスポート、Aadhar Card、高齢者 Card、デパート発行 ID のような身元証明書類
4	Supporting documents(if any) NOC by Municipality/Panchayat, Health NOC	市町村による NOC (No Objection Certificate)、Health NOC (もしあれば)

➤ Form-A for Registration https://foodlicensing.fssai.gov.in/pdf/Form_A.pdf

Ref: FSSAI home page

5.2 食品輸入に係る手続き

FSSAI による食品輸入に係る手続きを以下に整理する。なお、商業用の食品原料及び食品添加剤を含む食品の輸入業者は、前項記載のようにセントラルライセンスの取得が必須となる。

5.2.1 食品輸入に向けた手続き

5.2.2 手続き 1：税関システム（ICEGATE）での申請書の提出

輸入者は、Single Window（Single Window Interface for Facilitating Trade (SWIFT)）上の ICE GATE(Indian Customs EDI Gateway)で、貨物審査のために輸入申告書（Bill of Entry（BOE））を関税局に申請する必要がある。

リスク管理システム（RMS）が申請内容の精査を行うが、食品のサンプリングが要求される。BOE は、オンラインの FSSAI の食品輸入通関システム（Food Import Clearance System（FICS））を通じて照会されるか、自動承認（Green Channel）される（リスク管理システム（RMS）による精査のため、全ての食品は高リスク食品とその他／低リスクの2つのカテゴリーに分類される。危険度の高い品目の場合、最初の商業貨物 5 個について 100%のサンプリングが行われ、それらサンプルが審査をパスすると、次の貨物 20 個については、25%のサンプリングが行われる。これら全てのサンプルが審査をパスすると、その後は貨物の 5%にサンプリング審査が行われる。いずれかの段階で、サンプル審査が承認されなかった場合、その後再び、100%のサンプリング審査が行われる。以下に高リスク商品を記載する。

No.	The High Risk Food Items	高リスク食品（仮訳）
1	Meat & Meat Products	肉と肉製品
2	Fish & Fish products	魚と魚製品
3	Egg & Egg Products	卵と卵製品
4	Milk Products	乳製品
5	Condensed Milk	コンデンスミルク
6	Milk Cereal base Wearing Foods	ミルクシリアルベースの離乳食
7	Infant Milk food	乳児用ミルク食品
8	Infant Formulae	乳児用調製粉乳
9	Fats in any form except edible vegetable fat	食用植物性脂肪以外のあらゆる形態の脂肪
10	Cocoa Butter Equivalent or substitutes	ココアバターの同等品または代替品

出典：FSSAI “Manual for Food Imports”

5.2.3 手続き 2：FICS への登録、ログイン及び書類のアップロード

税関代理人又は輸入業者は FICS⁷⁴に登録する必要がある。ICEGATE によって転送された申請書が認定者（Authorized Officer：AO）によって承認された後、その内容が、FICS に表示される。税関のみならず FSSAI の認定者の港湾別リストは本資料の附属書-IV に掲載されている。輸入業者はその後、必要な裏付け書類を提出しなければならない。FICS は完全なオンラインシステムであり、補足文書のハードコピーは不要である。FICS での申請手続きで問題があれば、FICS 又はそれぞれの FSSAI 地域事務所連絡することが可能である。

5.2.4 手続き 3：書類の精査、試験所による試験費用の支払い、目視検査の予約

FSSAI の認定者（Authorized Officer: AO）は、提出された文書を精査し、食品貨物が FSSAI によって

⁷⁴ FICS ウェブサイト：www.ics.fssai.gov.in

指定された様々な食品及び添加物を含む食品成分に関わる基準に準拠していることを確認する。認定者により、FICS にアップロードされた申請書類について疑義が生じた場合、申請者は追加情報を提出して回答することが可能である。申請が包装及び表示上の理由により認定者によって認められなかった場合、当該輸入業者は指定された様式を用いて、FSSAI (Director) 本部に、不服申し立てをすることができる。この最初の不服申し立て（輸入）が却下された場合、輸入業者は、その決定が最終的なものとなる FSSAI (CEO) に 2 度目の不服申し立てをすることができる。文書が正しいことが判明した場合、認定者は輸入業者に支払いゲートウェイシステムを通じて以下の手数料をオンラインで入金するよう依頼する。

- ❑ 目視検査料：2,000インドルピー
- ❑ 輸入食品サンプルの検査分析手数料
- ❑ 以下のサンプルに対し12,000インドルピー＋税金が適用：乳児用栄養食品、乳児用ミルク食品、乳児用調製粉乳、ミルクシリアルベースの補助食品、加工シリアルベースの補助食品、飲料水とミネラルウォーターの包装。
- ❑ 全てのカテゴリーに適用、5,000インドルピー＋税金。

支払いの確認の後、認定者は税関代理人／輸入業者に対し、2 回の貨物検査機会を提供し、確認の後、貨物の検査のための機会を決定する。その後、認定者はサンプルの一部を抜き取る。

5.2.5 手続き 4：目視検査とサンプリングプロセス

認定者は、食品が温度と衛生状態について最適な保管条件で輸送又は保管されてきたことを確認するために貨物検査を行う。食品は、その特定の食品に適用される規制に従って包装され、表示される。必須表示要件は以下のとおりであるが、バルク／卸売／小売包装、一次農産品／中間品／加工製品及び特別食品など、さまざまな要因によって異なる場合がある。

No.	Minimum mandatory labelling requirement	必須表示要件（仮役）
1	Name of the product, best before/expiry date, date of manufacturing/Packing	商品名、賞味期限／賞味期限、製造日／梱包日
2	Name & complete address of the manufacturer/packer	製造元／梱包業者の名称と完全な住所
3	Lot No./Batch No	ロット番号／バッチ番号
4	Ingredient List	成分リスト
5	Nutritional Information	栄養成分表示
6	Net Weight	正味重量
7	Details in respect of additives such as preservatives, Flavours, Stabilizer, Colour, Emulsifier, flavor enhance etc	防腐剤、風味剤、安定剤、色、乳化剤、風味向上剤などの添加剤に関する詳細
8	Importer's name and address	輸入者の名称と住所
9	Veg and Non-veg logo	Veg and Non-veg のロゴ
10	FSSAI License no and logo	FSSAI ライセンス番号とロゴ
11	Category or sub category along with generic name, nature and composition for proprietary food.	専有食品の一般名、性質及び組成とカテゴリー又はサブカテゴリー

出典：FSSAI "Manual for Food Imports"

輸入業者の氏名及び住所、Veg 及び Non-veg のロゴ、FSSAI ライセンス番号及びロゴ、食品の属性名、性質及び組成に従ったカテゴリー又はサブカテゴリーに関連する表示上の欠陥の場合、認定者は、欠陥を修正するために税関保管倉庫において、取り外し不可能なステッカーを貼り付けることを許可する場合がある。認定者による不承認の場合には、輸入業者は再審査申請を提出することができる。

検査の際、貨物の梱包及び表示要件を含む全てが満足のいくものであると判断された場合、サンプルが採取され（2 件）、それ以外の場合は、その詳細な理由を引用して認定者が不適合報告書を発行する。

輸入業者は、目視検査に同席し、サンプル検査及び証人審理の手引き、目視検査におけるサンプルの封印、サンプルの取り出しを補助し、そして封印されたサンプルに自分の反対署名（要説明）を付ける。輸入業者が提示された 2 回の審査機会に同席できない場合、CEO 又は認定者によって、2,000 インドルピーの罰金が科せられる条件のもと、将来の審査機会が提供される。

5.2.6 手続き 5：試験所における分析

現在、FSSAI は Chennai（チェンナイ）、Mumbai（ムンバイ）、Kolkata(コルカタ)、Delhi（デリー）、Kochi（コチ）及び Tuticorin（ツチコリン）の 6 つの港で食品輸入貨物を取り扱っている。透明で迅速なプロセスによる食品輸入貨物の検査については、全国の 142 の国立研究所が認定試験所として FSSAI から指定されている。ほとんどの輸入地点には輸入品の品目に対応できる複数の FSSAI 認定試験所があり、試験所は完全自動化によって無作為選択される。

5.2.7 手続き 6：異議なし証明書／不適合証明書の発行

輸入食品に係る食品安全基準法（2006 年施行）及びその規則に則った適合又は不適合を示す検査報告書に基づき、異議なし証明書（NOC）又は不適合報告書（NCR）が発行され、税関に伝達される。NCR の場合、輸入業者は指定された試験所による再テストを申請することが可能である。輸入業者による必要手数料の入金の後、認定者は指定試験所に 2 番目のサンプルを送り、その研究室の評価が、最終決定となる。最初のサンプルが適合していることが判明した場合、申請者は NOC の受領後、FICS で 15 日以内に 2 番目のサンプルの取戻し申請が可能である。

5.2.8 食品輸入にあたり提出を求められる資料

以下は、FSSAI が発行している Manual for Food Imports を参照して作成している。食品輸入に当たり提出を求められる資料は以下のとおりである。

No.	Mandatory Documents	必須資料（仮訳）
1	Import-Export Code DGFT and valid Import License from FSSAI	輸出入コード(Export & Import License : DGFT)と FSSAI からの有効輸入許可証 (Import License)
2	Country of Origin Certificate	原産国証明書
3	Complete Certificate of Analysis including safety parameters from Country of Origin (Mandatory for Proprietary Food & miniature sample of high price liquor)	原産国で発行された安全評価基準を含む完全な分析証明書（商標（特許）で守られた食品、高額な酒の小型サンプルは必須）
4	High Sea Sales Agreement	High Sea Sales Contract : 物品がインドの税関エリアに到達する前に当該物品の販売契約を締結する形でインド国内の顧客に対して販売するスキームを High Sea Sales という。
5	Bill of landing mentioned in the Bill of Entry (BoE) for Sea consignment and Airway bill for Air consignment	Bill of Entry : 税関、輸入申告書 海上委託（販売）に対する税関・輸入申告書(Bill of Entry)に記載されている船荷証券、及び航空委託（販売）に対する航空貨物運送状(Airway Bill)

No.	Mandatory Documents	必須資料（仮訳）
6	Ingredients List	成分リスト
7	Specimen copy of label	ラベルの見本コピー
8	Declaration that BoE has not been referred on SW (Declaration is required to be in company letterhead.)	税関・輸入申告書（BoE）が SW で参照されていないという宣言（宣言は会社のレターヘッドにあることが必要）
9	Examination Order	検査命令
10	Transit countries list if Food Articles have been transshipped	食品が輸送されてきた場合、通過国のリスト
11	Invoice/Performa Invoice	コマーシャルインボイス／プロフォルマインボイス
12	Packing List	パッキングリスト、自己申告書（該当する場合）
	Self-Declaration Document(s), As Applicable	
13	End use declaration by the importer, Sanitary/phyto-sanitary certificates from the exporting country for primary foods	輸入者による最終使用宣言、主要食品の輸出国からの衛生／植物検疫証明書
14	Undertaking from importer for issue of provisional NOC for frozen & chilled imported food consignment.(Form 12 of FSS import Regulation,2017)	冷凍・冷蔵輸入食品委託（販売）に対する暫定 NOC 発行のための輸入者からの引き受け宣言（FSS 輸入規則の様式 12、2017）
15	Undertaking from importer for issue of provisional NOC for imported food consignment with less than 7 days shelf life.(Form 13 of FSS Import regulation,2017)	賞味期限 7 日未満の輸入食品委託（販売）に対する暫定 NOC 発行のための輸入者からの引き受け宣言（FSS 輸入規則の様式 13、2017）
16	Undertaking from importer for imported food consignment containing bulk packages and having representative samples.(Form 14 of FSS Import regulation,2017)	大量包装を含み、代表サンプルを有する輸入食品委託（販売）のための輸入者からの引き受け宣言（FSS 輸入規則の様式 14、2017）
17	Undertaking from importer for imported consignment containing bulk packages but not having representative samples.(Form 15 of FSS Import Regulation,2017)	大量包装を含むが代表サンプルを持たない輸入委託（販売）の輸入者からの引き受け宣言（FSS 輸入規制の様式 15、2017）

出典：FSSAI "Manual for Food Imports"

5.3 進出に係る参入障壁

5.3.1 農業分野のヒアリング結果

項目	課題・障壁等（事例）	課題の分類	管轄省庁	課題分析	対応策
現地拠点の開設	・手続きが不透明。 ・行政上手続きの不備によるペナルティー。	連邦政府の法律・規制	インド準備銀行（RBI） 企業省（MCA）	・一般的な会社設立の許可に係る省庁は左記 2 省だが、種子の輸入といった場合には、他省から事前承認が必要な場合もある。	・専門家への相談。 ・ジャパン・プラス⁷⁵への相談。
輸出入(非関税障壁)にかかる規制	・輸入植物検疫の条件が厳しい。 ・国際基準と異なる厳しい検疫条件、担当者によって要求が変わる。	連邦政府の法律・規制	農業農民福祉省（MoAFW）	・国際基準の有無、準拠の状況の確認が必要 ・州によって基準が異なる可能性がある。	・日本国農林水産省より現地政府へ申し入れ。
国内税制にかかる問題	・過去の記録の提出を求められる。20 年前の資金の移動を証明できないために、ペナルティーを課せられる。	法令・規則・ルールの未整備	所得税庁	・過去の資金移動の詳細を問われる場合はある。	・経験のある会計士、銀行に相談。
国内法務にかかる問題	・手続きが煩雑。 ・他国では必要と思われない証明手続きが多い。	連邦政府の法律・規制	州政府	・手続きが複雑という声は複数聞かれている。	・時間を要することを想定しておく。 ・不自然に感じる手続き等はジャパン・プラス等へ相談。
物流にかかる問題	・輸入港の実質的な制限。輸入植物検疫所の不備で、ムンバイとデリーからしか輸入が困難で、入荷までに時間とコストがかかる。	法令・規則・ルールの未整備	農業農民福祉省（MoAFW）	・繁殖用種子及び植物並びに生きた昆虫、微生物培養物、生物的防除資材、土壌等規制品目は、アムリッツアル、チェンナイ、コルカタ、ムンバイ、ニューデリーを通して輸入可能。 ・ただし、遺伝資源、遺伝子導入植物資材及び遺伝子組み換え植物についてはニューデリー空港のみ。	・業界団体での陳情と、政府間交渉での解決が望ましい。

5.3.2 食品加工分野のヒアリング結果

項目	課題・障壁等（事例）	課題の分類	管轄省庁	課題分析	対応策
----	------------	-------	------	------	-----

⁷⁵ ジャパン・プラス：2014 年にインド政府の産業政策推進局は「Japan Plus」を設立。投資誘致機関であるインベスト・インド内にはジャパンデスクを設置 <https://www.investindia.gov.in/country/japan-desk>

項目	課題・障壁等（事例）	課題の分類	管轄省庁	課題分析	対応策
現地拠点の開設	ヘーグ条約（認証不要条約）に加盟していない。日本および中国から出資としたのだが、ヘーグ条約に加盟していない国の企業との合弁に時間を要した。	法令・規則・ルールの未整備	企業省（MCA）	・会社設立には状況により時間を要することが想定される。	・専門家への相談。 ・ジャパン・プラスへの相談。
	店舗ごとにライセンスを取得する必要がある。	州政府の法律・規制	FSSAI	・店舗形態によるが、店別の営業許可は必要。少なくとも州をまたぐ場合は必要になる。	・専門家への相談。 ・ジャパン・プラスへの相談。
工場用地探し	土地を買った後に土地の価格が上昇すると、農民に還元するという法律がある。	連邦政府の法律・規制	各州政府	・本ケースには、①適正な土地代を支払っていない、②土地代が上昇してしまった、2つのケースでの補填がある。 ・インドには戸籍制度がなく、土地の権利関係は専門家による調査確認が必要。	・専門家への相談。 ・ジャパン・プラスへの相談。
	フードパークの契約期間が長い。	州政府の法律・規制	各州政府、公社	・各フードパークによって状況は異なる。例：ハリヤナ州は HSIID ⁷⁶ が窓口。	・州政府との交渉。
工場インフラ（水・電気等）	工業団地のユーティリティーコストの高さ	州政府の法律・規制	各州政府、公社	・各フードパークによって状況は異なる。例：ハリヤナ州は HSIID が窓口。	・州政府との交渉。
	井戸を掘るにも、無線を使うにも許可が必要。事務が煩雑になる。	州政府の法律・規制	各州政府、公社	・無線や井戸には日本と同様に許可が必要。	・州政府との交渉。
商品	マハラシュトラ州のプラスチック規制は、特に注視している。現在、裁判中との認識であり、その判決が出るのを待っている。	州政府の法律・規制	州裁判所	・プラスチック規制の影響は加工食品セクターに大きい。他州へ広がる可能性もあり動向に注視する必要がある。	・規制導入に備えた代替品の検討等。

⁷⁶ HSIID：ハリヤナ州産業インフラストラクチャー開発公社（Haryana State Industrial & Infrastructure Development Corporation Ltd.）

項目	課題・障壁等（事例）	課題の分類	管轄省庁	課題分析	対応策
各種規制 （食品表示）	2018 年 4 月に FSSAI が公開した新たな食品表示規制案において、うま味調味料については従来の「12 ヶ月未満の乳幼児に推奨しない」旨に加え、「妊婦にも推奨しない」旨の表示義務が加わった。いずれも科学的根拠に乏しく、不当な表示規制である。科学的根拠に基づき、正当な表示規制が発布されることを強く望む。	法令・規則・ルール の未整備	食品安全 基準局 (FSSAI)	・科学的根拠に基づく陳情ができるのであれば、農林水産省が主催する FSSAI との意見交換会で議題にすることができる。	・官民対話等への参加や業界団体での陳情。
税制	GST の申告手続きをインボイスごとに実施しなければならず、取引顧客を多く抱える企業にとっては申告業務が重荷となっている。	法令・規則・ルール の未整備	所得税庁	・商慣習の違い。	・官民対話等への参加や業界団体での陳情。

5.3.3 外食産業分野のヒアリング結果

項目	課題・障壁等（事例）	課題の分類	管轄省庁	課題分析	対応策
商品	プラスチック包材使用禁止。	州政府の法律・規制	州政府	・外食業界にとって大きな関心事で迅速な情報共有が必要。	・MAFF や在インド日本大使館より情報共有。
食材	醤油の味の違いは規制の問題もある。インドでは粘土を 25%以上にしなないといけないが、日本では 10% 以下。	州政府の法律・規制	食品安全 基準局 (FSSAI)	・日本食材に応じた食品の認証が必要になる。	・官民対話等への参加や業界団体での陳情。
酒類販売 の許可	4 月前に申請しても承認が降りるのは 5 月。ビール最大手のキングフィッシャーでさえライセンスの許可がおりず 4 月に欠品した。	担当官の不正な運用	食品安全 基準局 (FSSAI)	・アルコールライセンスの手続きに係る遅延は複数の業者から指摘されている。	・ジャパン・プラスへ相談。 ・4、5月の在庫管理に注意をする。
	高速道路の出入り口から 500 メートル以内はアルコール販売禁止となった。	州政府の法律・規制	州政府	・突然のルール・規制変更 ・インド商工会には飲食業界はない。情報共有ができていない。	・飲食業分野での情報共有体制の構築。
	新規のアルコールライセンスを取得に、通常の手続きだと 1 年かかる。	担当官の不正な運用	食品安全 基準局 (FSSAI)	・事実であれば、対応策が求められる。	・ジャパン・プラスへ相談。

項目	課題・障壁等（事例）	課題の分類	管轄省庁	課題分析	対応策
不動産契約	オーナー有利の賃貸事情。入居していたショッピングモール側からオープン2ヶ月で突然モール内での移転を迫られた。ほかのテナントが高値で契約したためとの説明のみで、営業保証も引越し代も払おうともしなかった。	法令・規則・ルールの未整備	—	・商慣習の違いでありオーナーとの交渉は注意が必要。	・悪質な場合はジャパン・プラス等へ相談。
輸入食材の調達	ラベル表記がインド特有。VEG、Non-VEG マークの貼り付けミスがあり商品を廃棄することになる等、輸入商品の販売のコストがかさむ。	連邦政府の法律・規制	税関、中央物品税・サービス税局 (CBEC)	・商慣習の違いもあるが、VEG、Non-VEG マークは重要である。	・事前に規制等を十分に把握する必要がある。
	運ぶ容器の違いで関税が異なる等の事象があった。	担当官の不正な運用	税関、中央物品税・サービス税局 (CBEC)	・賄賂目的に意図的に誤ったルールの運用等を行う事例がある。	・専門家への相談。 ・ジャパン・プラスへ相談。
通関にかかる規制	不当に高い関税をかけられる。	担当官の不正な運用	税関、中央物品税・サービス税局 (CBEC)	・賄賂目的に意図的に誤ったルールの運用等を行う事例がある。	・専門家への相談。 ・ジャパン・プラスへ相談。
現地への出資・送金	対外商業借入 (ECB ⁷⁷) が組めない。資金調達方法が増資しかない。外食業界で日本からの増資に頼れるのは一部大手だけ。	州政府の法律・規制	インド準備銀行 (RBI)	・2019年1月のRBIによる通達により親子ローン規制は緩和された。	・解決済み

⁷⁷ ECB : External Commercial Borrowing